

野田の保健福祉

平成30年度



野 田 市
保健福祉部・児童家庭部

はじめに

ここに「野田の保健福祉」平成30年度版を刊行いたします。

市の保健福祉分野は、生活困窮者支援、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、保健医療など市民の皆様との関わりを深く持つ部門です。

現在、少子高齢化を背景に単身世帯の増加、社会的孤立、高齢者・児童に対する虐待などの権利侵害、貧困の世代間連鎖など、さまざまな問題が発生しております。

国では、「介護報酬・診療報酬等改定」をはじめ、「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度見直し」、「子育て安心プラン前倒し実施」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自殺対策計画の策定」、さらに「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、暮らすことのできる地域づくり「地域共生社会の実現」を推進しています。

こうした中、野田市では、平成28年度からスタートした総合計画において、これまでの野田市のまちづくりの成果を引き継ぎ、新たなまちの将来都市像を定め、行財政の計画的な運営や個別施策、事業を推進するとしており、それぞれの分野の計画に位置付けた各種施策を確実に実施しつつ、保健福祉の連携の取れた総合的なサービスの充実に努めております。

具体的には、シルバーリハビリ体操やのだまめ学校などを柱とした介護予防10年の計を平成29年度に開始し、さらにオレンジカフェ（認知症カフェ）、障がい者の重度化・高齢化への対応や就労支援サービスの質の向上など、各種課題に対応するとともに、介護職員の確保及び定着に向けた支援、保育所などの整備と保育士確保対策による待機児童等の解消を推進しております。また、30年度より、育児休業中の方などの職場への復帰を支援するため、「待機児童・保留者支援事業」を開始しました。

さらに従前より実施しております学童保育サービスの充実、ひとり親家庭への支援、生活困窮者の自立相談支援、福祉のまちづくりパトロールと交通バリアフリー法の趣旨を反映した公共施設の整備などにつきましても、より一層の充実に向けて取り組んでおります。

今後も、「野田市にお住いの誰もが、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年9月

保健福祉部長 直井 誠

目 次

はじめに

第1章 野田市の概要	1
1. 地理的概要	1
2. 野田市の人口	2
3. 平成30年度一般会計予算	6
第2章 野田市の保健福祉	9
1. 保健福祉施策のあゆみ	9
2. 保健福祉部・児童家庭部の課等	17
第3章 主要施策の概要	24
第1節 児童福祉	24
1. 児童の福祉	24
2. 保育の概要	24
3. 学童保育所	28
4. 児童館	31
5. 家庭児童相談室	32
6. 児童福祉施設	33
7. 野田市ことば相談室	33
8. 子ども医療費の助成	34
9. 児童手当	34
10. 育児支援家庭訪問事業	34
11. ファミリー・サポート・センター	34
12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成	35
13. 児童虐待防止推進月間事業	35
14. 子育て短期支援事業	36
第2節 母子家庭等の福祉	37
1. 母子福祉	37
2. 父子福祉	37
3. 児童扶養手当	37
4. ひとり親家庭等医療費の助成	38
5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	39
6. 母子・父子・自立支援員・婦人相談員	40

7.	養育者支援手当	42
8.	ひとり親家庭等日常生活支援事業	43
9.	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	43
10.	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	43
11.	ひとり親家庭情報交換事業	44
12.	母子家庭等就業自立支援事業	44
13.	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	44
第3節	障がい者(児)の福祉	46
1.	障がい者手帳	46
2.	障害福祉サービス等	47
3.	医療・補装具関係	51
4.	手当等	54
5.	日常生活の充実	57
6.	相談・派遣等	58
7.	野田市の障がい者(児)施設サービス	63
第4節	生活保護	67
第5節	高齢者の福祉	71
1.	高齢者の人口	71
2.	ねたきり老人対策	71
3.	ひとり暮らし老人対策	72
4.	敬老事業	73
5.	老人クラブ	74
6.	ゲートボール場等整備用砂支給	74
7.	老人デイサービス事業	74
8.	介護職員の養成	75
9.	老人福祉施設	75
10.	シルバー人材センター	76
第6節	介護保険	77
1.	介護保険料	77
2.	要介護(要支援)認定申請	78
3.	介護認定審査会	78
4.	介護サービス受給者数	79
5.	介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会	80
6.	市直営介護保険サービス事業	81

7. 地域支援事業	81
第7節 社会福祉	85
1. 難病療養者見舞金	85
2. 高額療養費貸付	85
3. 被爆者健康管理見舞金	85
4. 災害見舞金	85
5. 総合福祉会館	86
6. 福祉のまちづくり	86
7. 生活困窮者自立支援事業	86
第8節 人権施策の推進	88
1. 人権教育・啓発事業	88
2. 同和対策	91
第9節 男女共同参画の推進	92
第10節 保健事業	94
1. 母子保健事業	94
2. 子ども支援室	98
3. 予防接種	100
4. 地区組織育成事業	107
5. 健康づくり推進事業	108
6. 思春期教育講演会	108
7. 健康増進事業	108
8. 防疫事業	115
9. 急病センター診療状況	115
10. 実習生受け入れ状況	115
第11節 地域福祉施設	116
1. 福祉センター	116
2. 福祉会館	116
3. 福祉施設一覧表	119
第12節 民間福祉活動	122
1. 民生委員児童委員	122
2. 野田市社会福祉協議会	122

第1章 野田市の概要

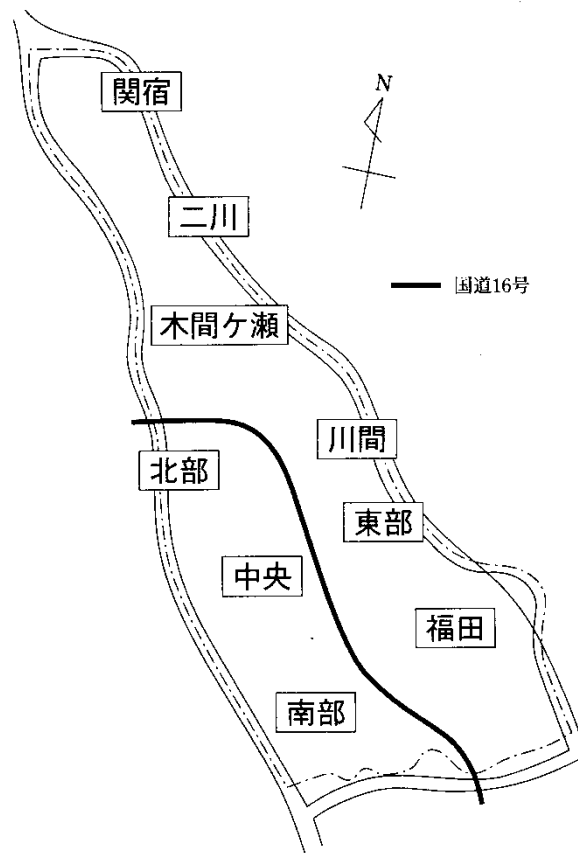
第1章 野田市の概要

1. 地理的概要【生活支援課】

野田市は、千葉県の北西部に位置し、利根川を境にして東は茨城県、西は江戸川を境として埼玉県に接している。都心から直線にして30km、千葉市からは45kmの距離にある。古くから「しょうゆの町」として知られ、しょうゆ産業の進展と共にまちが発展してきた。その製造は、永禄年間(1558～1569)に始まったといわれ、以来野田市の中心的産業にとどまらず、人々の暮らしや文化、福祉などに大きな影響を与えてきた。

また、平成15年6月に隣接していた東葛飾郡関宿町との市町村合併により市域も広がり豊かな自然と歴史的遺産を継承するに至った。

現在の人口は15万人を超え、中堅都市として近代化は目ざましく、文化教育、都市計画に意欲的に取り組んでいる。



2. 野田市の人口【市民課・行政管理課】

(1) 人口の推移

市内各地で行われた住宅地の開発分譲等により、人口・世帯数ともに上昇していたが、人口増加率は、20年にピークを迎え、その後は減少傾向となっている。

(各年4.1現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	1世帯当たり の 人 員 (人)	前 年 比 人口増加率 (%)
19	57,897	154,630	77,702	76,928	2.67	0.47
20	59,320	156,083	78,424	77,659	2.63	0.94
21	60,452	156,876	78,823	78,053	2.60	0.51
22	61,250	157,183	78,933	78,250	2.57	0.20
23	61,950	157,033	78,888	78,145	2.53	-0.10
24	62,992	157,363	79,112	78,251	2.50	0.21
25	63,322	156,725	78,706	78,019	2.48	-0.41
26	63,956	156,124	78,386	77,738	2.44	-0.38
27	64,609	155,610	78,104	77,506	2.40	-0.33
28	65,405	155,134	78,003	77,131	2.37	-0.31
29	66,237	154,772	77,822	76,950	2.33	-0.23
30	67,122	154,348	77,570	76,778	2.29	-0.27

(24年度まで住民基本台帳及び外国人登録者数であり25年度より外国人も含んだ住民基本台帳人口による)

(2) 人口動態

自然動態は減少傾向であり、社会動態も19年度をピークに減少傾向となっている。(24年度については、住基法改正により外国人を加算したため、社会動態が増加している。)

(住民基本台帳による)

年度	自 然 動 態			社 会 動 態			人口増	婚姻	離婚
	出 生	死 亡	増 加	転 入	転 出	増 加			
19	1,169	1,258	-89	6,429	5,006	1,423	1,334	1,639	449
20	1,249	1,171	78	5,726	5,075	651	729	1,651	470
21	1,216	1,236	-20	5,066	4,698	368	348	1,623	466
22	1,160	1,404	-244	4,792	4,642	150	-94	1,494	455
23	1,134	1,387	-253	4,685	4,720	-35	-288	1,486	447
24	1,067	1,321	-254	6,702	5,090	1,612	1,358	1,479	404
25	1,087	1,436	-349	5,016	5,268	-252	-601	1,562	468
26	984	1,489	-505	5,022	5,031	-9	-514	1,437	421
27	988	1,607	-619	5,187	5,044	143	-476	1,437	429
28	883	1,539	-656	5,136	4,842	294	-362	1,446	416
29	876	1,570	-694	5,448	5,178	270	-424	1,450	427

(3) 人口構成

(30.4.1 現在)

年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計
0～4	2,547	2,536	5,083	55～59	4,315	4,275	8,590
5～9	3,376	3,085	6,461	60～64	4,746	4,980	9,726
10～14	3,676	3,468	7,144	65～69	6,496	7,139	13,635
15～19	3,713	3,525	7,238	70～74	5,930	6,119	12,049
20～24	4,159	3,517	7,676	75～79	4,366	4,559	8,925
25～29	3,599	3,163	6,762	80～84	2,601	3,336	5,937
30～34	4,037	3,714	7,751	85～89	1,123	2,140	3,263
35～39	5,023	4,425	9,448	90～94	376	1,005	1,381
40～44	6,268	5,500	11,768	95～99	60	339	399
45～49	6,219	5,437	11,656	100～	8	42	50
50～54	4,932	4,474	9,406	合 計	77,570	76,778	154,348

(4) 労働力の状態(15歳以上)

(27.10.1 現在)

区 分	※総 数	労働力人口							非労働力人口			
		総 数	就業者					完全 失業者	総 数	家 事	通 学	そ の 他
			総 数	主 に 仕事	ほ か 仕事	家 事 の	仕 事 通 学 事 務 等					
総数	133,708	75,875	72,703	57,908	11,634	1,640	1,521	3,172	52,396	19,974	7,657	24,765
男	66,369	44,148	41,981	39,153	1,020	918	890	2,167	19,173	2,254	4,214	12,705
女	67,339	31,727	30,722	18,755	10,614	722	631	1,005	33,223	17,720	3,443	12,060

※労働力状態「不詳」を含む

(5) 産業別就業人口

(27.10.1 現在)

※総 数	第1次産業			第2次産業			第3次産業		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
72,703	1,410	810	600	18,780	13,918	4,862	48,572	25,041	23,531

※分類不能の産業を含む

大字名	人 口				世帯数	増減	大字名	人 口				世帯数	増減	大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減				男	女	計	増減				男	女	計	増減		
野 田	2,538	2,757	5,295	9	2,477	16	山 崎	9,047	8,714	17,761	-90	8,506	-52	船 形	891	892	1,783	0	687	5
上花輪	2,060	2,123	4,183	-1	1,864	4	今 上	325	348	673	-5	255	-1	中 里	1,165	1,121	2,286	-12	1,036	-1
中野台	1,882	1,901	3,783	-14	1,751	1	桜 台	832	785	1,617	-10	750	-3	尾 崎	2,622	2,542	5,164	-2	2,367	-1
清 水	3,401	3,461	6,862	-7	3,101	14	花 井	2,048	2,158	4,206	15	1,673	5	東金野井	353	346	699	-3	296	-2
堤 台	728	728	1,456	-15	650	-6	堤 根	611	535	1,146	-7	503	-1	長 谷	0	0	0	0	0	0
中野台鹿島町	395	392	787	3	363	3	山崎貝塚町	947	930	1,877	-9	849	-6	小 山	178	182	360	-3	139	0
上花輪新町	635	638	1,273	-16	578	-4	山崎梅の台	269	302	571	8	240	4	蕙 打	21	18	39	0	17	0
清水公園東一丁目	364	370	734	1	254	-1	花井一丁目	456	457	913	-4	332	-1	日の出町	710	764	1,474	-3	682	-3
清水公園東二丁目	176	185	361	5	123	1	みずき一丁目	610	616	1,226	16	415	4	尾崎台	721	742	1,463	7	629	7
桜の里一丁目	111	117	228	10	105	6	みずき二丁目	553	567	1,120	-2	376	1	泉一丁目	28	24	52	2	19	1
桜の里二丁目	93	96	189	36	62	11	みずき三丁目	308	293	601	5	185	1	泉二丁目	0	0	0	0	0	0
桜の里三丁目	489	503	992	31	332	7	みずき四丁目	262	252	514	20	190	4							
つつみ野一丁目	142	133	275	-1	97	0	桜 木	284	300	584	-7	258	-2							
つつみ野二丁目	693	635	1,328	-4	420	2	山崎新町	590	544	1,134	-3	487	3							
中央地区計	13,707	14,039	27,746	37	12,177	54	南部地区計	17,142	16,801	33,943	-73	15,019	-44	川間地区計	6,689	6,631	13,320	-14	5,872	6
前月計	13,693	14,016	27,709		12,123		前月計	17,221	16,795	34,016		15,063		前月計	6,703	6,631	13,334		5,866	
増減	14	23	37		54		増減	-79	6	-73		-44		増減	-14	0	-14		6	
目 吹	1,154	1,133	2,287	1	963	1	岩 名	731	726	1,457	-1	665	6	下三ヶ尾	479	403	882	-7	430	1
金 杉	36	40	76	0	54	0	五 木	68	79	147	1	57	0	三 ツ 堀	1,432	1,449	2,881	-12	1,239	2
鶴 奉	674	696	1,370	-9	644	2	谷 津	731	702	1,433	-8	608	0	瀬 戸	698	656	1,354	-8	571	0
柳 沢	2,556	2,427	4,983	11	2,144	13	吉 春	661	681	1,342	-2	584	2	瀬戸上灰毛	0	0	0	0	0	0
宮 崎	1,809	1,849	3,658	-11	1,627	-5	蕃 昌	446	458	904	-5	388	-5	木 野 崎	1,076	1,109	2,185	-4	892	-1
横 内	170	198	368	6	175	5	座 生	0	0	0	0	0	0	上三ヶ尾	132	172	304	-1	170	0
中 根	1,935	2,018	3,953	-27	1,841	-11	五木新田	98	95	193	-6	75	-3	二 ツ 塚	356	341	697	-2	299	-1
大 殿 井	997	990	1,987	2	885	3	七 光 台	2,727	2,618	5,345	-14	2,395	4	西三ヶ尾	502	517	1,019	-4	424	1
東部地区計	9,331	9,351	18,682	-27	8,333	8	岩名一丁目	1,538	1,617	3,155	-20	1,378	-1	福田地区計	4,675	4,647	9,322	-38	4,025	2
前月計	9,338	9,371	18,709		8,325		岩名二丁目	1,349	1,418	2,767	-1	1,131	4	前月計	4,693	4,667	9,360		4,023	
増減	-7	-20	-27		8		五木新町	751	704	1,455	-2	658	0	増減	-18	-20	-38		2	
							春日町	1,022	1,004	2,026	-21	878	-1							
							谷 吉	0	0	0	0	0	0							
							泉三丁目	3	0	3	0	2	0							
							光葉町一丁目	758	725	1,483	-8	472	-1							
							光葉町二丁目	687	690	1,377	-10	437	-1							
							光葉町三丁目	921	919	1,840	-1	567	0							
							北部地区計	12,491	12,436	24,927	-98	10,295	4	野田地域計	64,035	63,905	127,940	-213	55,721	30
							前月計	12,542	12,483	25,025		10,291		前月計	64,190	63,963	128,153		55,691	
							増減	-51	-47	-98		4		増減	-155	-58	-213		30	

大字名	人 口				世帯数	増減	大字名	人 口				世帯数	増減	大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減				男	女	計	増減				男	女	計	増減		
関宿台町	989	884	1,873	-5	768	1	平 井	149	148	297	-2	149	0	木間ヶ瀬	5,668	5,448	11,116	-42	4,853	5
関宿江戸町	145	154	299	-4	109	-1	東宝珠花	433	412	845	-11	351	-1	岡 田	801	763	1,564	-9	673	-5
関宿町	78	82	160	-1	70	0	次 木	506	458	964	7	408	4	丸 井	19	22	41	0	16	0
関宿元町	137	121	258	-4	101	-2	親野井	346	338	684	-4	305	0	岡田新田	0	0	0	0	0	0
関宿内町	23	32	55	0	22	0	古布内	1,233	1,161	2,394	-5	980	-2	木間ヶ瀬新田	1	2	3	0	1	0
関宿三軒家	11	10	21	0	9	0	桐ヶ作	692	728	1,420	-15	672	-1	小計	6,489	6,235	12,724	-51	5,543	0
関宿台町番外	0	0	0	0	0	0	柏 寺	399	381	780	2	321	1							
関宿町番外	1	2	3	0	1	0	新田戸	318	280	598	-1	252	1							
平 成	0	0	0	0	0	0	中 戸	213	222	435	1	201	2							
小計	1,384	1,285	2,669	-14	1,080	-2	東高野	176	159	335	1	158	0	関宿地域計	13,535	12,873	26,408	-112	11,401	6
							西高野	126	109	235	-12	107	-3	前月計	13,595	12,925	26,520		11,395	
							関宿江戸町飛地	6	6	12	0	5	0	増減	-60	-52	-112		6	
							関宿元町飛地	1	1	2	0	1	0							
							はやま	1	0	1	0	1	0							
							中戸谷津	0	0	0	0	0	0	総計	77,570	76,778	154,348	-325	67,122	36
							なみき一丁目	333	282	615	5	286	4	前月計	77,785	76,888	154,673		67,086	
							なみき二丁目	285	276	561	0	232	4	増減	-215	-110	-325		36	
							なみき三丁目	252	218	470	-6	206	-1							
							なみき四丁目	193	174	367	-7	143	0							
							小計	5,662	5,353	11,015	-47	4,778	8							

3. 平成30年度一般会計予算（当初）【生活支援課】

歳 入

(単位 千円)

款	29年度	30年度	増減	構成比%
市 税	22,225,619	22,165,182	△60,437	46.4
地 方 譲 与 税	390,500	410,300	19,800	0.9
利 子 割 交 付 金	16,200	28,000	11,800	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,337,700	2,678,100	340,400	5.6
配 当 割 交 付 金	104,600	95,500	△9,100	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	68,400	113,200	44,800	0.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	175,300	164,800	△10,500	0.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	112,800	149,100	36,300	0.3
地 方 特 例 交 付 金	108,931	135,569	26,638	0.3
地 方 交 付 税	4,270,460	4,287,540	17,080	9.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,518	17,739	△2,779	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	622,350	614,954	△7,396	1.3
使 用 料 及 び 手 数 料	1,101,907	1,108,610	6,703	2.3
国 庫 支 出 金	6,802,751	7,008,140	205,389	14.7
県 支 出 金	2,810,102	2,960,092	149,990	6.2
財 産 収 入	11,094	11,690	596	0.0
寄 附 金	15,103	10,103	△5,000	0.0
繰 入 金	737,239	418,293	△318,946	0.9
繰 越 金	500,000	500,000		1.0
諸 収 入	1,312,526	1,433,488	120,962	3.0
市 債	3,315,900	3,500,600	184,700	7.3
合 計	47,060,000	47,811,000	751,000	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	29年度	30年度	増減	構成比	本年度予算額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
議 会 費	377,733	375,951	△1,782	0.8		4,000	80	371,871
総 務 費	4,438,781	4,388,007	△50,774	9.2	281,661	145,600	474,157	3,486,589
民 生 費	19,575,783	19,945,147	369,364	41.7	8,691,423	47,500	1,044,574	10,161,650
衛 生 費	3,601,252	3,891,683	290,431	8.1	29,022	107,600	532,237	3,222,824
労 働 費	80,200	76,481	△3,719	0.2			116	76,365
農 林 水 産 業 費	823,936	787,405	△36,531	1.6	148,799	30,000	57,896	550,710
商 工 費	346,040	342,868	△3,172	0.7	3,183		201	339,484
土 木 費	5,471,381	5,329,893	△141,488	11.2	617,847	1,158,600	184,310	3,369,136
消 防 費	1,848,280	1,932,195	83,915	4.0	10,252	144,500	9,343	1,768,100
教 育 費	4,884,483	5,306,229	421,746	11.1	185,909	102,800	859,879	4,157,641
災 害 復 旧 費	2	2		0.0				2
公 債 費	5,115,330	4,875,725	△239,605	10.2			20,613	4,855,112
諸 支 出 金	324,767	383,071	58,304	0.8			1,699	381,372
予 備 費	172,032	176,343	4,311	0.4				176,343
合 計	47,060,000	47,811,000	751,000	100.0	9,968,096	1,740,600	3,185,105	32,917,199

保健福祉関係一般会計予算（当初）

（単位 千円）

科目		年度	29年度	30年度	増減	上昇率（%）
民生費			14,949,673	15,421,705	472,032	3.16
	社 会 福 祉 費		3,033,733	3,163,462	129,729	4.28
	老 人 福 祉 費		1,522,610	1,528,803	6,193	0.41
	児 童 福 祉 費		7,233,822	7,775,703	541,881	7.49
	生 活 保 護 費		3,156,240	2,953,261	△ 202,979	△ 6.43
	災 害 救 助 費		3,268	476	△ 2,792	△ 85.43
衛生費			954,754	1,068,974	114,220	11.96
	保 健 衛 生 費		954,754	1,068,974	114,220	11.96

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

民生費各項目別予算（当初）

（単位 千円）

項 目		29年度	30年度	増減	上昇率（%）
民 生 費（款）		14,949,673	15,421,705	472,032	3.16
社会福祉費		3,033,733	3,163,462	129,729	4.28
	社 会 福 祉 総 務 費	152,569	145,545	△ 7,024	△ 4.60
	人 権 施 策 推 進 費	7,187	6,420	△ 767	△ 10.67
	福 祉 会 館 費	23,267	22,548	△ 719	△ 3.09
	障 が い 者 福 祉 費	2,580,675	2,696,655	115,980	4.49
	心身障がい者福祉作業所費	35,615	41,017	5,402	15.17
	あすなろ職業指導所費	81,093	81,725	632	0.78
	こぶし園費	60,371	67,805	7,434	12.31
あおい空費	92,956	101,747	8,791	9.46	
老人福祉費		1,522,610	1,528,803	6,193	0.41
	老 人 福 祉 総 務 費	1,370,435	1,388,432	17,997	1.31
	ダイサービスセンター費	369	352	△ 17	△ 4.61
	養 護 老 人 ホ ー ム 費	108,943	94,832	△ 14,111	△ 12.95
	老 人 福 祉 セ ン タ ー 費	13,864	16,045	2,181	15.73
	地 域 福 祉 セ ン タ ー 費	28,999	29,142	143	0.49
児童福祉費		7,233,822	7,775,703	541,881	7.49
	児 童 福 祉 総 務 費	603,880	622,756	18,876	3.13
	児 童 措 置 費	3,596,368	3,644,116	47,748	1.33
	母 子 福 祉 費	692,340	698,615	6,275	0.91
	保 育 所 費	1,441,420	1,799,371	357,951	24.83
	障 が い 児 福 祉 費	325,337	431,144	105,807	32.52
	あさひ育成園費	35,314	38,433	3,119	8.83
	こだま学園費	107,165	88,011	△ 19,154	△ 17.87
	学 童 保 育 所 費	375,220	393,033	17,813	4.75
	児 童 館 費	39,129	42,895	3,766	9.62
	子 ど も 支 援 室 費	17,649	17,329	△ 320	△ 1.81

項 目		29年度	30年度	増減	上昇率(%)
生活保護費		3,156,240	2,953,261	△ 202,979	△ 6.43
	生活保護総務費	18,788	16,908	△ 1,880	△ 10.01
	扶 助 費	3,137,452	2,936,353	△ 201,099	△ 6.41
災害救助費		3,268	476	△ 2,792	△ 85.43
	災 害 救 助 費	3,268	476	△ 2,792	△ 85.43
衛 生 費		954,754	1,068,974	114,220	11.96
保健衛生費		954,754	1,068,974	114,220	11.96
	保 健 衛 生 総 務 費	37,731	149,265	111,534	295.60
	母 子 衛 生 費	118,201	116,646	△ 1,555	△ 1.32
	成 人 病 予 防 費	335,966	349,155	13,189	3.93
	感 染 症 予 防 費	156	124	△ 32	△ 20.51
	予 防 接 種 費	320,362	310,482	△ 9,880	△ 3.08
	急 病 セ ン タ ー 費	142,338	143,302	964	0.68

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

平成30年度介護保険特別会計予算（当初）【介護保険課】

歳 入

(単位 千円)

款	29年度	30年度	増減	構成比(%)
保 險 料	2,683,035	2,933,302	250,267	25.6
分 担 金 及 び 負 担 金	13,276	11,766	△1,510	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1	1		0.0
国 庫 支 出 金	2,004,215	2,155,982	151,767	18.7
支 払 基 金 交 付 金	2,915,697	2,969,366	53,669	25.8
県 支 出 金	1,551,005	1,650,031	99,026	14.3
財 産 収 入	46	40	△6	0.0
繰 入 金	1,702,283	1,782,723	80,440	15.5
繰 越 金	1,845	1,316	△529	0.0
諸 収 入	597	473	△124	0.0
合 計	10,872,000	11,505,000	633,000	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	29年度	30年度	増減	構成比(%)	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
総 務 費	269,957	274,924	4,967	2.4			274,844	80
保 険 給 付 費	10,104,305	10,663,309	559,004	92.7	3,668,988		4,410,441	2,843,572
地 域 支 援 費	470,511	540,170	69,659	4.7	137,016		78,756	64,706
基 金 積 立 金	47	41	△6	0.0			40	
公 債 費	313	313		0.0				
諸 支 出 金	2,023	1,927	△96	0.0				1,927
予 備 費	24,844	24,316	△528	0.2				24,316
合 計	10,872,000	11,505,000	633,000	100.0	3,806,004		4,764,081	2,934,915

第2章 野田市の保健福祉

第2章 野田市の保健福祉

1. 保健福祉施策のあゆみ【関係各課】

- | | | | | |
|--------|---|--|--|---|
| 25. 5 | ・町立大師山保育園が市制施行により市立となる | 4 | ・太子堂保育所を廃し、花輪保育所新築開設 | |
| 26. 10 | ・野田市福祉事務所設置
・野田市社会福祉協議会設立 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」設置 | 5 | ・市立知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」開所 |
| 27. 4 | ・市立清水保育所、金乗院東側に開設 | 49. 4 | ・市立老人福祉センター開館
・看護婦等修学資金貸付始まる | |
| 29. 5 | ・市立太子堂保育所開設
9 | ・市立大師山保育所を報恩寺経営に | 50. 4 | ・無認可保育所児童助成制度施行
・母子家庭等医療費助成金支給制度施行
・市立南部保育所開設 |
| 30. 4 | ・市立あたご保育所開設 | 6 | ・市立特別養護老人ホーム「鶴寿園」開園 | |
| 31. 4 | ・母子福祉推進員設置、21人を委嘱 | 51. 4 | ・災害見舞金交付制度施行
・市立尾崎保育所開設 | |
| 40. 1 | ・市内初の青年館、西三ヶ尾香取神社境内に西三ヶ尾青年館として開館
4 | 52. 1 | ・市児童館開設(現中央子ども館)鶴奉学童保育所併設にて開設
4 | |
| 41. 4 | ・市立中根保育所開設
10 | ・児童福祉審議会発足
・身障者手帳交付申請診断料助成制度施行
・市立清水保育所、移転新築開設 | 5 | ・健康相談始まる |
| 42. 4 | ・長時間保育始める
12 | 8 | ・独居老人ヤクルト配布事業始まる | |
| 44. 1 | ・市立初の留守家庭学童保育所、中央小学校内に開設
41. 4 | 53. 1 | ・心身障害者扶養年金加入者補助金交付制度施行
・生活困窮者向法外援護実施要綱制定 | |
| 45. 4 | ・肢体不自由児童訓練施設「マザーズホーム」開所
・市立養護老人ホーム「楽寿園」開園 | 4 | ・市立北部保育所開設
・高額医療費貸付制度創設
・旧清水保育所を市青少年会館に
・宮崎学童保育所を宮崎小学校内に、清水学童保育所を青少年会館に、南部学童保育所を大和田青年館にて開設 | |
| 46. 3 | ・学童保育所とマザーズホームを中央小学校々庭に新築移転
5 | 7 | ・1歳6か月児健康診査始まる
7 | ・身体障害者自動車運転免許取得助成制度施行 |
| 47. 4 | ・野田市家庭児童相談室開設
45. 4 | 54. 4 | ・市立福田保育所開設
・うめさと児童館開設(市立うめさと子ども館、南部学童保育所併設により移転)
・市立谷吉会館開館(福祉会館)
・難病療養者見舞金支給制度施行
・ねたきり老人日常生活用具給付開始
・身体障害者教習用自動車を野田自動車教習所に配車
・休日歯科診療始まる | |
| 48. 4 | ・助産費補助支給始まる
46. 3 | 8 | ・身体障害者等福祉電話設置事業始まる | |
| 49. 1 | ・野田市留守家庭学童保育所設置条例を制定
4 | 10 | ・第1回「食生活展」開催
・第1回「健康づくりフェスティバル」開催
・福祉部を新設(福祉事務所を部相当にし読み替える) | |
| | ・遺児手当支給始まる
・中根保育所増築工事完成
・子どもの遊び場設置、管理に関する条例を制定(遊び場第1号は愛宕神社境内) | 55. 3 | ・中根、花輪、東部保育所の増築工事完成(定員110名増)
・健康づくり推進協議会設置 | |
| | 10 | 4 | ・中根地域福祉センター開館
・東部、川間、福田の各学童保育所開設
・福祉タクシー利用制度始まる
・盲人ガイドヘルパー派遣事業開始 | |
| | ・母子保健推進員設置
・栄養改善推進員設置 | | | |
| | 47. 4 | | | |
| | ・重度心身障害者医療費助成金支給制度発足
・東部保育所開設
・身体障害者結婚祝金支給制度発足
・母子等医療費助成金支給制度施行
・敬老祝金支給制度を制定
・市立知的障害児通園施設「こだま学園」設置
・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」設置(48.4.1マザーズホームを改称)
・市立勤労青少年ホーム開館
・子宮がん検診始まる | | | |
| | 5 | | | |
| | ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」開園
・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称) | | | |
| | 10 | | | |
| | ・敬老電話給付始まる | | | |

- ・災害見舞金品交付事業始まる
- 5 ・第1回身体障害者つり大会開く
- 8 ・同和対策課設置
- 10 ・市社協、30周年記念式典行う
- 11 ・清水学童保育所を清水台小学校敷地内に新設移転
- 56. 1 ・身体障害者用自動車改造費助成制度始まる
- 4 ・ねたきり老人短期入所事業始まる
 - ・野田市保健センター開設
 - ・野田市急病センター開設
 - ・3か月児健康診査始まる
- 6 ・第1回「おひさまといっしょに」開く
(心身障害者児と市民の集い改め)
- 8 ・心身障害者福祉対策協議会発足
- 9 ・岩木学童保育所開設
- 57. 3 ・私立大師山保育園廃園
- 4 ・手話通訳者派遣事業始まる
 - ・シルバーホーン設置補助始まる
 - ・シルバー人材センター設立
 - ・はみがき教室始まる
- 58. 1 ・2歳3か月児歯科相談始まる
- 2 ・老人保健法施行
- 58. 4 ・市立谷吉児童館開設
 - ・基本健康診査始まる
 - ・ねたきり老人等ふとん乾燥サービス事業始まる
 - ・同和対策審議会発足
- 11 ・宮崎学童保育所新設移転
- 12 ・聴覚・音声・言語機能障害者用ファックス等設置
費使用料助成始まる
- 59. 4 ・市立七光台会館開館(福祉会館)
 - ・野田市出産祝品交付事業始まる
 - ・社会福祉施設入所負担金助成始まる
 - ・予防接種健康被害調査委員会設置
 - ・育児相談始まる
- 60. 1 ・家庭奉仕員(有料)派遣事業始まる
- 4 ・ショートステイ事業始まる
 - ・機構改革を実施(厚生課、福祉課、児童課、保育課
の4課を、厚生課、保育課、福祉事務所の3課に
再編成)
 - ・山崎児童館開設(山崎学童保育所併設)
 - ・野田市被爆者健康管理見舞金支給事業始まる
 - ・給食サービス事業始まる
 - ・野田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱制定
 - ・重度身体障害者日常生活用具給付・貸与・取付工事
費助成規則制定
 - ・ねたきり老人等日常生活用具給付等始まる
- 6 ・初妊婦を対象とした母親学級始まる
- 10 ・市社協、35周年記念式典行う
- 61. 3 ・母子保健推進員が保健推進員に名称変更
- 4 ・知的障害者通所更生施設「市立こぶし園」開園
 - ・七光台児童館開設(七光台学童保育所併設)
 - ・尾崎学童保育所開設
 - ・ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付
制度施行
- 6 ・心身機能低下者に対する機能訓練事業始まる
- 8 ・鶴奉学童保育所を廃止し柳沢学童保育所新設
- 62. 4 ・市立島会館開館(福祉会館)

- 63. 4 ・野田市ことば相談室設置
 - ・在宅重度身体障害者短期保護事業開始
 - ・家庭児童相談員設置
- 6 ・ことばの相談始まる
- 7 ・ねたきり老人等入浴サービス始まる
- 元. 3 ・老人医療資格関係オンライン化
- 4 ・母子家庭修学費助成事業始まる
 - ・肺がん検診始まる
 - ・高齢者サービス調整委員会設置
 - ・機構改革を実施(厚生課が福祉課、福祉事務所が
厚生課、保育課が児童課に名称変更)
 - ・関宿心身障害者福祉作業所設置
- 5 ・フッ素塗布始まる
- 8 ・ひとり暮らし老人等緊急通報システム確立
- 12 ・在宅老人デイ・サービス事業始まる
- 2. 1 ・福祉カー貸出し始まる
- 4 ・基本健康診査事後指導講習会始まる
 - ・乳がん検診始まる
 - ・あすなろ職業指導所新作業棟増設
- 3. 4 ・保育料・学童保育料改定
- 11 ・市社協、40周年記念式典行う
- 4. 4 ・おむつ手当新設
 - ・精神障害者共同作業所運営費補助金交付規則制定
 - ・点字図書給付始まる
- 10 ・在宅心身障害者児短期保護委託料助成始まる
- 5. 4 ・機構改革を実施(福祉部に保健センターを加え保
健福祉部とし、厚生課、福祉課、児童課を社会福
祉課、高齢者福祉課、児童家庭課に再編成)
 - ・二ツ塚学童保育所開設
 - ・知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付事業始
まる
 - ・社会福祉法人に対する利子補給事業始まる
 - ・親子教室(発達指導)始まる
 - ・大腸がん検診始まる
- 6. 3 ・老人保健福祉計画書できる
- 4 ・老人保健福祉計画推進委員会設置
 - ・精神障害者医療費助成始まる
 - ・基本健康診査の必須検査項目に貧血検査、随時血
糖を追加した
- 6 ・予防接種法の改正によりインフルエンザが任意接
種となり中止した
- 7. 4 ・基本健康診査の必須検査項目に尿酸を追加した
- 10 ・医師会立訪問看護ステーション始まる
- 8. 4 ・野田市在宅介護支援センター開設
 - ・野田市心身障害者福祉作業所開設
 - ・野田市難病療養者見舞金
支給項目に原発性免疫不全症候群、突発性間質性
肺炎及び網膜色素変性症を追加
 - ・栄養改善推進員が食生活改善推進員に名称変更
- 5 ・老人デイサービスセンター開設
- 7 ・女性行動計画「フレッシュプランのだー男女共同
参画社会の実現に向けてー」を策定
- 10 ・野田ライフケアセンター在宅介護支援センター開
設
- 9. 4 ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦・新生児訪問指導
始まる

- ・初妊婦を対象とした母親学級が両親学級に名称変更
- 6 ・福祉のまちづくり運動推進協議会発足
- ・ねたきり老人等入浴サービス事業利用回数及び対象者を拡充
- 7 ・同和問題連絡協議会発足
- ・三歳児健康診査始まる
- 10 ・福祉タクシー利用者に身体障害者手帳 3 級所持者、軽度の知的障がいと判定された人及び市民税非課税の 70 歳以上の高齢者単身世帯、又は夫婦世帯も加えサービス拡充
- 12 ・野田市社会福祉協議会事務所移転(市庁舎内)
- 10. 2 ・梅郷ナーシング在宅介護支援センター開設
- 3 ・母子保健計画策定
- ・関宿心身障がい者福祉作業所増築
- 4 ・野田市難病療養者見舞金支給項目にクロイツフェルト・ヤコブ病 原発性肺高血圧症を追加
- ・特別養護老人ホーム「亀野園」開設
- ・デイサービスセンター「亀野園」開設
- 7 ・野田市難病療養者見舞金支給項目に神経線維腫症を追加
- 10 ・「子育てに関する意向調査」を実施
- ・老人保健福祉計画推進委員会を野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に名称変更
- 11. 1 ・2歳3か月児ことばの相談始まる
- 3 ・野田市障害者基本計画策定
- 4 ・巡回型ホームヘルプサービス(昼間帯)事業開始
- ・介護保険課を設置
- ・手話通訳者・盲人ガイドヘルパー派遣事業社会福祉協議会に委託
- 6 ・急病センターの夜間の内科・小児科診療が毎日診療になる
- 7 ・野田市介護認定審査会発足
- ・野田市障害者基本計画推進協議会発足
- 10 ・要介護・要支援認定申請受付開始
- ・個別健康教育始まる
- 12 ・市立養護老人ホーム「楽寿園」を鶴奉 264 番地に新築移転
- 12. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 1 期計画)策定
- ・野田市エンゼルプラン策定
- 4 ・訪問介護事業開始
- ・岩木小学校老人デイサービスセンター開設
- ・配食サービス事業開始
- ・福祉タクシー利用対象者拡充(ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用可となる)
- ・同和对策課を人権施策推進課に改組
- ・介護保険制度始まる
- ・家族介護者等助成金制度始まる
- 8 ・乳児保育所で産休明け(2か月児)保育始まる
- 9 ・在宅訪問歯科保健事業始まる
- 10 ・第 1 号被保険者の保険料徴収始まる
- ・男女共同参画市民意識調査実施
- 13. 3 ・フレッシュプランのただ後期推進計画策定
- 4 ・市内 3 保育所(中根・南部・北部)で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を試行実施
- ・学童保育所の平日の開設時間を延長
- ・北部学童保育所開設
- ・訪問理容サービス事業開始
- ・野田市立「あおい空」開設
- ・野田市人権施策推進協議会設置
- ・文言変更:学童保育所の平日の開設時間を延長(小学校 1 年生の下校時より午後 6 時まで)
- 5 ・「女性のための相談」開設
- ・野田市児童虐待防止対策連絡協議会設置
- 6 ・エンゼルヘルプサービス事業開始
- 7 ・みずき学童保育所開設
- 10 ・ファミリー・サポート・センター設立
- 11 ・満 65 才以上の高齢者等のインフルエンザ個別予防接種始まる
- 12 ・ケアハウス野田在宅介護支援センター開設
- 14. 1 ・要約筆記者養成講座開始
- ・ファミリー・サポート・センター事業開始
- 2 ・「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市の行動計画策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱策定
- 3 ・母子健康計画策定(見直し)
- 4 ・市内全保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施
- ・学童保育所の開設時間の変更(学校完全週 5 日制の導入に伴うもの)土曜日等の学校休業日は午前 8 時から午後 6 時まで
- ・三ヶ尾学童保育所開設(福二小敷地内)
- ・野田市総合福祉会館開設
- ・保健所より精神科通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳事務が移管
- ・精神保健福祉手帳交付診断料助成事業開始
- ・精神障害者地域生活援助事業開始
- 7 ・児童虐待相談電話「子ども SOS」設置
- ・子ども館休館日を年末年始を除き開放
- ・要約筆記者派遣事業開始
- ・視覚障害者パソコン講習会開始
- ・野田市緊急一時保護施設開設
- 9 ・聴覚障害者・中途失聴者パソコン講習会開始
- 10 ・野田市介護相談員派遣事業開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 11 ・野田市地域子育て支援センター(東部保育所内)開設
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン策定
- ・野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置
- 12 ・福祉タクシー利用者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も加えサービス拡充
- ・精神障害者短期入所事業開始
- 15. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 2 期計画)策定
- ・家族介護者等助成金制度終了
- ・野田市児童虐待防止対応マニュアル作成

- 4 ・高齢者住宅改造費助成事業開始
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業開始
- ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)を民間委託し、あたご保育所で午後8時までの延長保育と休日保育、南部保育所で午後10時までの延長保育を実施
- ・父子家庭等支援手当支給開始
- ・市居宅介護事業所開設
- ・障害者支援費制度始まる
- ・難病患者等ホームヘルプサービス事業開始
- ・乳幼児医療対策事業現物給付実施
- ・家族介護者交流事業開始
- ・介護用品支給事業開始
- ・住宅改修費申請及び受領委任制度開始
- 6 ・野田市在宅介護支援センターを市庁舎内に移転
- ・鶴寿園在宅介護支援センター開設
- ・重度知的障害者福祉手当を関宿町編入により野田市域に拡大
- ・男女共同参画課を設置
- ・関宿町との合併により、関宿保健センター・関宿会館(福祉会館)・関宿複合センター・関宿福祉センターやすらぎの郷・古布内保育所・木間ヶ瀬保育所・木間ヶ瀬学童保育所・二川学童保育所・関宿中央学童保育所・関宿子ども館、統合
- ・学童保育所の開設時間を午後6時までから午後6時30分までに変更
- ・「女性のための相談」第2土曜日開設
- 8 ・市内2保育所(あたご保育所・南部保育所)において完全給食を実施
- 10 ・「障害者何でも相談窓口」社会福祉課に開設
- ・野田市地域福祉計画審議会設置
- 11 ・病児・病後児保育事業開始
- ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
- ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第2期計画)改訂版策定
- 16. 1 ・養育費問題解決のための無料法律相談開始
- ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座(パソコン)を開設
- 3 ・野田市障害者基本計画を改訂
- ・離乳食講習会(生後3か月児～5か月児)開始
- ・野田市児童虐待防止対応マニュアル改訂版作成
- 4 ・市内全保育所で完全給食を実施
- ・母子自立支援員(前身は県委嘱の婦人相談員)設置
- ・母子家庭等日常生活支援事業開始
- ・関宿ことば相談室開設
- ・認可保育園聖華保育園開設
- ・児童虐待実務者ネットワーク設置
- ・野田市立福祉会館の火曜日開館開始
- 6 ・高齢者筋力向上トレーニング事業開始
- 7 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金開始
- ・ステップハウスの設置(市営住宅の目的外使用)
- 10 ・野田市保健医療問題審議会設置
- 11 ・野田市男女共同参画審議会設置
- ・母子福祉推進員廃止
- 17. 1 ・養護老人ホーム楽寿園の一部15床特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」を開設し、指定管理者制度へ移行
- 3 ・野田市男女共同参画計画策定
- ・野田市地域福祉計画策定
- ・野田市新エンゼルプラン策定
- ・野田市健康づくり推進計画21策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画策定
- 4 ・育児支援家庭訪問事業開始
- ・母子家庭等児童入学就職祝金支給制度廃止
- ・ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業開始
- ・保育所の保育士配置基準改定(児童2.5人に保育士1人配置から児童3人に保育士1人配置に改定)
- 5 ・育児学級「えだまめクラブ」開始
- 7 ・関宿学童保育所開設
- ・子育て支援総合コーディネーター事業開始
- ・歯周疾患検診事業開始
- 8 ・住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業開始
- 9 ・あさひ育成園・こだま学園外来療育相談事業開始(隔週実施)追加(H18.9月より移動)
- 10 ・「当事者関係者相談」社会福祉課に開設
- 18. 1 ・二川つどいの広場開設
- 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第3期計画)策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版策定
- ・野田市在宅介護支援センターを廃止
- ・在宅介護支援センターの委託業務を廃止
- 4 ・野田地区地域包括支援センターを設置
- ・関宿地区地域包括支援センターを設置
- ・障害者自立支援法一部施行
- ・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業開始
- ・認可保育園コビーブリスクールのだ保育園開設
- ・民間委託している2保育所(あたご保育所・南部保育所)を指定管理者制度へ移行
- ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園を指定管理者制度へ移行
- ・野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
- ・野田・関宿心身障害者福祉作業所を指定管理者制度へ移行
- 5 ・野田市要保護児童対策地域協議会設置
- ・訪問型一時保育事業実施
- 7 ・南部学童保育所を民間委託し午後7時までの保育を実施
- 8 ・母子家庭のための就業相談事業開始
- ・みずき学童保育所移設・増築(定員40人から80人に増員)
- 9 ・高齢者通所型介護予防事業開始
- 10 ・障害者自立支援法完全施行
- 11 ・子育て応援者養成講座(19年2月まで全8回)
- 19. 4 ・「障害者何でも相談窓口」を改組し「障害者総合相談・就労支援センター」を社会福祉課に設置

- ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業開始
- ・尾崎保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育と休日保育を実施
- ・児童家庭課に児童相談係(家庭児童相談室)を新設
- 6 ・手話通訳者を社会福祉課に配置(火曜日 9:00～13:00、木曜日 13:00～17:00)
- ・野田市地域自立支援協議会設置
- 10 ・母子自立支援プログラム策定事業開始
- ・二川つどいの広場をいちいのホール内へ移転
- ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 3 歳未満から 4 歳未満に通院対象年齢を拡充
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 20. 1 ・第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける
- ・北部・川間地区地域包括支援センターを設置
- 3 ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業廃止
- 4 ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園及び野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを無償譲渡
- ・古布内保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・南部第二学童保育所開設、三ヶ尾・二川学童保育所増設
- ・ひとり親家庭情報交換事業開始
- ・基本健康診査に替わって、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査を開始
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン 3 期・4 期で 5 年間の時限措置で実施
- ・骨太教室開始
- 5 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 4 歳未満から 5 歳未満に通院対象年齢を拡充
- 7 ・5 歳児健康診査始まる
- 12 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 5 歳未満から小学校就学前に通院対象年齢拡充
- 21. 2 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間の拡充
- 3 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 4 期計画)策定
- ・野田市健康づくり推進計画 21 改訂
- 4 ・子育て応援特別手当支給事業開始
- ・あすなろ職業指導所を指定管理者制度へ移行
- ・妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 14 回に拡充
- ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座を拡充し、母子家庭の母等の就業及び自立支援事業(就業支援講習会)へ移行
- ・認可保育園こびりプリスクールせきやど保育園及び認可保育園アスク七光台保育園開設
- 5 ・野田市障害者基本計画(改定)の計画期間を 1 年延長
- 6 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給額及び支給期間の拡充
- 10 ・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)の開始
- 22. 1 ・女性特有のがん検診推進事業を実施
- ・野田市難病療養者見舞金給付対象に 11 疾患を追加
- 3 ・野田市地域福祉計画(改訂版)策定
- ・野田市新エンゼルプラン(後期計画)策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第 2 次改訂版)策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)策定
- ・第 2 次野田市男女共同参画計画策定
- ・野田市遺児手当を廃止
- 4 ・機構改革を実施(児童家庭課、人権施策推進課、男女共同参画課及び新設の保育課を児童家庭部に再編成)
- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成制度を見直し・子ども手当の支給を開始
- ・清水保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・乳幼児医療費助成事業を児童家庭部児童家庭課へ移管
- ・特別児童扶養手当を保健福祉部社会福祉課へ移管
- ・あおい空を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う施設及び指定管理者制度に移行
- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換
- 5 ・無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向けの求人開拓と情報提供を開始
- 7 ・父子家庭等支援手当を廃止
- ・BCG 法定外予防接種開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会に障がい種別の専門部会配置(身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神障がい者部会)
- ・父子家庭に対する児童扶養手当の支給を開始
- ・養育者支援手当の支給を開始
- 10 ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン)の助成開始
- ・61 年 4 月施行の野田市ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付規則を廃止し、グラウンド・ゴルフ場とゲートボール場の整備を対象にした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則を施行
- ・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二学童保育所開設
- 11 ・野田第二・柳沢第二・山崎第二学童保育所開設
- ・「障害」の「害」の字のひらがな表記施行
- 12 ・野田市乳幼児医療費助成事業の制度改正で小学校就学前から小学校 3 年生まで通院、入院、調剤の対象年齢を拡充し、名称を野田市子ども医療費助成に改称
- 23. 1 ・任意予防接種(小児用肺炎球菌ワクチン)の助成開始
- 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
- 4 ・宮崎第二・みずき第二・南部第三学童保育所開設
- ・つなぎ法により子ども手当の支給を暫定的に 9 月まで継続
- ・認可保育園アスク川間保育園開設
- ・ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成対象を拡充(ひとり親世帯の追加)

- ・妊婦歯科健康診査開始
- ・妊婦一般健康診査に HTLV-1、クラミジア検査追加
- ・手話通訳者を閑宿支所に配置(金曜日 13:00～17:00)
- 5 ・日本脳炎予防接種に特例対象者を設置し定期接種開始
- 6 ・がん検診推進事業を実施(大腸がん検診を追加し、女性特有のがん検診推進事業を改称)
- 10 ・特別措置法により子ども手当の支給を3月まで継続
- ・母子家庭等日常生活支援事業を保育所入所待機時にも利用できるように拡充
- ・日本脳炎法定外予防接種開始
- 24. 3 ・第2次野田市障がい者基本計画、第3期野田市障がい福祉計画策定
- ・児童虐待防止対応マニュアル改訂
- 24. 4 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第5期計画)策定
- ・公益社団法人野田市シルバー人材センターに移行
- ・改正児童手当法により児童手当の支給を開始
- ・認可保育園コビープリスクールさくらのさと保育園及び認可保育園梅郷保育園開設
- ・花輪保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン)1年延長
- ・肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成開始
- ・歯周疾患検診に65歳の者を追加
- ・妊婦健康診査支援基金1年延長
- ・国のパーソナルサポートモデルプロジェクト事業(第2次分)として平成23年4月6日市役所2階に開設した「求職者総合支援センター」(商工課所管)を就労に限定せず、福祉的支援も実施することとして「パーソナルサポートセンター」に改称し、社会福祉課と商工課の共管により引き続き24年度も同モデル事業(第3次分)を実施
- ・こぶし園が指定生活介護事業所に移行
- ・こだま学園は、福祉型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
- ・あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
- ・子ども手当から児童手当へ移行
- 6 ・シルバーサロン「ゆう・みい」開所
- 8 ・南部・福田地区地域包括支援センターを設置
- ・野田市地域自立支援協議会の専門部会に虐待対応部会を追加
- 9 ・経口生ポリオワクチンは廃止となり、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として導入
- 10 ・社会福祉課内の「障がい者総合相談・就労支援センター」の就労支援を「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に集約し、「障がい者総合相談センター」に改組。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、同センターに「障害者虐待防止センター」の機能を追加
- 11 ・4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)が開始
- 12 ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で、小学4年生から中学3年生までの入院助成を拡大
- 25. 3 ・予防接種法一部改正により、対象者の変更がありBCG法定外・日本脳炎法定外予防接種廃止
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン3期・4期終了
- 4 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
- ・第2次一括法により育成医療・未熟児養育医療の給付及び低体重児の届出、未熟児の訪問指導等が県から権限移譲
- ・低出生体重児健康診査・相談始まる
- ・厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業をパーソナルサポートセンター開設(市役所2階)により実施
- ・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化
- ・北部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行により、各年度ごとに調達方針を策定開始。
- 5 ・緊急通報システムWEB119の登録と運用を開始
- ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会の障がい種別の専門部会を課題別の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会)に移行。なお、虐待対応部会は、相談支援部会に含まれる。
- 9 ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・障害者施設等との福祉避難所の協定を締結
- ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成終了
- 26. 3 ・救急医療情報キット配布事業を開始
- ・シルバーサロン「元気」開所
- 4 ・重症心身障害児(者)施設・東葛医療福祉センター光陽園が開設
- ・野田市健康づくり推進計画21(第2次)策定
- ・歯周疾患検診に45歳、55歳の者を追加
- ・がん検診推進事業の変更(大腸がん検診のみとなり子宮がん及び乳がん検診が対象外)
- ・認可保育所アスク古布内保育園開園
- ・木間ヶ瀬保育所を指定管理制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- 6 ・求職者子育て支援サービス利用助成事業を開始(年度当初利用分より申請受付)
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施(子宮がん及び乳がん検診が対象)
- 9 ・市独自の肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成を終了
- 10 ・水痘、高齢者の肺炎球菌(65歳以上)予防接種が定期予防接種化
- 高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種対象外の者への同一の自己負担金での接種を開始

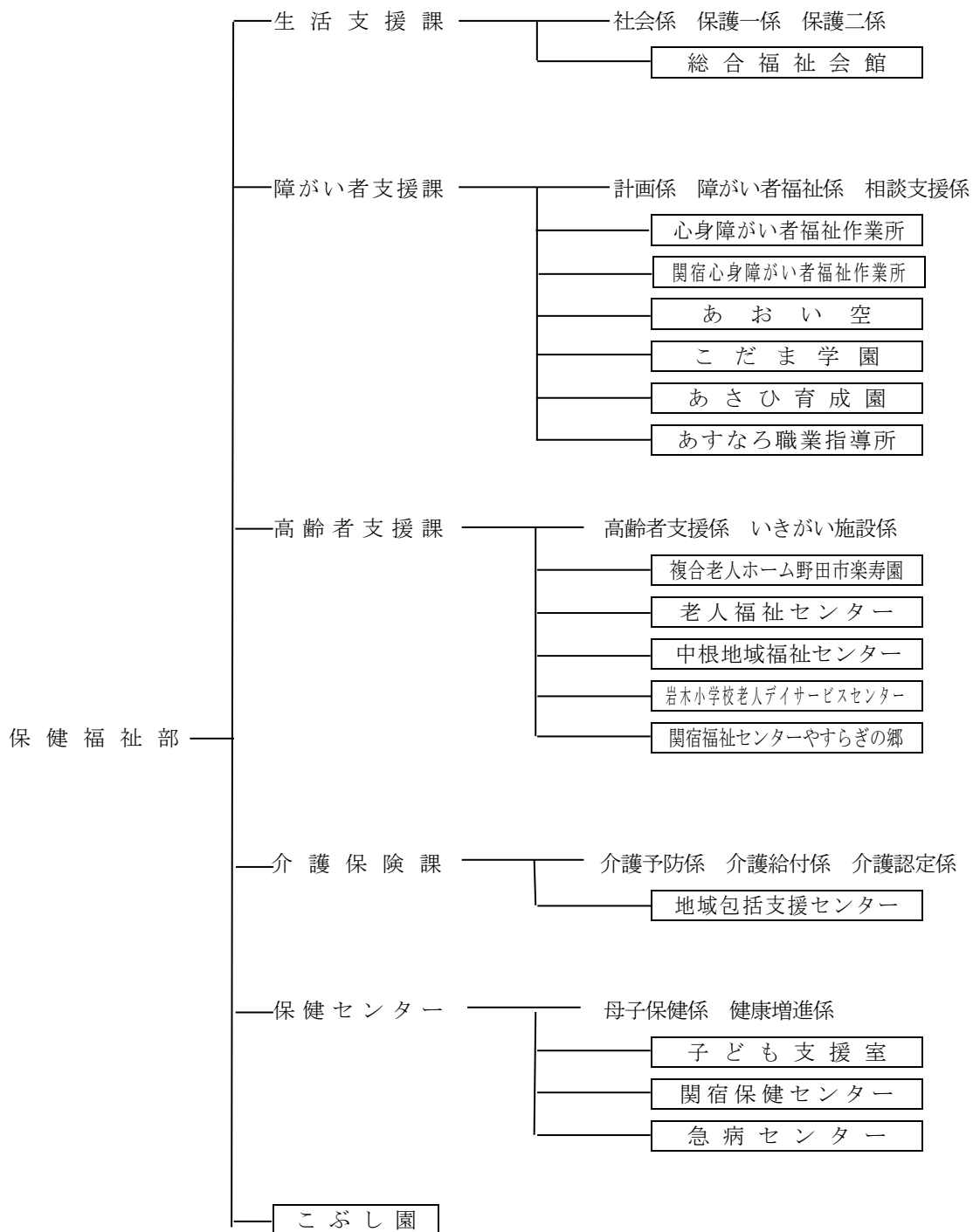
- 11 ・認可保育所コピーブリスクールあたご保育園開園
 - ・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- 12 ・あおい空短期棟増設
- 27. 1 ・野田市介護支援ボランティア事業を開始
 - 2 ・あおい空において、日中一時支援事業を開始
 - 3 ・第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）及び第4期野田市障がい福祉計画策定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第6期計画）策定
 - ・野田市エンゼルプラン第4期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）策定
 - ・第3次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）策定
 - ・野田市地域福祉計画（第2次改訂版）策定
 - 4 ・機構改革を実施（社会福祉課を生活支援課、障がい者支援課に分割、高齢者福祉課を高齢者支援課、介護保険課に分割、人権施策推進課、男女共同参画課を人権・男女共同参画推進課に統合、保育課保育係から管理係の2係に再編成）
 - ・介護員初任者研修受講料等助成事業開始
 - ・子ども支援室準備担当を設置
 - ・歯周疾患検診に20歳の者を追加
 - ・生活困窮者自立支援法施行
 - ・あおい空において短期入所事業を開始(レスパイトケア目的)
 - ・あさひ育成園、こだま学園を指定管理者制度へ移行するとともにあさひセンターの組織を廃止（あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行）
 - ・こだま学園の外來療育相談の相談日を隔週火曜日から毎週火曜日に拡充
 - 5 ・子どもの学習支援事業開始
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ）開始
 - 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
 - ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
 - 8 ・重度心身障がい者医療費助成制度現物給付方式へ移行
 - ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で小学4年生から中学3年生までの通院調剤費の助成を拡大
 - 10 ・子ども支援室を開設
 - ・事業所内保育所ひばり保育園開園
 - 12 ・野田市食育推進計画策定
- 28. 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
 - ・第3次野田市男女共同参画計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付ける
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始
 - ・野田市難病療養者見舞金支給要綱改正（国の難病や小児慢性特定疾病に対する医療費助成の制度改
- 正に合わせ給付対象疾病を70疾病から326疾病に拡大）
 - ・急病センターにてインフルエンザ診療受付始まる
- 4 ・歯周疾患検診に35歳の者を追加
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象資格、支給期間の拡充
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給額を拡充
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業を残業等の理由により定期的に利用できるよう拡充
 - ・認可保育園梅郷保育園がすくすく保育園に名称変更
 - ・認可保育園すくすく保育園分園開園
 - ・認可保育園聖華保育園の開園時間を午前7時から午後8時までに変更
 - ・市内7保育所（清水、北部、木間ヶ瀬、聖華、コピーブリスクールせきやど、アスク七光台、アスク川間）の認可定員増（各園10人）
 - ・東部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行
 - ・設置手話通訳者の利用時間を延長（月・火曜日 9:00～13:00、水・木曜日 13:00～17:00）
 - ・実務者研修受講を対象に追加し、介護員初任者研修受講料等助成事業を介護職員研修受講料等助成事業に改称
- 7 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H28年度分）を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当、養育者支援手当に係る第2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充
- 9 ・肝炎フォローアップ事業開始
- 10 ・第2日曜日の母子健康手帳の交付始まる
 - ・甲状腺超音波検査費用の一部助成開始
 - ・B型肝炎ワクチンが定期予防接種化
 - ・あさひ育成園で親子分離・園内分離療育を開始
 - ・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組及び、専門部会に権利擁護部会を追加
- 12 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
 - ・野田第二学童保育所増設
 - ・野田市歯科口腔保健計画策定
- 29. 3 ・ホームヘルプサービス事業制度終了
 - ・子どもの学習支援事業終了
- 4 ・家具転倒防止器具取付事業を実施
 - ・「介護予防10年の計」としてシルバーリハビリ体操を中心とした6つの戦略を開始
 - ・介護相談員、地域密着型サービス事業者に関する事務を介護保険課から高齢者支援課に移管
 - ・野田市認知症カフェ事業補助金交付規則を施行
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象者を雇用保険法の一般教育訓練給付の受給資格者に

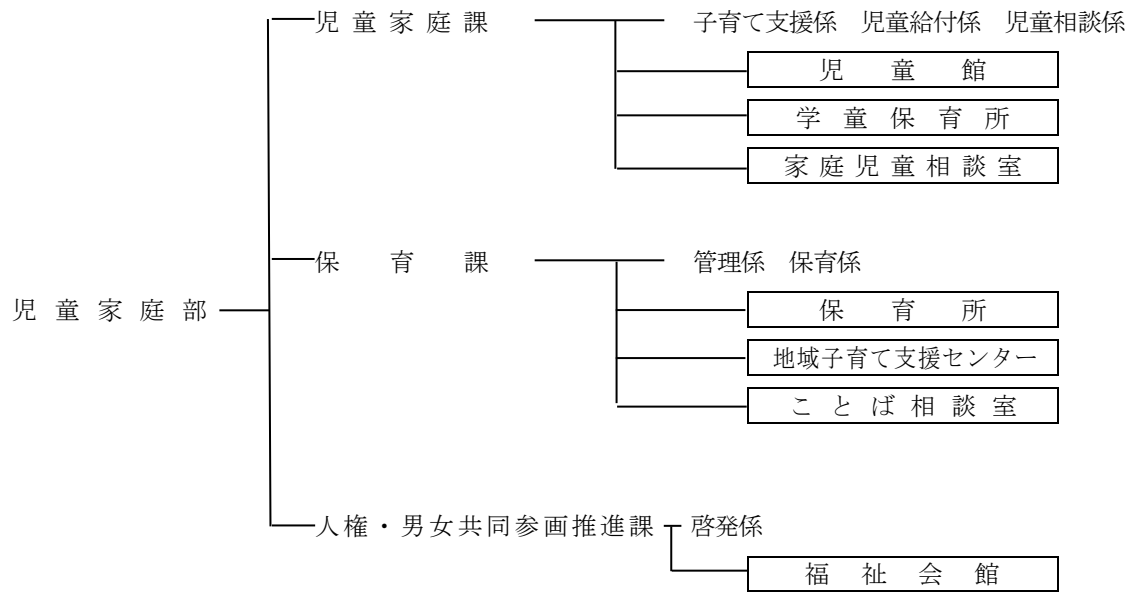
- も拡充（当該制度との差額を支給）
- ・清水第三学童保育所開設
- ・聖華未来のこども園開園（聖華幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・「私立保育所等障がい児等保育事業」を新たに開始
- ・「低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置」に準じて、ひとり親家庭等低所得世帯や多子世帯等の保育料の負担軽減を実施
- ・歯周疾患検診に25、30歳の者を追加
- ・関宿心身障がい者福祉作業所を指定 障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）へ移行
- ・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を施行
- ・野田市社会福祉協議会への訪問入浴サービス事業委託終了
- ・野田市子ども未来教室を開始
- 5 ・緊急通報システムWEB119が緊急通報システムNET119に名称変更及び機能拡充
- 6 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（子宮頸がん）
 - ・50歳以上乳がん検診（マンモグラフィ検査）実施会場に北コミュニティ会館、南コミュニティ会館を追加
- 7 ・第2次野田市障がい者基本計画（改定）の計画期間を1年延長
- 8 ・各課窓口に筆談マーク掲示
- 9 ・こだま学園事務室棟新設
 - ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29年度分）を実施（乳がん）
 - ・シルバーリハビリ体操事業開始
- 11 ・30歳代乳がん検診（超音波検査：集団検診）導入
 - ・全国手話言語市区長会に加入
 - ・ヘルプマークの配布開始
 - ・関宿総合公園体育館で広報戦略
- 12 ・野田市社会福祉協議会への手話通訳者等派遣事業の委託終了
- 30. 1 ・宮崎第三学童保育所開設
 - ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）を社会福祉協議会から障がい者支援課窓口の手話通訳者受付に変更（S57.4手話通訳者派遣事業開始 H11.4社会福祉協議会委託による同事業開始、H14.7社会福祉協議会委託による要約筆記者派遣開始）
 - ・のだまめ学校開校
- 3 ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業終了
 - ・家族介護者交流事業終了
 - ・高齢者に係る日常生活用具給付等事業廃止
 - ・BCG集団予防接種の廃止
 - ・保健推進員による妊婦・乳児訪問を終了
 - ・第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画策定
 - ・盲人ガイドヘルパー派遣終了。障害福祉サービス同行援護の支給量の拡充により終了（S55.4開始）
 - ・福祉カー貸付事業を野田市社会福祉協議会へ移行

- (H2.1開始)
- ・在宅重度身体障がい者短期保護事業終了。障害福祉サービス短期入所対応による（S63.4開始）
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第7期計画）策定
 - ・総合公園体育館で広報戦略
 - ・野田市子ども未来教室を終了

2. 保健福祉部・児童家庭部の課等【関係各課】

(1) 組織





注：□は施設等

(2) 事務分掌

部	課 等	係	事務分掌
保 健 福 祉 部	生活支援課	社会係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉の計画に関する事。 2. 民生(児童)委員に関する事。 3. 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による生活困窮者の自立支援に関する事。 4. 災害救助及び災害弔慰金等の支給に関する事。 5. 戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者等の援護に関する事。 6. 日本赤十字事業に関する事。 7. 高額療養費貸付に関する事。 8. 被爆者見舞金の支給に関する事。 9. 難病見舞金の支給に関する事。 10. 福祉事業に対する金品の寄附受入れに関する事。 11. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12. 総合福祉会館の管理及び施設の維持管理に関する事。 13. 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 14. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付及び配偶者支援金の支給に関する事。 15. 民生委員推薦会に関する事。 16. 地域福祉計画審議会に関する事。 17. 部内の連絡調整に関する事。 18. 部内の主要事務の進行管理に関する事。 19. 部内他課の所管に属しない事。
		保護一係 保護二係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給に関する事。 2. 行旅病人及び死亡人に関する事。
	障がい者支援課	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者福祉の計画に関する事。 2. 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関する事。 3. あおい空の指定管理者の監理に関する事。 4. こだま学園、あさひ育成園及びあすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関する事。 5. 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 6. その他障がい者(児)福祉に関する事。 7. 障がい者基本計画推進協議会に関する事。 8. 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に関する事。
		障がい者福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付手続に関する事。 2. 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関する事。 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関する事。 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。 5. 心身障がい者福祉手当に関する事。 6. 重度心身障がい者医療費助成に関する事。 7. 心身障害者扶養年金に関する事。 8. 障がい者に係る福祉タクシー事業に関する事。 9. 精神障がい者医療費助成に関する事。 10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事。 11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。
		相談支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事。 2. 児童福祉法による障害児通所給付費等に関する事。 3. 障がい者(児)に係る相談支援事業に関する事。 4. 障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関する事。 5. 障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事。 6. 障がい者支援施設等への入所又は入所の委託に関する事。 7. 障害児通所支援の提供又は提供の委託に関する事。 8. 指定特定相談支援事業者等の指定等に関する事。

保 健 福 祉 部			<ul style="list-style-type: none"> 9. 野田市障がい者相談員に関する事。 10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関する事。 11. 障害支援区分認定審査会に関する事。 12. 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に関する事。
	高齢者支援課	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉の計画に関する事。 2. 老人福祉法による措置及び措置に要する経費と費用の徴収に関する事。 3. ホームヘルプサービス事業に関する事。 4. ひとり暮らし等緊急通報システム事業に関する事。 5. 配食サービス事業に関する事。 6. ねたきり老人等布団乾燥サービス事業に関する事。 7. 高齢者に係る福祉タクシー事業に関する事。 8. 訪問理容サービス事業に関する事。 9. 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事。 10. ひとり暮らし等老人対策に関する事。 11. 介護用品支給事業に関する事。 12. 家族介護慰労金支給事業に関する事。 13. 敬老祝い事業に関する事。 14. 認知症高齢者に係る成年後見制度利用支援事業に関する事。 15. その他高齢者福祉に関する事。 16. 老人ホーム入所判定委員会に関する事。 17. 福祉有償運送運営協議会に関する事。 18. 家具転倒防止器具取付事業に関する事。
		いきがい施設係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 楽寿園の指定管理者の監理に関する事。 2. 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関する事。 3. 老人福祉センターの管理に関する事。 4. 福祉センターの管理に関する事。 5. 老人クラブの育成指導に関する事。 6. 公益社団法人野田市シルバー人材センターの育成指導に関する事。 7. 大型バスの管理に関する事。 8. グラウンド・ゴルフ及びゲートボールの推進に関する事。 9. 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。 10. 介護相談員に関する事。 11. 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督に関する事。 12. 居宅介護支援事業の指定及び指導監査に関する事。
	介護保険課	介護予防係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 介護保険事業の計画に関する事。 2. 一般介護予防事業に関する事。 3. 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。 4. その他介護保険に関する事。 5. 老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関する事。
		介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関する事。 2. 介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関する事。 3. 介護認定審査会に関する事。 4. 介護保険法による要介護等の認定及び認定取消に関する事。 5. 介護保険事業についての苦情及び相談に関する事。 6. 介護事業者協議会に関する事。

保 健 福 祉 部		介護給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険特別会計予算編成に関する事。 2. 財政安定化基金に関する事。 3. 介護保険事業の調査に関する事。 4. 介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の発行、返納並びに受給資格証の交付に関する事。 5. 介護保険被保険者の住所地特例者の管理及び適用除外者管理に関する事。 6. 介護保険被保険者の負担割合証の発行に関する事。 7. 介護サービス等の利用者負担の軽減に関する事。 8. 国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関する事。 9. 介護報酬の支払いに関する事。 10. 高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費の支給に関する事。 11. 保険給付（福祉用具、住宅改修の償還払い、受領委任、住宅改造）に関する事。 12. 介護保険法による損害賠償請求権に関する事。 13. 介護保険料の賦課収納に関する事。 14. 介護保険料の督促に関する事。 15. 介護保険料の減免に関する事。 16. 介護保険料の公示送達に関する事。 17. 介護保険料に係る還付に関する事。 18. 介護保険料等の滞納者等に係る保険給付の支払い方法の変更及び支払いの一時差し止めに関する事。
	保健センター	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種健康診査に関する事 2. 母子健康手帳の交付に関する事。 3. 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 4. 母子等医療費の助成に関する事。 5. 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6. 保健推進員に関する事。 7. 歯科衛生に関する事。 8. 各種予防接種に関する事。 9. 特定保健指導に関する事。 10. 食品衛生関係補助に関する事。 11. 保健医療問題審議会に関する事。 12. 予防接種健康被害調査委員会に関する事。 13. その他健康の保持増進に関する事。
		健康増進係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康増進の計画に関する事。 2. 健康づくりのための保健指導に関する事。 3. 各種健康診査に関する事。 4. 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導（栄養指導含む）に関する事。 5. 健康増進法による保健事業に関する事。 6. 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 7. 生活習慣病の予防に関する事。 8. 看護師等修学資金貸付けに関する事。 9. 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 10. 結核予防に関する事。 11. 在宅訪問歯科に関する事。 12. 食生活改善推進員に関する事。 13. 各種予防接種に関する事。 14. 予防接種健康被害調査委員会に関する事。 15. 保健医療問題審議会に関する事。 16. 急病センターに関する事。 17. 骨髄移植ドナー支援に関する事。 18. その他健康の保持増進に関する事。
		子ども支援室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 2. 産後ケアに関する事。 3. 出産祝品に関する事。 4. その他室の運営に関する事。

児童家庭部	児童家庭課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画策定に関する事。 2. エンゼルプランの策定及び推進に関する事。 3. 地域子育て拠点整備に関する事。 4. 事業計画推進に関する事。 5. 子育て支援に関する事。 6. 児童施設の管理運営、指導及び連絡調整に関する事。 7. 児童福祉審議会に関する事。
		児童給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1. ひとり親家庭支援総合対策プランの策定及び推進に関する事。 2. 児童手当法による児童手当の支給に関する事。 3. 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事。 4. 子ども手当法による子ども手当の支給に関する事。 5. ひとり親家庭等医療費助成に関する事。 6. ひとり親家庭等支援に関する事。 7. 養育者支援手当の支給に関する事。 8. 子ども医療費の助成に関する事。 9. 未熟児養育医療給付の支給に関する事 10. 母子及び父子並びに寡婦福祉法による措置に関する事。 11. 母子・父子自立相談に関する事。
		児童相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童虐待防止に関する事。 2. 要保護児童対策地域協議会に関する事。 3. 家庭児童相談に関する事。(家庭児童相談室) 4. 児童福祉法による措置に関する事。(母子生活支援施設・助産施設入所) 5. 育児支援家庭訪問事業に関する事。
	保育課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所、ことば相談室及び地域子育て支援センターの管理運営及び連絡調整に関する事。 2. 保育所の指定管理者の監理に関する事。 3. 認定こども園に関する事。 4. 認可外保育施設に関する事。 5. 特定教育・保育施設(幼稚園を除く。)及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。 6. 家庭的保育事業等の認可及び指導監督に関する事。 7. 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事。
		保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支給認定に関する事。 2. 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関する事。 3. 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る保育料及び給付費に関する事。 4. 病児・病後児保育に関する事。
	人権・男女共同参画推進課	啓発係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権・男女共同参画に係る施策に関する総合調整に関する事。 2. 人権・男女共同参画に関する計画に関する事。 3. 人権・男女共同参画に係る施策に関する啓発指導に関する事。 4. 人権擁護委員に関する事。 5. 同和問題に係る施策に関する総合調整に関する事。 6. 住宅新築資金等貸付金の償還に関する事。 7. 福祉会館の管理運営に関する事。 8. 女性のための相談に関する事。 9. 配偶者暴力相談支援センター業務に関する事。 10. 緊急一時保護施設の管理運営に関する事。 11. その他人権・男女共同参画の施策の推進に関する事。 12. 人権施策推進協議会に関する事。 13. 男女共同参画審議会に関する事。 14. ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会に関する事。

機 関	事 務 分 掌
老人福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 老人に対して、各種の相談に応じること。 3. 老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与すること。 4. その他センターの運営に関する事。
中根地域福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 市民相互の交流の機会の増大並びに文化、教養の向上に関する事。 3. 地域の連帯の強化と地域福祉の増進に関する事。 4. 老人の生きがい増進及び生活、健康等各種の相談及び指導に関する事。 5. その他センターの運営に関する事。
地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センターの委託・運営に関する事 2. 介護予防ケアマネジメントに関する事。 3. 総合相談及び支援に関する事。 4. 権利擁護事業に関する事。 5. 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事。 6. 在宅医療及び介護連携の推進に関する事。 7. 認知症施策の推進に関する事。 8. 介護支援専門員協議会に関する事。 9. その他センターの運営に関する事。
保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 乳幼児の保育に関する事。 3. その他所の運営に関する事。
児 童 館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 児童健全育成に関する事。 3. その他館の運営に関する事。
学 童 保 育 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 放課後児童の保育に関する事。 3. その他所の運営に関する事。
福 祉 会 館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 地域住民の生活上の相談に関する事。 3. 人権問題に関する理解を深めるための啓発に関する事。 4. 各種クラブ活動、レクリエーション及び教養文化に関する事業の推進に関する事。 5. その他会館の運営に関する事。
関 宿 保 健 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくりのための保健指導に関する事。 2. 各種健康診査に関する事。 3. 母子健康手帳の交付に関する事。 4. 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 5. 母子等医療費の助成に関する事。 6. 栄養指導に関する事。 7. 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 8. 歯科衛生に関する事。 9. 各種予防接種に関する事。 10. 特定保健指導に関する事。 11. 健康増進法による保健事業に関する事。 12. 生活習慣病の予防に関する事。 13. 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。 14. 結核予防に関する事。 15. その他健康の保持増進に関する事。
急 病 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する事。 2. 急病患者に対する応急的な診療に関する事。 3. その他施設の運営に関する事。
こ ぶ し 園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の管理運営に関する事。 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活介護に関する事。 3. その他園の運営に関する事。

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

1. 児童の福祉【児童家庭課】

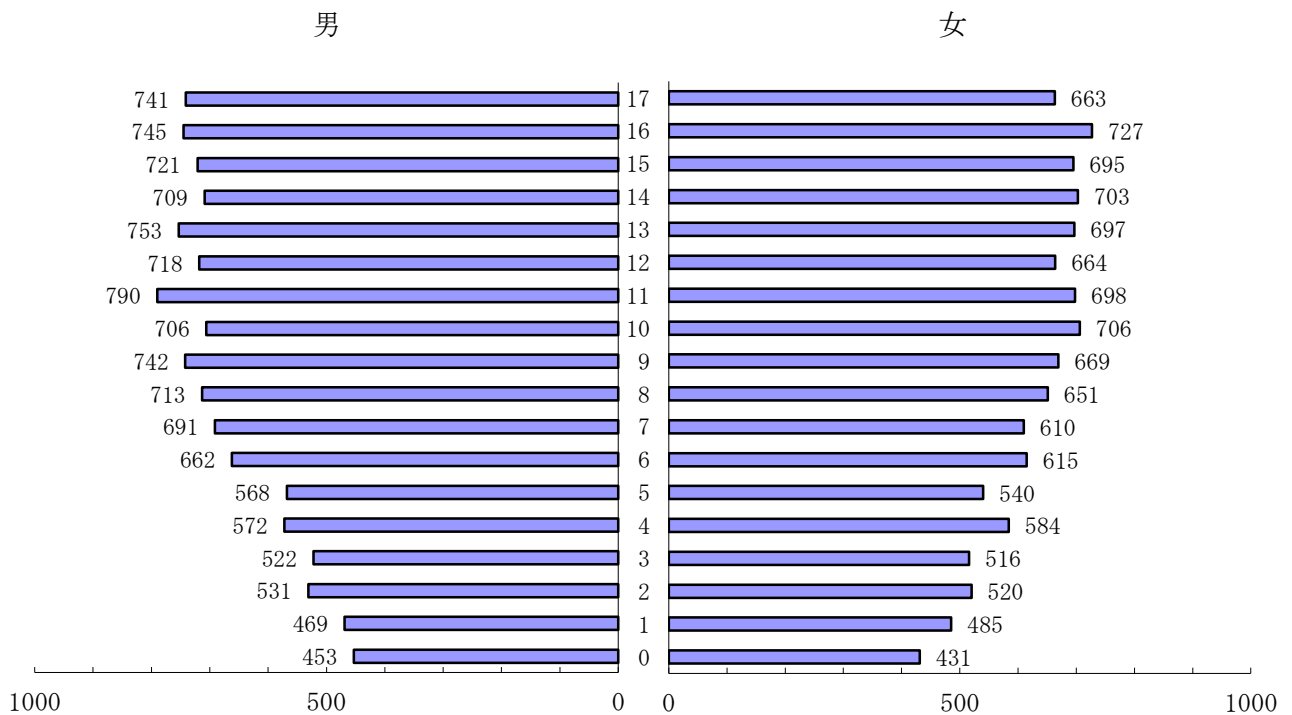
野田市の人口は、平成30年4月1日現在で154,348人となっており、このうち児童人口（0～17歳）は22,980人で全人口の14.9%を占めている。

これらの児童を児童福祉法の区分によってみると、乳児（1歳未満）884人、幼児（1～5歳）5,307人、少年（6～17歳）16,789人となっている。

なお、25年度から5か年間の出生数は下表のとおりである。（単位：人）

年 度	男	女	計
25	534	553	1,087
26	512	472	984
27	491	497	988
28	449	434	883
29	453	423	876

児童の年齢別人口(30.4.1現在)



※人数及び割合については、市民課からの提供によるもの。

2. 保育の概要【保育課】

(1) 要保育児童

平成 30 年 4 月 1 日現在、市内の就学前児童数(0～5 歳)は 6,191 人で、このうち 33.0%の 2,040 人が市内の保育所等に入所している。両親が共働きなどで保育ができず、かつ同居の親族等が保育できない児童。

就学前児童数と入所児童数の推移 (各年度 4.1 現在)

年 度	就学前児童数 (人)	入所児童数 (人)	入 所 率 (%)
26	7,404	2,169	29.3
27	7,048	2,123	30.1
28	6,742	2,103	31.2
29	6,440	2,155	33.5
30	6,191	2,040	33.0

(2) 保育所数及び定員数の推移

平成 30 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は公立 10 か所、私立 10 か所、幼保連携型認定こども園 1 か所、事業所内保育所 1 か所で児童の定員は 2,207 人となっている。また、保育所に入所した児童は 2,040 人で、これを年齢別にみると 5 歳児 19.9%、4 歳児 21.3%、3 歳児 20.0%、2 歳児 19.1%、1 歳児 14.1%、0 歳児 5.6%となっている。

保育所及び定員数の推移 (各年度 4.1 現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
保 育 所 数	19	19	21	22	22
定 員 数	1,970 人	1,970 人	2,109 人	2,178 人	2,207 人

年齢別入所児童数 (30.4.1 現在)

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
児 童 数	114 人	289 人	391 人	407 人	434 人	405 人	2,040 人
割 合	5.6%	14.1%	19.1%	20.0%	21.3%	19.9%	100.0%

保育所一覧 (30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	定員	区 分	開設年月日	電話番号
清 水 保育所	野田市清水 881 番地	130	指定管理	S27. 4. 25	7122-5050
花 輪 "	" 上花輪新町 14 番地	150	指定管理	S49. 4. 1	7122-1770
中 根 "	" 中根 30 番地の 1	200	公 立	S40. 4. 1	7122-5741
東 部 "	" 鶴奉 228 番地	120	指定管理	S47. 4. 1	7122-7158
南 部 "	" 山崎 1214 番地	150	指定管理	S50. 4. 1	7124-2221
北 部 "	" 谷津 682 番地の 2	130	指定管理	S53. 4. 1	7125-4697
尾 崎 "	" 尾崎 1714 番地	150	指定管理	S51. 4. 1	7129-2009
福 田 "	" 木野崎 1648 番地の 6	120	公 立	S54. 4. 1	7138-0577
木 間 ケ 瀬 "	" 木間ケ瀬 3152 番地の 1	100	指定管理	S57. 4. 1	7198-3825
乳 児 "	" 中野台 17 番地	60	公 立	S48. 4. 1	7124-2224
聖 華 "	" 上三ヶ尾 454 番地の 1	70	私 立	H16. 4. 1	7138-2775
コピープリスクールのだ 保育園	" 中野台 564 番地の 2	60	私 立	H18. 4. 1	7121-0115
コピープリスクールせきやど "	" なみき二丁目 3 番地の 3	70	私 立	H21. 4. 1	7136-2211

アスク七光台	〃	〃 谷津 367 番地	70	私 立	H21. 4. 1	7126-5221
アスク川間	〃	〃 尾崎 853 番地の 1	70	私 立	H23. 4. 1	7127-1515
コピーリススクールさくらのさと	〃	〃 桜の里一丁目 1 番地の 5	60	私 立	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく	〃	〃 山崎 1952 番地	90	私 立	H24. 4. 1	7126-5712
アスク古布内	〃	〃 古布内 1527 番地の 13	90	私 立	H26. 4. 1	7196-5161
コピーリススクールあたご	〃	〃 宮崎 101 番地の 1	150	私 立	H26. 11. 1	7199-3297
すくすく保育園分園		〃 山崎 1134 番地の 1	54	私 立	H28. 4. 1	7126-5720
聖華未来のこども園	※1	〃 山崎 1778 番地の 1	98	私 立	H29. 4. 1	7125-2325
ひばり保育園	※2	〃 横内 164 番地の 7	15	事業所	H27. 10. 1	7123-7635

※1 幼保連携型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※2 事業所内保育所であり、地域枠の定員を記載。

(3) 保育所の運営

①運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位 千円)

年度		25	26	27	28	29
区分						
管 理 運 営 費		2,687,252	2,860,711	2,834,597	2,792,870	2,962,218
財 源 内 訳	分担金及び負担金 (保育料)	512,201	511,910	480,579	473,178	466,102
		19.0%	17.9%	17.0%	17.0%	15.7%
	国庫負担金	182,061	219,431	300,857	331,279	382,757
		6.8%	7.7%	10.6%	11.9%	12.9%
	県負担金	91,030	109,716	150,429	165,640	191,379
		3.4%	3.8%	5.3%	5.9%	6.5%
	そ の 他	99,546	75,868	48,147	45,338	64,222
		3.7%	2.7%	1.7%	1.6%	2.2%
	市負担金	1,802,414	1,943,786	1,854,585	1,777,435	1,857,758
		67.1%	67.9%	65.4%	63.6%	62.7%

年度	25	26	27	28	29
区分					
収 容 延 べ 人 員	27,406 人	27,024 人	26,499 人	26,561 人	27,344 人
児童1人当り運営費(年額)	1,176,641 円	1,270,298 円	1,283,639 円	1,261,791 円	1,299,978 円
〃 市負担分(年額)	789,205 円	863,138 円	839,845 円	803,028 円	815,283 円

②歳出額内訳

(単位 千円)

年度	25	26	27	28	29
区分					
人 件 費	795,916	713,884	712,933	624,157	611,408
食 糧 費	46,223	39,610	40,401	29,387	28,136
そ の 他	1,845,113	2,107,217	2,081,263	2,139,326	2,322,674
計	2,687,252	2,860,711	2,834,597	2,792,870	2,962,218

平成 30 年度の野田市の保育料

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）						
階層区分	定 義	乳 児		1 歳児及び 2 歳児		3 歳以上児		
		標 準	短時間	標 準	短時間	標 準	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A 階層を 除き当該 年 度 分 (4 月か ら 8 月ま であつては、前 年度分) の市町村 民税の税 の区分が 次の区分 に該当す る世帯	市町村民税非課税世帯	1,800	1,700	1,700	1,600	1,200	1,100
C1		均等割のみ(所得割の額のない世帯)	7,600	7,500	7,100	7,000	5,200	5,100
C2		所得割の額が 10,500 円未満	8,600	8,500	8,100	8,000	6,200	6,100
C3		所得割の額が 10,500 円以上 27,000 円未満	9,900	9,700	9,200	9,100	7,500	7,400
C4		所得割の額が 27,000 円以上 43,500 円未満	10,800	10,600	10,100	10,000	8,400	8,300
C5		所得割の額が 43,500 円以上 60,000 円未満	12,600	12,400	11,800	11,600	10,300	10,200
C6		所得割の額が 60,000 円以上 78,500 円未満	15,200	15,000	14,200	14,000	12,900	12,700
C7		所得割の額が 78,500 円以上 97,000 円未満	20,400	20,100	19,100	18,800	18,200	17,900
C8		所得割の額が 97,000 円以上 121,000 円未満	26,900	26,500	25,200	24,800	24,100	23,700
C9		所得割の額が 121,000 円以上 145,000 円未満	33,700	33,200	31,500	31,000	24,100	23,700
C10		所得割の額が 145,000 円以上 169,000 円未満	41,600	40,900	38,900	38,300	24,100	23,700
C11		所得割の額が 169,000 円以上 202,000 円未満	46,700	45,900	43,700	43,000	24,100	23,700
C12		所得割の額が 202,000 円以上 235,000 円未満	50,100	49,300	46,900	46,100	24,100	23,700
C13		所得割の額が 235,000 円以上 268,000 円未満	54,200	53,300	50,700	49,900	24,100	23,700
C14		所得割の額が 268,000 円以上 301,000 円未満	54,400	53,500	50,900	50,100	24,100	23,700
C15		所得割の額が 301,000 円以上 397,000 円未満	54,400	53,500	50,900	50,100	24,100	23,700
C16		所得割の額が 397,000 円以上	54,400	53,500	50,900	50,100	24,100	23,700

○小学校就学前児童が複数いる場合の保育料は、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用や入所している場合、年齢が高い順に徴収金額、2人目が徴収金額の半額、3人目以降が0円（無料）となる。

※2人目の半額や3人目以降の0円（無料）の適用を受ける場合は、保育所や認定こども園に入所している場合を除き入所や利用している施設の在園証明書等の提出が必要。

○平成29年4月1日から世帯所得により以下の多子軽減を追加

- 1 所得割の額が57,700円未満の世帯が、2人以上の特定被監護者等がいる世帯である場合には、最年長の者から数えて第2子の支給認定子どもに係る保育料の額は、表に規定する保育料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。
- 2 B階層に該当する世帯が、要保護世帯である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。
- 3 所得割の額が77,101円未満の世帯が、要保護世帯である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、B階層の保育料の額とする。（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 所得割の額が77,101円未満の世帯が、要保護世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合には、第1子以外の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

○午後6時を超えての時間外保育を申請され、上の表の階層区分のC1～C16階層に該当する場合は、月額1時間1,500円（2人目750円、3人目以降は0円（無料））が加算される。

(4) 保育対策

①障がい児保育

昭和48年度から実施しており、平成30年4月1日現在では13人の障がい児（野田市が認める障がい児であり、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。）を保育している。

障がい児保育の状況

区 分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
入所児童数	0人	0人	7人	3人	3人	13人

②時間外保育

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第24条第3項、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づき入所した児童のうち、通勤時間等の関係から午後6時以降の時間外保育を利用しており、12.0%が下記の時間帯での保育を利用している。

〈保育時間〉 清水保育所、花輪保育所、東部保育所、尾崎保育所、北部保育所、木間ヶ瀬保育所、聖華保育園、コビープリスクールのだ保育園、コビープリスクールせきやど保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、すくすく保育園、アスク古布内保育園、コビープリスクールあたご保育園、すくすく保育園分園、聖華未来のこども園、ひばり保育園は午後8時まで。南部保育所は午後10時まで。その他の保育所は午後7時まで。 (30.4.1現在)

区 分	保育所数	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
公 立	10園	41人	28人	78人	147人
私 立	11園	35人	17人	77人	129人
事業所内	1園	1人	0人	0人	1人

3. 学童保育所【児童家庭課】

両親の就労によって、学校から帰宅しても家庭が留守となる児童の安全な生活の場の確保を図るとともに集団生活の中で個々の児童の健全な育成を行う。

(1) 学童保育所一覧

(30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
野田学童保育所	野田 535 番地の 2(中央小学校敷地内)	50 人	公立	7122-6377
柳沢学童保育所	柳沢 139 番地(柳沢小学校内)	40	公立	7122-1361
清水学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校敷地内)	40	公立	7125-1672
南部学童保育所	山崎 1736 番地(うめさと子ども館に併設)	40	委託	7123-3144
東部学童保育所	鶴奉 269 番地の 1(補修事務所北側)	40	公立	7122-2416
川間学童保育所	中里 556 番地の 9(川間公民館西側)	40	公立	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654 番地の 39(福田保育所北側)	40	公立	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10 番地の 17(岩木小学校西側)	50	公立	7129-7503
宮崎学童保育所	宮崎 62 番地の 5(宮崎小学校北側)	40	公立	7124-9105
山崎学童保育所	山崎 2742 番地の 5(山崎子ども館に併設)	40	公立	7121-4030
七光台学童保育所	七光台 126 番地の 2(七光台子ども館に併設)	40	公立	7127-4808
尾崎学童保育所	尾崎 1415 番地(尾崎小学校内)	40	公立	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488 番地(二ツ塚小学校南側)	40	公立	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22 番地の 1(北部小学校北側)	106	委託	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2 番地の 3(みずき小学校敷地内)	80	委託	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾 988 番地(福田第二小学校敷地内)	10	委託	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3640 番地(木間ヶ瀬小学校内)	30	公立	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作 464 番地(二川小学校内)	30	委託	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234 番地 1(関宿中央小学校内)	30	公立	7198-8270
関宿学童保育所	関宿台町 171 番地(関宿小学校内)	40	委託	7196-5535
清水第二学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校内)	38	委託	7123-4780
清水第三学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校内)	58	委託	7121-1936
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12 番地の 1(岩木小学校内)	70	委託	7127-2173
七光台第二学童保育所	七光台 20 番地の 1(七光台小学校内)	58	委託	7128-1330
尾崎第二学童保育所	尾崎 1415 番地(尾崎小学校内)	38	委託	7129-8676
関宿中央第二学童保育所	東宝珠花 234 番地 1(関宿中央小学校内)	40	委託	7120-4180
野田第二学童保育所	野田 611 番地(中央小学校内)	41	委託	7123-2752
柳沢第二学童保育所	柳沢 139 番地(柳沢小学校内)	38	委託	7125-8671
山崎第二学童保育所	山崎 2733 番地(山崎小学校内)	38	委託	7125-2563
宮崎第二学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校敷地内)	47	委託	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校内)	39	委託	7123-3161
みずき第二学童保育所	みずき三丁目 2 番地の 3(みずき小学校敷地内)	48	委託	7123-6261
南部第二学童保育所	山崎 1249 番地の 25(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249 番地の 40(西大和田公園南西側)	40	委託	7126-5716

(2) 児童数等

(30.4.1 現在)

施設名	野田	柳沢	清水	南部	東部	川間	福田	岩木	宮崎	山崎	七光台	尾崎	二ツ塚	北部	みずき	三ヶ尾	木間ヶ瀬
定員	50人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	50人	40人	40人	40人	40人	40人	106人	80人	10人	30人
入所人数	45	8	31	99	50	44	12	42	20	15	5	18	34	121	46	31	28
指導員数	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2
保育開始年月	40.12	52.1	53.4	53.4	55.4	55.4	55.4	56.9	53.4	60.4	61.4	61.4	5.4	13.4	13.7	14.4	9.4

施設名	二川	関宿中央	関宿	清水第二	清水第三	岩木第二	七光台第二	尾崎第二	関宿中央第二	野田第二	柳沢第二	山崎第二	宮崎第二	宮崎第三	みずき第二	南部第二	南部第三	計
定員	30人	30人	40人	38人	58人	70人	58人	38人	40人	41人	38人	38人	47人	39人	48人	40人	40人	1,499人
入所人数	58	30	15	23	100	113	87	56	38	96	37	61	104	11	65	19	14	1,576
指導員数	4	2	2	2	4	4	4	4	2	4	2	2	4	2	4	2	2	88
保育開始年月	12.10	13.4	17.7	22.10	29.4	22.10	22.10	22.10	22.10	22.11	22.11	22.11	23.4	30.1	23.4	20.4	23.4	—

※指導員数に関しては、この他に、入所人数や障がい児童の状況に応じて、加配を行なっている。

(3) 保育料推移

昭和54年度月額3,600円

}

昭和58年度月額5,000円

}

昭和60年度月額5,600円

}

昭和62年度月額6,400円

}

平成元年度月額7,600円

}

平成3年度月額9,600円

}

(30.4.1 現在)

減免区分			区分		保育料
第一子	A	生保世帯・市町村民税非課税世帯	円 0	人 143	円 0
	B	所得税非課税世帯	3,800	46	174,800
第二子以降	C	所得税が9,400円未満の世帯	7,600	9	68,400
	D	その他の世帯	9,600	1,168	11,212,800
第一子	A	生保世帯・市町村民税非課税世帯	0	18	0
	B	所得税非課税世帯	3,000	12	36,000
	C	所得税が9,400円未満の世帯	6,000	2	12,000
	D	その他の世帯	7,600	178	1,352,800

(4) 運営費の状況

①入所児童数

区分	年度	25	26	27	28	29
施設数		32	32	32	32	34
入所児童定員		1,336人	1,336人	1,336人	1,336人	1,433人
年間入所児童数(延べ)		13,947人	15,244人	16,478人	17,136人	17,546人

②運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位:円)

区分	年度	25	26	27	28	29
管理運営費		288,496,363	288,794,157	323,130,637	373,894,823 (内1,944,000 H29～繰越)	499,366,199
財源内訳	負担金(保育料)	112,822,600	102,152,140	123,575,600	128,980,400	134,747,600
		39.1%	35.4%	38.3%	34.5%	27.0%
	放課後児童健全育成事業補助金	71,290,000	74,413,000	140,306,000	158,607,000	167,635,000
		24.7%	25.8%	43.4%	42.4%	33.6%
市負担金	104,681,557	111,931,223	59,249,037	86,307,423 (内1,944,000 H29～繰越)	197,031,599	
	36.2%	38.8%	18.3%	23.1%	39.4%	

③学童1人あたりの運営費

(単位:円)

区分	年度	25	26	27	28	29
管理運営費	月額	20,685	18,944	19,610	21,706	28,460
	年額	248,220	227,328	235,320	260,472	341,520
市負担分	月額	8,025	6,867	3,596	4,923	11,229
	年額	96,300	82,404	43,152	59,076	134,748

④歳出額内訳

(単位:円)

区分	年度	25	26	27	28	29
人件費		83,036,314	83,835,153	86,828,808	86,775,471	86,582,467
賄材料費		5,124,460	5,257,561	5,937,564	6,548,305	6,444,388
その他		200,335,589	199,701,443	230,364,265	278,627,047	406,339,344
計		288,496,363	288,794,157	323,130,637	371,950,823	499,366,199

4. 児童館【児童家庭課】

地域の子どもたちに健全で楽しい遊びを提供し、心身ともに健康に育つように、専門の指導員が、援助・指導を行う集会室、遊戯室、図書室、体育室等を設けた健全育成施設である。

市立児童館一覧

名称	延べ面積	所在地	電話
中央子ども館	199.26 m ²	野田市鶴奉5番地の1	7125-1678
うめさと子ども館	315.98	野田市山崎1736番地	7124-9106
谷吉子ども館	302.75	野田市谷津1148番地の3	7127-0117
山崎子ども館	412.17	野田市山崎2742番地の5	7124-6739
七光台子ども館	399.80	野田市七光台126番地の2	7127-2166
関宿子ども館	155.30	野田市木間ヶ瀬620番地	7198-3456

平成29年度児童館利用状況

(単位：人)

区分 児童館名	利用種別							計	合計
		幼児	小低	小高	中学生	高校生	その他		
中央 子ども館	集団指導 関係	2,071	373	456	66	7	1,771	4,744	16,313
	一般	3,571	854	2,332	1,060	22	3,730	11,569	
うめさと 子ども館	集団指導 関係	1,217	303	316	10	0	1,112	2,958	10,948
	一般	1,188	1,461	3,459	674	13	1,195	7,990	
谷吉 子ども館	集団指導 関係	1,228	460	1,008	175	21	1,026	3,918	13,046
	一般	867	774	3,744	2,380	153	1,210	9,128	
山崎 子ども館	集団指導 関係	1,075	640	608	110	23	903	3,359	10,174
	一般	791	1,627	2,027	1,171	102	1,097	6,815	
七光台 子ども館	集団指導 関係	1,809	968	859	138	13	1,709	5,496	17,863
	一般	2,230	2,748	3,012	1,269	101	3,007	12,367	
関宿 子ども館	集団指導 関係	908	496	392	61	15	600	2,472	9,332
	一般	470	1,849	2,588	1,390	100	463	6,860	
合計		17,425	12,553	20,801	8,504	570	17,823	77,676	77,676

5. 家庭児童相談室【児童家庭課】

家庭における児童の健全な育成のため児童の養育に関する問題について、相談に応ずるとともに、適切な指導と助言を与えるため、家庭児童相談室を児童家庭課児童相談係内に設置している。

平成29年度の相談対応件数は15,758件で、このうち虐待に関するものが3,405件と、全体の21.6%を占めている。

なお、児童福祉法により、市が児童虐待の通報先と明記され第一義的機関として位置付けられている。

◆家庭児童相談室制度は児童福祉法に基づき、厚生省事務次官通知（家庭児童相談室の設置運営について）により発足（昭和39.4.22）。野田市家庭児童相談室は、昭和44年5月に開設。

(1) 事項別相談対応件数

相談事項 年度	総 件 数	性 格 ・ 行 動	障 言 語 ・ 発 達 等	関 障 する い 児 の に	不 登 校 な ど	関 進 路 ・ 適 性 に 関 する も の に	関 非 行 も の に	虐 待	関 家 庭 問 題 の に	虐 待 以 外 の に	関 な ど 子 育 て る も の に	育 児 ・ し っ け	そ の 他
25	10,130	140	162	56	118	105	8	4,485	3,931		865		260
26	10,311	134	243	9	157	11	2	3,927	4,786		808		234
27	14,101	220	158	14	298	5	48	4,234	7,621		1,209		294
28	17,468	186	196	33	201	8	32	3,941	11,249		1,265		357
29	15,758	313	235	25	105	6	5	3,405	10,597		452		615

(2) 虐待相談対応件数

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	人数	人数	件数	人数	件数
1. 身体的虐待	88	1,281	68	680	88	1,281	68	680	27	491
2. 性的虐待	3	28	0	0	3	28	0	0	2	28
3. ネグレクト	80	1,753	78	1,935	80	1,753	78	1,935	54	1,953
4. 心理的虐待	76	1,423	110	1,312	76	1,423	110	1,312	59	933
合 計	247	4,485	256	3,927	247	4,485	256	3,927	142	3,405

※人数は受付実人数、件数は延べ相談対応件数

6. 児童福祉施設【児童家庭課】

①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設。

②母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

入所状況

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

種 別	名 称	所在地	入通所の別	人数
助 産 施 設	国保松戸市立病院（平成 29 年 12 月 27 日から、「松戸市立総合医療センター」に名称変更）	松 戸 市	入 所	2
母子生活支援施設	—	—	—	0

7. 野田市ことば相談室【保育課】

野田市に住む就学前幼児のことばの相談に応じ、適切な指導、訓練を行っている。

年度別利用状況

年度 区分	25	26	27	28	29
利用人数（延べ）	1,770 人	1,865 人	1,727 人	1,634 人	1,617 人

利用件数(延べ)	1,777件	1,928件	1,764件	1,733件	1,651件
年度					
区分		26	27	28	29
野田ことば相談室	利用人数(延べ)	892人	923人	963人	1,016人
	利用件数(延べ)	967件	949件	1,042件	1,013件
関宿ことば相談室	利用人数(延べ)	973人	804人	671人	601人
	利用件数(延べ)	961件	815件	691件	638件

8. 子ども医療費の助成【児童家庭課】

中学校3年生までの子どもの通院、調剤、入院にかかる保険診療の一部を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図った。

年度	内 容	件 数	支 払 額
29	現物給付	267,655件	490,843,240円
	償 還 分	2,542	24,162,994
	合 計	270,197	515,006,234

9. 児童手当【児童家庭課】

児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父母等に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に、児童手当を支給した。

区 分		支給月額	延べ受給児童数	支給総額
0～3歳未満	被用者	15,000円	25,398人	380,970,000円
	非被用者		6,775	101,625,000
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000	114,972	1,149,720,000
	第3子以降	15,000	19,085	286,275,000
中学生		10,000	45,041	450,410,000
所得制限該当世帯(特例給付)		5,000	10,293	51,465,000
合 計			221,564	2,420,465,000

10. 育児支援家庭訪問事業【児童家庭課】

子育てしやすい環境を目指し、社会福祉法人野田市社会福祉協議会への委託により出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている親などに、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育て支援の促進を図った。

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利 用 者	17人	30人	32人	31人	19人
利 用 日 数	378日	372日	518日	428日	337日
利 用 時 間	870.5時間	856.0時間	1149.0時間	906.5時間	822.3時間

11. ファミリー・サポート・センター【児童家庭課】

仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者(利用会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)からなる会員組織として運営している。

(1) 会員数

(各年度3.31現在)

区 分	28年度	29年度
利 用 会 員	451 人	505 人
提 供 会 員	123	117
両 方 会 員	42	39
計	616	661

(2) 延べ利用件数

(29. 4. 1～30. 3. 31)

内 容	件数	内 容	件数
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	508	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	402
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	713	保護者等の買い物等外出の場合の援助	150
学童の放課後の援助	283	学校の迎え	245
学童保育所等への送りと援助	235	習い事の送迎	661
学校への送り	36	家族等の通院等の場合の援助	10
学童保育所の迎え及び帰宅後の援助	389	保護者等の冠婚葬祭、他の子供の学校行事	1
保育所・学校等休み時の援助	63	子どもの病気時の援助	2
保護者等の短時間・臨時的就労の援助	129	保育所等施設入所前の援助	15
合 計			3, 842

12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成【児童家庭課】

野田市ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、助成対象となる生活保護世帯と市民税非課税世帯及びひとり親家庭世帯に利用料の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図った。

(1) 助成者数

区 分	28年度	29年度
助 成 登 録 者 数	25 人	22 人
延 べ 利 用 者 数	61	52

13. 児童虐待防止推進月間事業【児童家庭課】

(1) 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催

児童虐待防止啓発の一環として「わたしの願う家族・家庭」をテーマに、市内の小中学生よりポスターを募集し、市役所ふれあいギャラリー及びいちいのホールに展示した。

また、優秀賞には、賞状・賞状筒と賞品を、それ以外の作品には参加賞を贈呈した。

区 分	内 容		
応 募 作 品	小学生 725 点	中学生 122 点	(合計) 847 点
展 示 作 品	小学生 45 点	中学生 5 点	(合計) 50 点
優 秀 賞	小学生 4 点	中学生 1 点	(合計) 5 点
展 示 期 間	平成 29 年 11 月 8 日～13 日 いちいのホール 平成 29 年 11 月 15 日～21 日 ふれあいギャラリー		

(2) 児童虐待防止のための啓発活動

市の公用車や趣旨に賛同いただいた市内タクシー事業所の車両に、児童虐待防止に関するステッカー等を装着し、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図った。

区 分	装着数	啓 発 方 法
マグネットシート	116 枚	公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着
バスマスク	10	まめバスに装着
懸垂幕	2	市役所及びいちいのホールの懸垂塔に掲出
啓発幕	10	市内公設保育所（10 か所）敷地内に掲出

(3) 児童虐待防止啓発カードの作成

児童虐待防止の啓発を行うため、児童虐待相談電話「子ども SOS」の連絡先を記載した啓発カードを作成して、多くの所に配布し、啓発を行った。

作成部数 25,000 枚

配布先 市内小中学校児童生徒、民生委員児童委員、保育所、幼稚園など

14. 子育て短期支援事業【児童家庭課】

保護者が、入院などにより一時的に在宅による子どもの養育ができない場合や、育児疲れなどにより子育てに不安を抱いた保護者への支援など要保護児童対策等の一環として、児童養護施設で一時的に子どもを預かることでセーフティネットの役割を果たした。

利用人数	延べ利用日数	内訳
5 人	32 日	育児疲れ 4 日、出産 12 日、その他 16 日

第2節 母子家庭等の福祉

第2節 母子家庭等の福祉

1. 母子福祉【児童家庭課】

平成30年4月1日現在、市内の母子家庭は1,500世帯で市内全世帯数（67,122世帯）の2.23%となっている。母子家庭になった原因をみると、死別によるもの67世帯（4.5%）、離婚等によるもの1,264世帯（84.3%）である。

母子家庭の原因別内訳

（各年4.1現在 単位：世帯）

年	区分	母子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
26年		1,488	75	1,269	11	122	11
		100.0%	5.1%	85.3%	0.7%	8.2%	0.7%
27年		1,494	73	1,269	14	127	11
		100.0%	4.9%	85.0%	0.9%	8.5%	0.7%
28年		1,499	66	1,273	16	131	13
		100.0%	4.4%	84.9%	1.1%	8.7%	0.9%
29年		1,478	62	1,261	12	130	13
		100.0%	4.2%	85.3%	0.8%	8.8%	0.9%
30年		1,500	67	1,264	12	140	17
		100.0%	4.5%	84.3%	0.8%	9.3%	1.1%

2. 父子福祉【児童家庭課】

平成30年4月1日現在、市内の父子家庭は157世帯で父子家庭比率は0.23%となっている。父子家庭になった原因をみると、死別によるもの23世帯（15%）、離婚等によるもの128世帯（81.5%）である。

父子家庭の原因別内訳

（各年4.1現在 単位：世帯）

年	区分	父子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
26年		170	22	143	2	0	3
		100.0%	12.9%	84.1%	1.2%	0.0%	1.8%
27年		164	22	137	2	0	3
		100.0%	13.4%	83.5%	1.3%	0.0%	1.8%
28年		168	21	141	2	1	3
		100.0%	12.5%	83.9%	1.2%	0.6%	1.8%
29年		154	20	129	1	1	3
		100.0%	13%	83.8%	0.6%	0.6%	2%
30年		157	23	128	1	2	3
		100.0%	15%	81.5%	0.6%	1%	2%

3. 児童扶養手当【児童家庭課】

離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。

ア 事由別内訳

受給事由	離別	死別	未婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	1,046 人	28 人	135 人	3 人	58 人	1,270 人

イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全部支給者	596 人	269 人
一部支給停止者	674	
計	1,270	

ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳						
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	計
735 人	385 人	119 人	26 人	4 人	1 人	1,270 人

エ 支給月額

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
全部支給者	(基本額) 平成 29 年 3 月まで 42,330 円 4 月から 42,290 円	(加算額) 平成 29 年 3 月まで 10,000 円 4 月から 9,990 円	(加算額) 平成 29 年 3 月まで 6,000 円 4 月から 5,990 円
一部支給停止者	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 9,990 円から 42,320 円まで 10 円き ざみの額 4 月以降 9,980 円から 42,280 円ま で 10 円きざみの額	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 5,000 円から 9,990 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 5,000 円から 9,980 円まで 10 円きざみの額	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 3,000 円から 5,990 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 3,000 円から 5,980 円まで 10 円きざみの額

オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全部支給者	7,458 人	315,500,940 円
一部支給停止者	8,239	235,663,410
第 2 子加算	6,824	62,098,050
第 3 子以降加算	2,253	12,907,570
合 計		626,169,970

※ 児童扶養手当法第 13 条の 3 に基づく就業意欲がみられないことによる一部支給停止者 0 人

4. ひとり親家庭等医療費の助成【児童家庭課】

ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感の軽減を図るため、ひとり親家庭の母、父又は養育者及びその子が医療等の給付を受けた場合に保険診療にかかる自己負担分の一部を助成した。

区 分	内 容
延 べ 受 給 者 数	1,671 人
延 べ 助 成 件 数	8,501 件

支 給 総 額	23,096,940 円
---------	--------------

5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付を行っている。(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については父母のいない児童も対象になる。)

母子福祉資金・寡婦福祉資金の内容 (平成30年4月1日現在)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度		据置期間	償還期間	利率	償還方法			
事業開始資金	母・父	(個人)	2,850,000 円	1 年	7 年以内	年 1.0%又は無利子	元利均等払い(年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)			
		(団体)	4,290,000 円							
事業継続資金	母・父	(個人)	1,430,000 円	6 か月	7 年以内	年 1.0%又は無利子				
		(団体)	1,430,000 円							
修学資金	児童	別表のとおり		卒業後 6 か月	別表のとおり	無利子				
技能習得資金	母・父	(5年間限度)	月額 68,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	年 1.0%又は無利子				
		特別 12 月相当額	816,000 円							
		自動車免許	460,000 円							
修業資金	児童	(5年間限度)	月額 68,000 円	卒業後 1 年	6 年以内	無利子				
		自動車免許	460,000 円							
就職支度資金	母・父・児童	100,000 円		1 年	6 年以内	(母・父)1.0%又は無利子(子)無利子				
		(通勤用自動車購入費用を含む場合) (330,000 円)								
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000 円	治療・介護後 6 か月	5 年以内	年 1.0%又は無利子				
	介護	母・父	(所得税非課税家庭等) (480,000 円)							
生活資金		技能習得中の母・父	月額 141,000 円	卒業後 6 か月	20 年以内	年 1.0%又は無利子				
		医療を受けている母・父	月額 103,000 円 (生活中心者でない場合等) (69,000 円)	治療・介護後 6 か月	5 年以内					
		介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,400,000円を限度とする。							
		母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のもの ※3	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判等に要する費用については、12月相当1,236,000円を限度とする一括貸付可	6 か月 ※1	8 年以内					
		失業している母・父	※なお、失業中の母子家庭又は父子家庭への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)	6 か月 ※2	5 年以内					
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合	1,500,000 円	6 か月	6 年以内	年 1.0%又は無利子				
		新規取得・災害特別等	2,000,000 円		7 年以内					
転宅資金	母・父	260,000 円		6 か月	3 年以内					
就学支度資金	児童	小学校	40,600 円	入学後 6 か月	1 年以内	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間				
		中学校、中等教育学校(前期課程)	47,400 円							
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等・一般) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅 150,000 円 自宅外 160,000 円	卒業後 6 か月					
			私立	自宅 410,000 円 自宅外 420,000 円						
		大学 短期大学 専修学校(専門)	国公立	自宅 370,000 円 自宅外 380,000 円						
			私立	自宅 580,000 円 自宅外 590,000 円						
		大学院	国公立	380,000 円						
			私立	590,000 円						
		修業施設		中学校卒業後入学する場合				自宅 75,000 円 自宅外 85,000 円		5 年以内
				高等学校卒業後入学する場合				自宅 90,000 円 自宅外 100,000 円		
結婚資金	児童	300,000 円		6 か月		5 年以内		年 1.0%又は無利子		

* 1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで

* 2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)

* 3 月額 4 万円、合計 96 万円 を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48 万円を限度として無利子とする。

別表

修学資金(一般分)貸付限度額(月額)一覧表

単位：円(平成 30 年 4 月 1 日現在)

学校等種別		学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還期間 *
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	76,500	76,500				
専修学校 (専門課程)	私立	自宅通学	79,500	79,500				借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	90,000	90,000				
大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500		借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500		
	私立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000		借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				国公立 借りた期間の 3 倍
	博士課程		183,000	183,000	183,000			私立 借りた期間の 4 倍
専修学校 (一般課程)			48,000	48,000				5 年

*ただし、据置期間経過後 20 年以内を限度

6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供や指導相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立の促進を図った。

(1) 相談件数

(単位：件)

年度		25	26	27	28	29
相談事項						
生活一般	住 宅	27	11	5	4	11
	医 療	13	34	10	22	16
	家 庭 紛 争	5	5	11	0	3
	就 職	554	435	327	364	370
	結 婚	1	0	2	2	2
	そ の 他	75	75	42	77	92
児 童	養 育	66	36	29	39	35
	教 育	15	10	4	8	13
	就 職	3	0	3	1	2
	そ の 他	11	14	16	5	11
生 活 援 護	母子・父子福祉資金	150	121	89	80	80
	寡婦福祉資金	2	0	0	0	0
	公 的 年 金	1	1	1	1	2
	児童扶養手当	198	195	209	154	188
	生 活 保 護	15	16	11	9	5
	税	0	2	0	2	0
	そ の 他	22	28	31	18	19
そ の 他	5	6	3	3	4	
合 計		1,163	989	793	789	853

(2) 訪問件数

年 度	25	26	27	28	29
訪問件数	237 件	287 件	227 件	271 件	277 件

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の母子家庭及び父子家庭の実情やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付くまで継続的に就労相談を実施した。

年度	プログラム策定人数 (人)	就業実績 (人)
25	42	正規雇用 7、非正規雇用 24
26	38	正規雇用 5、非正規雇用 20
27	23	正規雇用 5、非正規雇用 10
28	25	正規雇用 8、非正規雇用 8
29	16	正規雇用 3、非正規雇用 10

(4) ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動

平成28年7月からひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を開始し、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行った。(原則毎月1回訪問)

区 分	内 容
訪問事業所数	23 社

7. 養育者支援手当【児童家庭課】

父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育し、公的年金を受給している養育者(祖父母等)に対して支給し、養育者の経済的、精神的負担の軽減と児童の福祉の増進を図った。

ア 事由別内訳

受給事由	離 別	死 別	未 婚	障がい	遺棄その他	計
受 給 者 数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	7 人	0 人	0 人	0 人	0 人	7 人

イ 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全 部 支 給 者	5 人	0 人
一部支給停止者	2	
計	7	

ウ 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳					
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	計
6 人	1 人	0 人	0 人	0 人	7 人

エ 支給月額

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
全 部 支 給 者	(基本額) 平成 29 年 3 月まで 42,330 円 4 月から 42,290 円	(加算額) 平成 29 年 3 月まで 10,000 円 4 月から 9,990 円	(加算額) 平成 29 年 3 月まで 6,000 円 4 月から 5,990 円
一部支給停止者	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 9,990 円から 42,320 円まで 10 円きざみの額 4 月以降 9,980 円から 42,280 円まで 10 円きざみの額	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 5,000 円から 9,990 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 5,000 円から 9,980 円まで 10 円きざみの額	所得額に応じて平成 29 年 3 月まで 3,000 円から 5,990 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 3,000 円から 5,980 円まで 10 円きざみの額

オ 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	52 人	2,199,720 円
一 部 支 給 停 止 者	23	771,010
第 2 子 加 算	12	98,280
第 3 子 以 降 加 算	0	0

合 計	3,069,010
-----	-----------

8. ひとり親家庭等日常生活支援事業【児童家庭課】

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学や病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行い生活の安定を図った。

年度	子育て支援	生活援助
25	9人 (延べ 48日、319時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1人 (延べ 10日、62時間)	8人 (延べ 33日、203時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 2人 (延べ 18日、101時間)
26	13人 (延べ 74日、459時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1人 (延べ 1日、9時間)	0人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0人
27	9人 (延べ 42日、352時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1人 (延べ 2日、22時間)	1人 (延べ 10日、19時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0人
28	10人 (延べ 72日、393時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 1人 (延べ 11日、63時間)	1人 (延べ 2日、6時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0人
29	5人 (延べ 38日、225時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0人	0人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0人

9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために受講した教育訓練講座を修了した場合に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受講料の60%)を支給し、資格の取得を促進した。

年度	講座指定者数(人)	支給人数(講座修了)
25	4	3
26	1	1
27	1	1
28	3	3
29	2	2

10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の国家資格取得のため、1年以上養成機関で修学する場合に一定期間「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」(市町村民税非課税世帯月額100,000円、市町村民税課税世帯月額70,500円)を支給するとともに、「母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金」(市町村民税非課税世帯50,000円、市町村民税課税世帯25,000円)を修了後に支給することで、生活の負担

の軽減を図り資格取得を支援した。

年度	支給人数（人）	内 容
25	21	看護師 7、准看護師 9、美容師 2、歯科衛生士 2、中学校・高等学校教諭 1
26	13	看護師 6、准看護師 4、美容師 1、歯科衛生士 1、理容師 1
27	9	看護師 4、准看護師 5
28	11	看護師 6、准看護師 4、作業療法士 1
29	9	看護師 5、准看護師 1、作業療法士 1、教諭 1、保育士 1

11. ひとり親家庭情報交換事業【児童家庭課】

野田市母子寡婦福祉会に事業を委託し、ひとり親家庭の方が交流やイベントを通じてお互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、精神的負担の軽減に努めた。

年度	内 容	参加人数（人）
25	親子料理教室 5 回、じゃがいも掘り 1 回	135
26	親子料理教室 3 回、竹とんぼ作り 3 回、バルーンアート作り 3 回	80
27	親子料理教室 5 回、竹とんぼ作り 1 回、お茶体験 3 回	136
28	親子料理教室 7 回、お茶体験 2 回	147
29	親子料理教室 7 回、お茶体験 2 回	126

12. 母子家庭等就業自立支援事業【児童家庭課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援パソコン講習会等を、野田地域職業訓練センターに委託して年 3 回実施し、自立の促進を図った。

コース区分	受講者	資格取得者
5 月開講コース（夜間）	7 人	ワード 7 人、エクセル 6 人
9 月開講コース（夜間）	6 人	ワード 5 人、エクセル 6 人
1 月開講コース（夜間）	1 人	ワード 1 人、エクセル 1 人

13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【児童家庭課】

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座の受講に係る費用の一部（受講修了時給付金は対象経費の 20%、合格時給付金は対象経費の 40%）を補助することにより、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与した。

年度	区分	支給人数
29	受講修了時給付金	0人
	合格時給付金	0人

第3節 障がい者(児)の福祉

第3節 障がい者(児)の福祉

1. 障がい者手帳【障がい者支援課】

(1) 身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。

手帳所持者数

(単位：人 30.3.31現在)

障がい別	区分	身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 が い	18歳未満	2	0	0	0	0	2	0
	18歳以上	305	94	97	23	26	50	15
	計	307	94	97	23	26	52	15
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	19	1	4	4	3	0	7
	18歳以上	394	23	110	45	86	5	125
	計	413	24	114	49	89	5	132
音 声 ・ 言 語 そ しゃく 機 能 障 が い	18歳未満	2	1	0	0	1	0	0
	18歳以上	85	6	10	43	26	0	0
	計	87	7	10	43	27	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	62	38	9	4	4	4	3
	18歳以上	2,794	525	573	532	821	216	127
	計	2,856	563	582	536	825	220	130
内 部 障 が い	18歳未満	13	12	0	1	0	0	0
	18歳以上	1,604	1,052	28	182	342	0	0
	計	1,617	1,064	28	183	342	0	0
心 臓	18歳未満	4	4	0	0	0	0	0
	18歳以上	758	591	6	73	88	0	0
	計	762	595	6	73	88	0	0
呼 吸 器	18歳未満	3	3	0	0	0	0	0
	18歳以上	108	29	3	68	8	0	0
	計	111	32	3	68	8	0	0
じ ん 臓	18歳未満	3	2	0	1	0	0	0
	18歳以上	434	415	1	16	2	0	0
	計	437	417	1	17	2	0	0
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18歳以上	258	1	2	18	237	0	0
	計	259	2	2	18	237	0	0
小 腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	0	0	1	3	0	0
	計	4	0	0	1	3	0	0
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	36	14	12	6	4	0	0
	計	36	14	12	6	4	0	0
肝 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	6	2	4	0	0	0	0
	計	8	4	4	0	0	0	0
合 計	18歳未満	98	52	13	9	8	6	10
	18歳以上	5182	1700	818	825	1301	271	267
	計	5280	1752	831	834	1309	277	277

(2) 療育手帳

知的障がい者が、一貫した指導・相談等各種の援護を受けやすくするための手帳。

手帳所持者数

(単位：人 30.3.31 現在)

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,325	394	294	262	950	88	68	219	375

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付される。

手帳所持者数

(単位：人 30.3.31 現在)

合 計	1 級	2 級	3 級
1,151	227	664	260

(4) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付診断料助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするための診断書作成に要した費用を助成している。

助成件数

(単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身 体 障 害 者 手 帳	411	377	328	323	289
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	97	90	102	125	107

2. 障害福祉サービス等【障がい者支援課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供する。

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用時間	15,958.25 時間	16,138.25 時間	16,618.00 時間	18,022.50 時間	17,871.50 時間
実利用人数	106 人	109 人	123 人	141 人	140 人

(2) 重度訪問介護

肢体不自由者又は知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援など総合的に支援を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用時間	1,495.00 時間	1,136.00 時間	2,152.00 時間	2,792.00 時間	2,941.00 時間
実利用人数	3 人	2 人	3 人	4 人	4 人

(3) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数	2,724 日	3,230 日	3,759 日	3,486 日	4,079 日
実利用人数	78 人	94 人	107 人	92 人	111 人

(4) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数	2,255 日	3,989 日	4,177 日	4,745 日	4,704 日
実利用人数	8 人	12 人	11 人	14 人	13 人

(5) 障害者支援施設等措置

やむを得ない事由による措置により入所した場合に措置に係る費用を負担するもの。

延べ利用日数及び実利用件数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数	365 日	365 日	366 日	365 日	365 日
実利用件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(6) 高額障害福祉サービス

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

延べ申請件数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ申請件数	2 件	9 件	20 件	26 件	13 件

(7) 同行援護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用時間数	2,829.50 時間	3,474.00 時間	3,882.00 時間	3,650.00 時間	3,365.00 時間
実利用人数	23 人	24 人	25 人	26 人	27 人

(8) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、申請者が適正なサービスを受けるための計画作成及び、サービス利用開始後のモニタリング等を指定特定相談支援事業所の相談支援員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用事業所数	11 か所	25 か所	42 か所	48 か所	52 か所
実利用人数	230 人	388 人	517 人	597 人	633 人

(9) 行動援護

自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用時間数	92.00 時間	357.50 時間	2,332.00 時間	3,837.00 時間	2,785.00 時間
実利用人数	1 人	3 人	26 人	34 人	30 人

(10) 生活介護

常に介護を必要とする人に日中に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用施設数	43 か所	46 か所	46 か所	63 か所	65 か所
実利用人数	257 人	271 人	280 人	301 人	307 人

(11) 施設入所支援

生活介護等を受けつつ施設に入所する人を対象に、主に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用施設数	36 か所	39 か所	37 か所	38 か所	34 か所
実利用人数	95 人	104 人	97 人	100 人	94 人

(12) 共同生活援助

夜間や休日に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用施設数	8 か所	38 か所	45 か所	48 か所	59 か所
実利用人数	15 人	124 人	102 人	122 人	124 人

(13) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用施設数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所
	実利用人数	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	利用施設数	4 か所	6 か所	5 か所	8 か所	5 か所
	実利用人数	9 人	14 人	16 人	15 人	10 人
宿泊型自立訓練	利用施設数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所
	実利用人数	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人

(14) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用施設数	11 か所	25 か所	19 か所	17 か所	22 か所
	実利用人数	36 人	59 人	45 人	48 人	63 人

(15) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人と雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A型)	利用施設数	3 か所	9 か所	12 か所	20 か所	23 か所
	実利用人数	7 人	20 人	41 人	64 人	83 人

(16) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (B型)	利用施設数	17 か所	22 か所	20 か所	25 か所	32 か所
	実利用人数	37 人	58 人	93 人	103 人	111 人

(17) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、未就学児が児童発達支援事業所等において必要な療育を受けるための通所や、就学児が生活能力向上のため必要な訓練等を受ける放課後等デイサービス等の支援を提供する。

利用日数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用日数	3,620 日	4,482 日	6,988 日	8,420 日	10,265 日
	実利用人数	31 人	47 人	88 人	99 人	147 人
放課後等デイ サービス	利用日数	4,845 日	8,339 日	15,624 日	22,075 日	29,790 日
	実利用人数	51 人	86 人	144 人	184 人	249 人
保育所等訪問 支援	利用日数	0 日	0 日	18 日	32 日	29 日
	実利用人数	0 人	0 人	8 人	11 人	11 人

(18) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス内容等を記載した障害児支援利用計画の作成等や保護者等からの相談支援を指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用事業所数	2 か所	4 か所	7 か所	10 か所	10 か所
実利用人数	5 人	74 人	149 人	262 人	360 人

(19) 高額障害児通所給付

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

延べ申請件数

(単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ申請件数	1	14	23	32	17

(20) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)について外出のための支援を行う。

利用時間及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	利用時間	96 時間	180 時間	511 時間	447 時間	887 時間
	実利用人数	20 人	3 人	7 人	7 人	9 人
知的障がい者	利用時間	6,845 時間	5,482 時間	5,023 時間	7,580 時間	7,476 時間
	実利用人数	49 人	55 人	43 人	62 人	75 人
精神障がい者	利用時間	358 時間	284 時間	178 時間	201 時間	368 時間
	実利用人数	1 人	2 人	2 人	3 人	5 人
障がい児	利用時間	7,023 時間	6,338 時間	1,952 時間	2,959 時間	3,341 時間
	実利用人数	60 人	50 人	32 人	32 人	47 人
合計	利用時間	14,322 時間	12,284 時間	7,664 時間	11,187 時間	12,072 時間
	実利用人数	130 人	110 人	84 人	104 人	136 人

(21) 障がい者等日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るもの。

利用回数及び実利用人数

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	利用回数	45 回	80 回	123 回	76 回	342 回
	実利用人数	4 人	9 人	11 人	4 人	14 人
知的障がい者	利用回数	4,836 回	4,794 回	4,815 回	4,477 回	4,482 回
	実利用人数	87 人	90 人	94 人	89 人	92 人
精神障がい者	利用回数	0 回	8 回	3 回	27 回	345 回
	実利用人数	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人
障がい児	利用回数	5,628 回	4,990 回	4,418 回	4,285 回	5,086 回
	実利用人数	57 人	63 人	56 人	56 人	69 人
合計	利用回数	10,509 回	9,872 回	9,359 回	8,865 回	10,255 回
	実利用人数	148 人	163 人	162 人	150 人	177 人

3. 医療・補装具関係【障がい者支援課】

(1) 重度心身障がい者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいの程度が1～3級の人、または療育手帳の程度が最重度・重度・中度の人、及び精神障害者保健福祉手帳1級の人が病院にかかった場合、その医療保険診療の自己負担分

を助成している。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ支給件数	66,607 件	68,993 件	75,111 件	79,294 件	76,054 件
対象者数	3,578 人	3,614 人	3,645 人	3,478 人	3,344 人

(2) 精神障がい者入院医療費の助成

精神障がい者が精神疾患のため1か月を超えて入院療養した場合、医療費の自己負担分の2分の1相当額を助成している。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ支給件数	865 件	751 件	753 件	769 件	885 件
対象者数	101 人	104 人	105 人	121 人	131 人

(3) 精神障がい者通院医療費の公費負担制度

在宅の精神障がい者の通院医療を積極的に進めることを目的として、通院医療費の公費負担を行っている。

助成状況

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	1,714 人	1,821 人	1,927 人	2,035 人	2,137 人

(4) 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人で、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対し、必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視 覚 障 が い	0	0	0	0	0
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	1	3	3	3	5
肢 体 不 自 由	0	1	0	0	1
心 臓 機 能 障 が い	0	3	1	0	0
じ ん 臓 機 能 障 が い	44	44	49	58	66
小 腸 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
肝 臓 機 能 障 が い	1	1	1	1	1
免 疫 機 能 障 が い	24	27	30	31	32
合 計	70	79	84	93	105

(5) 育成医療

18歳未満で身体に障がいがあり、障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視 覚 障 が い	2	4	6	2	0
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	3	1	0	1	1

音声・言語・そしゃく機能障がい	7	6	6	4	5
肢 体 不 自 由	15	14	15	8	9
心 臓 機 能 障 が い	5	9	4	3	3
じ ん 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
小 腸 機 能 障 が い	0	0	0	1	1
肝 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
そ の 他 の 機 能 障 が い	10	9	5	3	3
免 疫 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
合 計	42	43	36	22	22

(6) 補装具

身体障害者手帳を有している障がい者に対し、日常生活や職場での作業を容易にするため、必要な補装具の購入又は修理に係る費用の一部を支給する。

補装具交付(修理)状況

(単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
義 肢	11	15	15	21	15
装 具	50	65	62	80	84
座位保持装置	5	19	16	27	25
補 聴 器	58	59	52	67	49
車 い す	39	57	57	47	46
そ の 他	29	22	27	29	22
合 計	192	237	229	271	241

(7) 日常生活用具

在宅の重度身体障がい者(児)に対し、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行っている。

(単位：件 平成 29 年度)

区 分	給 付	区 分	給 付
特殊寝台	2	酸素ボンベ運搬車	0
特殊マット	0	盲人用体温計（音声式）	0
特殊尿器	0	盲人用体重計	2
入浴担架	0	携帯用会話補助装置	0
体位変換器	0	情報・通信支援用具	2
移動用リフト	1	点字ディスプレイ	0
訓練椅子	0	点字器	1
訓練用ベット	0	点字タイプライター	0
入浴補助用具	4	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	4
便器	1	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	1
歩行補助杖	3	視覚障がい者用拡大読書器	6
移動又は移乗支援用具	4	盲人用時計	5
特殊便器	0	聴覚障がい者用通信装置	1
頭部保護帽	6	聴覚障がい者用情報受信装置	0
火災警報機	0	人工咽頭	2
自動消火器	0	福祉電話（貸与）	0
電磁調理器	1	ファックス（貸与）	0

歩行時間延長信号機用小型送信機	0	点字図書	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	3	ストーマ器具等	2,602
透視夜加温器	2	紙オムツ	336
ネブライザー	3	収尿器	4
電気式たん吸引器	10	居宅生活動作補助用具	5
視覚障がい者用デジタル放送対応ラジオ	1	動脈血中酸素飽和度測定器	1
合 計			3,013

4. 手当等【障がい者支援課】

(1) 特別障害者手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳以上の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳 A の 1 から A の 2 の一部、またはこれらと同程度の疾患、精神障がい者の人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可 ⑤継続して 3 か月以上入院されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月 〈支給額〉 月額 26,810 円

手当受給状況 (各年度 2 月支給現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給月額	26,080 円	26,000 円	26,620 円	26,620 円	26,810 円
受給者数	131 人	135 人	158 人	163 人	160 人

(2) 障害児福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳未満の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、療育手帳 A 及び A の 1 の一部、重度の精神障がい者、肝臓疾患、血液疾患などを有する人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可 ⑤特別児童扶養手当との併給可

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月 〈支給額〉 月額 14,580 円

手当受給状況 (各年度 2 月支給現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給月額	14,180 円	14,140 円	14,480 円	14,480 円	14,580 円
受給者数	83 人	85 人	95 人	85 人	92 人

(3) 経過的福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に対して支給する。

〈対 象〉 昭和 61 年 3 月までに国の福祉手当を受給していて障害基礎年金、特別障害者手当を受給されていない人

〈支給月〉 2 月、5 月、8 月、11 月 〈支給額〉 月額 14,580 円

手当受給状況

(各年度2月支給現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給月額	14,180 円	14,140 円	14,480 円	14,480 円	14,580 円
受給者数	8 人	8 人	7 人	7 人	6 人

(4) ねたきり身体障がい者福祉手当

6か月以上ねたきりの在宅障がい者（20歳以上65歳未満）を介護している人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③介護保険法による保険給付を受けていない人

④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況

(各年度3月支給現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給月額	8,650 円	8,650 円	8,650 円	8,650 円	8,650 円
受給者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 身体障がい者福祉手当

身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい等級が1級から4級までの障がい者、または介護者に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人

④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 ①障がいの程度が1級または2級の人 月額5,800円

②障がいの程度が3級で20歳未満または60歳以上の人 月額4,000円

③障がいの程度が4級で20歳未満または60歳以上の人 月額3,100円

手当受給状況

(各年度3月支給現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給月額	1級または2級	5,800 円	5,800 円	5,800 円	5,800 円
	3級で20歳未満 または60歳以上	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
	4級で20歳未満 または60歳以上	3,100 円	3,100 円	3,100 円	3,100 円
受給者数	2,726 人	2,738 人	2,879 人	2,660 人	2,720 人

(6) 知的障がい者福祉手当

知的障害者福祉法による判定を受けた知的障がい者のうち、療育手帳Bの1以上の人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人

④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額5,800円

手当受給状況

(各年度3月支給現在)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給月額	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円
受給者数	102人	113人	143人	126人	144人

(7) 重度知的障がい者福祉手当

在宅の知的障がい者で療育手帳の程度が、重度(㊸の1からAの2)と判定された20歳以上の人に支給する。

- 〈条 件〉 ①市内在住者 ②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
 ③介護保険法による保険給付を受けていない人 ④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額8,650円

手当受給状況

(各年度3月支給現在)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給月額	8,650円	8,650円	8,650円	8,650円	8,650円
受給者数	116人	120人	134人	126人	140人

(8) 特別児童扶養手当

精神または身体に一定程度の障がいをもつ児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母または養育者に対し支給する。

- 〈条 件〉 ①市内在住者 ②20歳未満 ③収容施設に措置入所されていない人
 ④公的年金を受けていない人 ⑤所得制限あり

〈支給月〉 8月、11月、4月

- 〈支給額〉 ・1級 身体障害者手帳のおおむね1、2級、療育手帳の㊸、Aに相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額51,450円(児童1人あたり)
 ・2級 身体障害者手帳のおおむね3級、療育手帳のおおむねBの1に相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額34,270円(児童1人あたり)

手当受給状況

(各年度3月支給現在)

年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	支給額	50,050円	49,900円	51,100円	51,500円	51,450円
	受給者数	103人	102人	109人	104人	112人
2級	支給額	33,330円	33,230円	34,030円	34,300円	34,270円
	受給者数	191人	205人	203人	199人	190人
受給者数合計		294人	307人	312人	303人	302人

(9) 千葉県心身障害者扶養年金

心身障がい者(児)を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡(障がい)した場合、扶養されていた障がい者に終身年金が支給される。

〈年金給付額〉 一口月額20,000円(二口まで加入可)

受給状況

(単位：人 各年度 3.31 現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
加 入 者	55	55	56	55	54
受 給 者	39	37	37	39	39

5. 日常生活の充実【障がい者支援課】

(1) 身体障がい者の自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自動車運転免許を取得した人に障がいの程度により取得費を助成している。

〈助成額〉 1～3級の障がい者 80,000 円
 4～5級の障がい者 70,000 円
 6級の障がい者 50,000 円

助成状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	1	0	1	0	4

(2) 身体障がい者自動車改造費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、通院、通勤等に使用する自動車を改造する人に1件あたり10万円を限度に改造費を助成している。

〈対 象〉 肢体不自由1～3級
 〈条 件〉 自動車を所有し、自ら運転すること。
 前年の所得税課税額が15万円以下の世帯

〈助成額〉 前年の所得税非課税世帯 100,000 円以内
 前年の所得税課税額が15万円以下の世帯 50,000 円以内

助成状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	1	2	3	0	2

(3) 心身障がい者結婚祝金の支給

身体障害者手帳の交付を受けている人及び知能指数 75 以下の知的障がい者と判定された人で婚姻届を受理された人に祝金を支給している。

〈祝金の金額〉 1～4級の身体障がい者及び知能指数 50 以下の知的障がい者 20,000 円
 5～6級の身体障がい者及び知能指数 51～75 以下の知的障がい者 10,000 円

助成状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	6	2	3	2	5

(4) 福祉タクシー助成券の交付

身体障害者手帳1級から3級の人、療育手帳の交付を受けた人、精神障害者保健福祉手帳1級の人がタクシ

一を利用した場合、利用料金の2分の1に相当する額（1,000円限度）を助成している。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用件数	8,259 件	8,793 件	9,075 件	9,539 件	8,618 件
実利用人数	513 人	455 人	449 人	456 人	482 人

(5) 電話ファックス等設置費及び使用料の助成

一般加入電話を使用することが困難な聴覚障がい者の意思伝達の手段を確保するため、電話ファックス、フラッシュベルの設置費及び使用料を助成している。

フラッシュベルの助成台数 0 台 (平成 29 年度)

(6) 手話通訳者設置事業

障がい者支援課(週 4 日)及び関宿支所(週 1 日)の窓口にて、各 4 時間手話通訳者を設置している。

(平成 27 年度までは、障がい者支援課(週 2 日)及び関宿支所(週 1 日)を実施)

利用状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置日数	150 日	150 日	151 日	243 日	244 日
延べ利用人数	466 人	446 人	506 人	472 人	463 人
延べ利用件数	1,000 件	929 件	1,066 件	661 件	582 件

(7) 救急医療情報キットの配布

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者を対象に、自宅で救命活動が必要となった時に備えるため、医療情報や投薬情報などの必要事項を記入し、冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを無料で配布している。(平成 26 年 3 月から)

配布状況

(単位：個)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配 布 数	431	142	243	109	27

(8) ヘルプマークの配布

障がいなどにより、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が日常や災害時に援助が得やすくなるよう、カバンなどに付けることができるストラップ型のヘルプマークを配布している。(平成 29 年 11 月から)

配布状況 (単位：個)

年 度	平成 29 年度
配 布 数	475

6. 相談・派遣等【障がい者支援課】

(1) 障がい者相談支援

① 相談支援

平成 29 年度においては、延べ 846 件の相談支援の利用があった。

内容としては、「福祉サービスの利用等に関する支援」、「不安の解消・情緒安定に関する支援」、「家族関係・人間関係に関する支援」、「権利擁護に関する支援」及び「健康・医療に関する支援」で全体の

約 7 割以上を占めている。

(単位：件)

内 容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	258	361	431	200	248
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	280	209	201	97	49
(3) 健康・医療に関する支援	440	616	150	59	48
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	468	547	194	310	207
(5) 保育・教育に関する支援	187	185	15	3	2
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	109	158	86	103	114
(7) 家計・経済に関する支援	104	65	74	37	46
(8) 生活技術に関する支援	102	110	71	46	28
(9) 就労に関する支援	86	150	53	52	21
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	52	49	48	21	24
(11) 権利擁護に関する支援	110	79	59	43	59
(12) その他	2	43	1	0	0
合 計	2, 198	2, 572	1, 383	971	846

② 障がい者相談支援

身体障害者福祉法第 12 条の 3 及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に基づき委託している野田市障がい者相談員 11 名には、述べ 708 件の相談支援の利用があった。

(単位：件)

区 分	内 容	件 数
個 別 相 談	手帳交付	4
	医療	2
	補装具等	3
	障害福祉サービス等	19
	年金	3
	扶養年金	0
	福祉手当	1
	生活	44
	住宅	3
	仕事	18
	結婚	0
	税金	0
	その他	74
団 体 相 談	会議、行事等の参加	495
	その他	42
合 計		708

③ 障がい者に対する差別対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいを理由とする差別の相談の受付等に
対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	-	-	-	2	3

④ 障がい者に対する虐待対応

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待通報、届出等に
対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通報・届出件数	1	3	6	11	13
虐待認定件数	1	2	11	4	2

⑤ 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）第
9 条に基づき市の調達方針を制定し、各部署における障がい者施設からの物品等の購入を促進した。

実施状況 (単位：円)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調達目標	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	990,000
購入実績	1,071,101	939,074	1,071,101	939,074	936,400

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が適当な付添いが得られないため、健聴者との円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場
合、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。

派遣状況 (単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者の派遣	443	475	497	580	534
要約筆記者の派遣	210	238	247	252	192

(3) 訪問入浴サービス事業

ねたきり心身障がい者児に対し、移動入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行うことにより、ねたきり
心身障がい者児の福祉の向上を図っている。

訪問入浴サービス活動実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用回数	204 回	200 回	222 回	322 回	310 回
実利用人数	12 人	8 人	8 人	10 人	10 人

(4) 福祉カー貸出事業

心身障がい者児及び高齢者等に対し、リフト式ワゴン車(ゆうあい号)の貸与を行うことにより、心身障がい

者児等の社会参加を促進し福祉の向上を図った。※平成 30 年度から野田市社会福祉協議会で実施している同一の事業へ移行。

福祉カー貸出実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ貸出件数	6 件	56 件	94 件	87 件	87 件
延べ使用日数	20 日	141 日	228 日	218 日	168 日

(5) 手話講習会

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため手話講習会を開催している。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	14	11	15	9	15

(6) 要約筆記講習会

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため要約筆記講習会を開催している。

受講状況 (隔年実施) (単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	—	9	—	2	—

(7) 障がい者パソコン講習会

I T活用による就労や社会参加を促進するため、障がい者パソコン講習会を開催している。

受講状況 (単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	5	6	7	4	5

(8) 地域活動支援センター運営費の補助

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援を行う地域活動支援センターを運営する法人等に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

法人の名称	事業所の名称	所在市町村
特定非営利活動法人 メンタルサポート野田そよかぜ	地域活動支援センター すまいる	野田市
医療法人社団啓心会 岡田病院	地域活動支援センター さくら	野田市
特定非営利活動法人 枝の会	地域活動支援センター のぞみ	野田市
特定非営利活動法人 枝の会	地域活動支援センター きらり	野田市
特定非営利活動法人 権利擁護あさひ	地域活動支援センター ピアセンターあかり	柏市
特定非営利活動法人 自立サポートネット流山	西深井地域生活支援センター すみれ	流山市
特定非営利活動法人 あげぼの	地域活動支援センター スペース若柴	柏市

(9) 生活ホーム運営費補助

15 歳以上の知的障がい者に居室等を提供し日常生活上の援助を行うことで社会参加を図る生活ホームを運営するものに対し、生活ホーム運営事業補助金を交付するものです。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助対象施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(10) 在宅心身障がい者児短期保護委託料助成

心身障がい者児を介護している家族が疾病等の理由により居宅における介護が困難となった場合に、当該心身障がい者児を一時的に有料で介護人に委託した場合に介護委託料等の一部を助成している。

助成状況

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	14	14	7	5	1

(11) 障害者支援施設等利用者傷害保険料助成

障害者支援施設等を利用する障がい者等に対し、傷害保険料の一部を助成している。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	34 か所	36 か所	35 か所	41 か所	39 か所
助成対象者数	301 人	287 人	318 人	345 人	341 人

(12) 障害者支援施設等通所者交通費助成

障害者支援施設等に通所する障がい者等に対し、通所に要する交通費を助成している。

助成状況

(各年度)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	37 か所	44 か所	51 か所	51 か所	43 か所
助成対象者数	191 人	196 人	210 人	236 人	266 人

(13) 障がい者等グループホーム運営補助

障がい者等グループホームの運営に要する経費の一部を補助している。

補助状況

(単位：か所)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施 設 数	26	24	21	18	17

(14) 障がい者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入所する障がい者等に対し、家賃の一部を補助している。

助成状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	40 か所	40 か所	45 か所	48 か所	51 か所
助成対象者数	67 人	71 人	72 人	85 人	90 人

(15) 重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金

在宅で重症心身障害児（者）を育てる家庭を支援するため、地域において重症心身障害児（者）の短期入所受入先を確保することを目的として、入所施設が重度心身障害児（者）を受入れた場合に、その運営に要する経費の一部として補助を行う。

補助状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数	18 日	20 日	20 日	25 日	6 日
利用人数	4 人	3 人	5 人	2 人	2 人

(16) 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することを目的に補聴器の購入に要する費用の一部助成を行う。

補助状況

(単位：件)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請件数	1	1	0	2	2

7. 野田市の障がい者(児)施設サービス【障がい者支援課・こぶし園】

(1) 心身障がい者福祉作業所

障害者総合支援法の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)又は知的障がい者若しくは身体障がい者であって、雇用されることが困難な在宅のものに対し、設備及び仕事を提供し、必要な訓練を行うこと等により、その自立を助長することを目的として、心身障がい者福祉作業所は平成8年、関宿心身障がい者福祉作業所は平成元年に開設された施設であり、生活介護、就労継続支援等を行っている。

平成18年4月から指定管理者制度を導入し、心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人野田みどり会、関宿心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

なお、関宿心身障がい者福祉作業所は、平成29年4月1日から法に基づく指定障害福祉サービス事業所(生活介護・就労継続支援B型)へ移行した。

通所者数(定員 野田市心身障がい者福祉作業所 40人)

(定員 野田市関宿心身障がい者福祉作業所 20人)

(単位：人 各年度4.1現在)

年 度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
心身障がい者福祉作業所	生活介護	26	26	27	30	34
	就労継続支援B型	15	15	15	15	14
関宿心身障がい者福祉作業所※	生活介護	16	16	17	7	10
	就労継続支援B型				9	9

※関宿心身障がい者福祉作業所については、平成28年度まで障害者総合支援法に基づかない法外施設のため、生活介護及び就労継続支援B型には分かれていませんが、平成26年度、平成27年度は16人、平成28年度は17人が利用しました。

(2) あおい空

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行うことにより、障がい者の健康の保持と社会生活の向上を図るため、平成13年4月27日に開所した。

平成22年4月1日より、法に基づく指定障害福祉サービス事業所(生活介護)として、心身機能の改

善、入浴介護、食事介護等を行っている。また、平成27年2月1日より、一時的な見守り等の支援が必要な障がい児（小学生以上）又は障がい者に対して、日中の活動の場を提供するため日中一時支援事業を、平成27年4月1日より、介護者の疾病等の理由により短期入所等を必要とする障がい者に入浴、排せつなどの便宜を供与するため、短期入所事業を開始した。

平成22年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人野田みどり会に業務を委託し事業を実施している。

通所者数（定員 生活介護 20人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通所者数	15	13	13	12	14

日中一時支援（定員 4人）

（単位：回 各年度 3.31 現在）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数	—	87	562	423	512

短期入所（定員 3人）

（単位：回 各年度 3.31 現在）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数	—	—	166	169	199

(3) こだま学園

児童福祉法に基づく知的障害児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、福祉型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は日々バス等により保護者のもとから通園し、独立自活に必要な療育指導を行い、児童の育成、成長の向上に努めている。

また、毎月嘱託医による診察と臨床心理士による心理指導を実施している。

その他、毎週火曜日に療育相談、発達検査及び個別療育を実施している。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるに業務を委託し事業を実施している。また、指定管理者制度導入に伴い、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を開始した。

通所児童数（定員 30人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通所児童数	13	17	25	19	20
市内	13	17	25	18	19
市外	0	0	0	1	1

(4) あさひ育成園

児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、医療型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。園児は保護者と共に通園し、運動機能の訓練や生活指導等について、保護者と連携をとり

ながら児童の育成に努めている。平成28年10月より保護者の希望に応じて、就学前の園児を中心に母子分離や園内分離を実施した。

また、毎月管理医、嘱託医による診察や臨床心理士による発達段階に応じた心理指導、理学療法士による機能回復訓練を実施している。

従来は外来療育相談を毎月第1・第3木曜日に行っていたが、平成30年6月より毎週木曜日実施に拡充した。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるに業務を委託し事業を実施している。また、指定管理者制度導入に伴い医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行した。

通所児童数（定員20人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通所児童数	9	8	6	7	11
市内	9	8	6	7	11
市外	0	0	0	0	0

(5) あすなる職業指導所

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型(生活介護・就労継続支援B型))であり、昭和49年5月1日開所した。平成元年度に996.85㎡の増設を行い平成2年度から定員を20人から40人とした。18歳以上の利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供に努めている。

作業内容は、業者からの下請、あるいはパン・菓子類の製造、縫製、織物等で、販売等による収益を利用者の賃金としている。

平成21年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるに業務を委託し事業を実施している。

通所者数（定員40人）

（単位：人 各年度4.1現在）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通所者数	47	47	49	50	48
市内	47	46	48	49	47
市外	0	1	1	1	1

(6) こぶし園

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）であり、昭和61年4月1日に開園した。地域で暮らす18歳以上の障がい者の自立及び社会活動への参加の促進を図ることを目的としている。その中で、個々の可能性を見出すとともに、能力の開発を行い、豊かな人格の形成を図ることに努めている。

作業内容は、農耕、木工、手芸、陶芸のほか、近隣の老人ホームでの職場実習等に取り組んでいる。

通所者数 (定員 40 人)

(単位：人 各年度 4.1 現在)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
通所者数	38	39	37	38	38
市内	38	39	37	38	38
市外	0	0	0	0	0

第 4 節 生活保護

第4節 生活保護

【生活支援課】

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類である。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活、移送に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃、地代、補修など住宅維持に必要な費用
- ③ 教育扶助 副読本的教科書、学用品、通学用品、給食費などの義務教育に伴って必要な費用
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気や怪我の治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資金、器具、資料、技能修得、就労、高等学校就学などに必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

平成 29 年度における被保護世帯は、1,296 世帯、被保護人員は 1,781 人で、人口 100 人当りの保護率は 1.15%である。これを前年度と比較すると被保護世帯は 17 世帯、被保護人員は 2 人の増加であり、被保護世帯数は過去最多を記録しているが、被保護人員はほぼ横ばい状態となっている。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

(各年度末現在)

年 度	人 口 (人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)		
				野田市	千葉県	全国
25	156,124	1,159	1,695	1.09	1.27	1.70
26	155,610	1,195	1,703	1.09	1.33	1.71
27	155,134	1,258	1,780	1.15	1.34	1.71
28	154,772	1,279	1,779	1.15	1.35	1.69
29	154,348	1,296	1,781	1.15	1.37	1.67

(3) 保護費の動向

平成 29 年度の被保護者数はほぼ横ばい状態で推移しているが、保護費支給額は前年度より 115,909 千円少ない 2,909,326 千円に減少した。

扶助別被保護者数及び保護費支給の状況

(支給額の単位：千円)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付金	合計	
25	人数	3月分	1,449	1,429	164	164	1,358	0	65	3	5		4,637
		延べ	17,271	16,919	1,799	1,892	16,072	1	614	34	60		54,662
	保護費	支給額	856,069	443,779	19,394	58,466	1,528,250	241	8,364	5,193	9,293		2,929,049
		割合	29.23%	15.15%	0.66%	2.00%	52.17%	0.01%	0.28%	0.18%	0.32%		100%
26	人数	3月分	1,457	1,443	150	165	1,414	0	46	2	9	0	4,686
		延べ	17,491	17,280	1,730	1,990	16,903	3	646	22	56	5	56,126
	保護費	支給額	873,740	465,998	19,762	58,084	1,365,578	1,235	11,302	3,445	10,176	130	2,809,450
		割合	31.10%	16.59%	0.70%	2.07%	48.61%	0.04%	0.40%	0.12%	0.36%	0.01%	100%
27	人数	3月分	1,483	1,458	147	193	1,505	0	65	3	8	0	4,862
		延べ	17,445	17,257	1,624	2,211	17,724	4	574	38	69	24	56,970
	保護費	支給額	859,271	476,798	19,342	58,555	1,503,062	1,372	8,502	5,900	11,639	776	2,945,217
		割合	29.18%	16.19%	0.66%	1.99%	51.03%	0.05%	0.29%	0.20%	0.39%	0.03%	100%
28	人数	3月分	1,490	1,441	144	206	1,424	0	47	6	5	2	4,765
		延べ	17,747	17,286	1,577	2,402	17,694	2	500	35	60	32	57,335
	保護費	支給額	871,889	470,612	18,552	66,428	1,570,519	570	7,840	6,118	11,909	798	3,025,235
		割合	28.82%	15.56%	0.61%	2.20%	51.91%	0.02%	0.26%	0.20%	0.39%	0.03%	100%
29	人数	3月分	1,507	1,455	154	240	1,479	0	48	3	4	3	4,893
		延べ	17,801	17,204	1,648	2,734	17,210	2	382	31	53	21	57,086
	保護費	支給額	893,536	476,165	18,723	73,441	1,423,027	422	7,044	6,005	10,144	819	2,909,326
		割合	30.71%	16.37%	0.64%	2.52%	48.91%	0.02%	0.24%	0.21%	0.35%	0.03%	100%

※就労自立給付金は、平成 26 年 7 月 1 日に施行され、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った時に支給する制度。

(4) 世帯類型別被保護世帯

全体的に増加傾向にある中、高齢者世帯が顕著であり、傷病や障がい者世帯は横ばい傾向にある。

被保護世帯の中で多くを占める高齢者世帯は、平成 29 年度 655 世帯で全体の 50.5%となっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移(1)

(各年度末現在)

年度	単身世帯					2人以上の世帯						合計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	
25	446 (38.5%)	81 (7.0%)	200 (17.3%)	100 (8.6%)	827 (71.4%)	67 (5.8%)	93 (8.0%)	27 (2.3%)	83 (7.2%)	62 (5.3%)	332 (28.6%)	1,159 (100%)
26	472 (39.5%)	86 (7.2%)	172 (14.4%)	126 (10.5%)	856 (71.6%)	78 (6.5%)	91 (7.6%)	23 (1.9%)	64 (5.4%)	83 (7.0%)	339 (28.4%)	1,195 (100%)
27	532 (42.3%)	108 (8.6%)	161 (12.8%)	105 (8.3%)	906 (72.0%)	80 (6.4%)	93 (7.4%)	29 (2.3%)	70 (5.6%)	80 (6.4%)	352 (28.1%)	1,258 (100%)
28	534 (41.8%)	127 (9.9%)	165 (12.9%)	111 (8.7%)	937 (73.3%)	80 (6.3%)	91 (7.1%)	29 (2.3%)	76 (5.9%)	66 (5.2%)	342 (26.7%)	1,279 (100%)

29	581 (45.3%)	128 (10.0%)	167 (13.1%)	92 (7.3%)	968 (75.7%)	74 (5.8%)	97 (7.6%)	28 (2.2%)	63 (4.9%)	66 (5.2%)	328 (25.6%)	1,296 (100%)
----	----------------	----------------	----------------	--------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-----------------

世帯類型別被保護世帯数の推移(2)

(各年度末現在)

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合計
25	513 (44.3%)	93 (8.0%)	108 (9.3%)	283 (24.4%)	162 (14.0%)	1,159 (100%)
26	550 (46.0%)	91 (7.6%)	109 (9.1%)	236 (19.8%)	209 (17.5%)	1,195 (100%)
27	612 (48.6%)	93 (7.4%)	137 (10.9%)	231 (18.4%)	185 (14.7%)	1,258 (100%)
28	614 (48.0%)	91 (7.1%)	156 (12.2%)	241 (18.9%)	177 (13.8%)	1,279 (100%)
29	655 (50.5%)	97 (7.5%)	156 (12.0%)	230 (17.8%)	158 (12.2%)	1,296 (100%)

(5) 労働力類型別構成被保護世帯

働いている人がいない世帯は、平成29年度1,045世帯、全体の80.6%を占めており、増加傾向にある。

労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度末現在)

年度	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合計
	常用勤労者	日勤労者	内職者	その他の職業			
25	215 (18.6%)	12 (1.0%)	3 (0.3%)	12 (1.0%)	41 (3.5%)	876 (75.6%)	1,159 (100.0%)
26	212 (17.7%)	9 (0.8%)	3 (0.2%)	14 (1.2%)	39 (3.3%)	918 (76.8%)	1,195 (100.0%)
27	208 (16.5%)	5 (0.4%)	2 (0.2%)	14 (1.1%)	35 (2.8%)	994 (79.0%)	1,258 (100.0%)
28	213 (16.7%)	7 (0.5%)	5 (0.4%)	18 (1.4%)	42 (3.3%)	994 (77.7%)	1,279 (100.0%)
29	193 (14.9%)	5 (0.4%)	6 (0.5%)	11 (0.8%)	36 (2.8%)	1,045 (80.6%)	1,296 (100.0%)

(6) 保護の開始及び廃止等の状況

平成29年度は、申請件数266件、開始183世帯272人、廃止153世帯195人となっている。

保護の相談、申請、開始及び廃止の推移

年度	相談件数	申請件数	取下・却下等の件数	開始		廃止		増減	
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
25	615	225	22	193	304	170	241	23	63
26	576	228	35	180	252	139	201	41	51
27	683	267	52	215	296	153	203	62	93
28	763	251	56	195	274	185	254	10	20
29	737	266	75	183	272	153	195	30	77

(7) 生活保護基準

被保護世帯が保障される生活基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めるもので、本市は次表のとおりである。

(単位：円)

世帯構成		標準3人世帯		母子3人世帯		高齢単身者世帯	
		男(33歳) 女(29歳) 子(4歳)		女(30歳) 子(11歳) 小学生 子(4歳)		男(70歳)	
年 度		28	29	28	29	28	29
最低生活費		202,160	202,160	240,870	240,870	111,040	111,040
最低生活費の内訳	生活扶助						
	○ 基準額 (第1類、第2類)	135,000	135,000	131,070	131,070	67,460	67,460
	○ 冬季加算 (11月～3月)	4,160	4,160	4,160	4,160	2,580	2,580
	各種加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算		
		10,000	10,000	20,000	20,000		
				母子加算	母子加算		
				22,890	22,890		
	教育扶助						
	○ 基準額			2,210	2,210		
	○ 学習支援費			2,630	2,630		
○ 給食費			4,240	4,240			
○ 学級費			670	670			
住宅扶助	53,000	53,000	53,000	53,000	41,000	41,000	

※平成27年度については、7月1日の住宅扶助基準見直し以降の金額。

第5節 高齢者の福祉

第5節 高齢者の福祉

1. 高齢者の人口【高齢者支援課】

本市における 65 歳以上の人口は、介護保険制度が開始された平成 12 年（4 月）が 16,706 人で総人口に対し、13.8%であったが、平成 26 年（4 月）には 40,002 人で 25.62%と年々増加している。さらに平成 30 年（4 月）には 45,639 人となり、総人口に対する高齢者の割合が 29%を超える状況になっている。

65 歳以上の人口 (各年度 4.1 現在)

年	区分	総人口(A) (人)	65歳以上人口(B) (人)	B/A×100 (%)	備考
26		156,124	40,002	25.62	住民基本台帳人口（外国人を含む。）による。
27		155,610	41,882	26.91	
28		155,134	43,354	27.95	
29		154,772	44,565	28.79	
30		154,348	45,639	29.57	

60 歳以上の年齢別人口 (各年度 4.1 現在 単位：人)

年	区分	60歳～64歳	65～69	70～74	75～79	80歳以上	計
26		13,047	13,249	10,689	7,194	8,870	53,049
27		11,999	13,947	11,133	7,514	9,288	53,881
28		11,182	14,767	10,856	7,961	9,770	54,536
29		10,470	14,497	11,197	8,504	10,367	55,035
30		9,726	13,635	12,049	8,925	11,030	55,365

2. ねたきり老人対策【高齢者支援課】

(1) ねたきり老人等ふとん乾燥サービス

老人健康保持のため、ねたきり老人及びひとり暮らし老人を対象に月 2 回ふとん乾燥サービスを実施している。

(各年度 4.1 現在)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数	8 人	6 人	6 人	6 人	5 人

(2) 福祉タクシーの利用

要介護者等が、会合への出席、通院及び訪問時に利用するタクシー運賃の一部を助成している。平成 12 年度からは、介護保険制度上の要支援以上の方も対象者とし、ストレッチャー又はリフト付タクシーも利用できるようにし、タクシー利用料金の 2 分の 1、月 10 回分を助成している。

助成限度額 1 回につき 1,000 円

平成 29 年度実績 登録者 2,729 人 利用者数 1,586 人 利用件数 31,718 件

(3) 高齢者家庭介護教室

家庭において高齢者を介護するための知識や技能を付与し、福祉の増進を図る目的で「家庭介護教室」を

開催している。平成 29 年度は市役所 8 階大会議室で開催し、18 人が参加した。

(4) 介護用品支給事業

在宅で生活している要介護者及び要支援者の介護者または本人に対し、介護用品を支給し経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため平成 15 年から支給している。(平成 19 年度から支給要件を変更)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給人数	296 人	342 人	386 人	399 人	404 人

(5) 家具転倒防止器具取付事業

65 歳以上で構成された市町村民税非課税世帯を対象に、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具の取付をしている。(平成 29 年度から)
平成 29 年度 13 件

3. ひとり暮らし老人対策【高齢者支援課】

(1) 老人福祉電話の貸与(日常生活用具)

65 歳以上のひとり暮らし老人に電話を貸与し、老人の孤独感を和らげると共に、安否の確認を行うなど、各種サービスを行っている。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電話貸与数	13 台	18 台	18 台	27 台	25 台

電話料金の基本料金を助成(電話設置費用は全額市負担)

(2) 給食サービス

ひとり暮らし老人の栄養改善と老人相互の親睦を図るため、保健センターを会場に食生活改善推進員の協力により給食サービスを行っている。(昭和 60 年から)

(3) ひとり暮らし老人

ひとり暮らし老人の年別推移 (各年度 4.1 現在)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人員	1,574 人	1,662 人	1,727 人	1,864 人	1,751 人

(民生委員・児童委員の調査により)

(4) ひとり暮らし老人等緊急通報システム

健康に不安を抱えているひとり暮らしの老人を対象に、24 時間体制で消防署と連結することができる緊急通報システムを設置運営することにより、救命、救助活動をしている。(平成元年度から)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置台数	33 台	43 台	55 台	57 台	67 台
延べ利用台数	358 台	358 台	358 台	344 台	367 台

(5) 訪問理容サービス

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、及び要介護者で要介護状態区分が要介護 3・4・5 の方で、心身の障がいや疾病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な方に、快適な

生活を支援するため、理容サービスに係わる訪問費用を助成している。（平成13年4月から）

平成29年度利用実人数 9人 延べ助成件数 21件

(6) 救急医療情報キットの配布

65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、持病があつて日中ひとりきりになる高齢者の方が自宅で倒れ、救命活動が必要となった時に備え、あらかじめ必要な医療情報等を記入し、保管しておくための救急医療情報キットを配布している。（平成26年3月から）

平成29年度配布数 146個 延べ配布数 2,597個

4. 敬老事業【高齢者支援課】

毎年9月15日から始まる老人週間に、多年にわたり社会のために貢献された老人を敬愛するとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表するため次の事業を行っている。（平成29年度から支給要件を変更）

○敬老祝金

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者で当該年度中に100歳となる方に祝金を支給

・100歳 30,000円

○敬老祝品

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者で当該年度中に88歳又は95歳となる方に祝品を支給

敬老祝金

年度 年齢	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
88歳	509人 10,000円	506人 10,000円	475人 10,000円	543人 10,000円	—
99歳	30人 30,000円	38人 30,000円	32人 30,000円	36人 30,000円	—
100歳以上	49人 50,000円	48人 50,000円	55人 50,000円	61人 50,000円	—
100歳	—	—	—	—	35人 30,000円

敬老祝品

年度 年齢	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
77歳	1,511人 市内共通商品券	1,613人 市内共通商品券	1,427人 市内共通商品券	1,511人 市内共通商品券	—
88歳	—	—	—	—	782人 市内共通商品券
95歳	99人 市内共通商品券	97人 市内共通商品券	110人 市内共通商品券	138人 市内共通商品券	206人 市内共通商品券

5. 老人クラブ【高齢者支援課】

地域の高齢者が自主的に集い、相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を行うため、地域ごとに老人クラブが結成されているほか、市の連合会として野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）を結成している。

老人クラブ数の年別推移

(各年度 4.1 現在)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ク ラ ブ 数	101 クラブ	97 クラブ	95 クラブ	91 クラブ	86 クラブ
会 員 数	3,948 人	3,825 人	3,760 人	3,606 人	3,423 人

6. ゲートボール場等整備用砂支給【高齢者支援課】

高齢者の健康づくり、体力づくりを増進するために、ゲートボール場等整備用砂を支給している。

平成 27 年度 5 件 12.0 m³

平成 28 年度 1 件 5.5 m³

平成 29 年度 2 件 5.9 m³

7. 老人デイサービス事業【高齢者支援課】

在宅の虚弱高齢者に対し、送迎用リフトバス等で送迎し、各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成元年度より福寿園において本事業を開始し、平成 8 年 5 月から鶴寿園が加わり、平成 10 年 4 月からは亀野園が加わり 3 か所で実施していたが、3 施設とも、介護保険制度対象の施設となるため平成 11 年度末に同事業所となり運営を取りやめている。

平成 12 年度からは、介護保険制度で自立となった方や介護保険の申請をしていない方のために、岩木小学校の余裕教室を改築し、デイサービスセンターを開設してきたが、利用者の減とともに平成 18 年度の介護保険制度の改正により重要視された介護予防事業が市民に浸透し、当初の目的が達成されたと判断。

平成 22 年 4 月から岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険対応とした。ただし、以前より利用の承認を受けている者（生きがい型利用者）については従前どおりサービスを実施。平成 29 年度中に生きがい型の利用者（1 名）が介護認定を受けたことから、利用者全員が介護保険制度の適用となった。

岩木小学校老人デイサービスセンター実績

区 分		年 度	25	26	27	28	29
年間延べ利用数	生きがい		182 人	45 人	49 人	50 人	24 人
	介護保険		5,087 人	5,549 人	5,847 人	5,427 人	6,057 人
年間実施日数	生きがい		308 日	309 日	311 日	310 日	157 日
	介護保険		308 日	309 日	311 日	310 日	310 日

8. 介護職員の養成【高齢者支援課】

(1) 介護職員研修受講料等助成金

介護サービスにかかる雇用確保を図るため、「介護職員初任者研修」もしくは「介護福祉士資格取得にかかる実務者研修」を修了し、かつ野田市内の介護施設等に就業もしくは就業予定の方に、受講料の2分の1（ただし、50,000円を上限とする。）を助成した。

平成29年度 対象人数30人 助成金額1,381,000円

9. 老人福祉施設【高齢者支援課】

(1) 養護老人ホーム

65歳以上であり、心身の状況や環境及び経済的に困窮しているため、居宅での生活が困難な方が入所できる施設。

野田市からの入所状況（施設別） (30.3.31現在)

施設名	人員
楽寿園（野田市）	29人

①複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム分)

複合老人ホーム野田市楽寿園は、野田市養護老人ホーム「楽寿園」として昭和41年4月に開設し、平成11年12月に現在地へ移転、平成17年1月に一部（15床）を特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホームとして運営している。

平成30年4月1日現在の入所受託人員は32人で、29年度中の入所者は4人、退所者は6人となっている。

依頼実施機関別入所者数 (30.3.31現在)

実施機関	人員	男	女
野田市	29	11	18
佐倉市	2	1	1
東京都	1	0	1
計	32	12	20

年齢別入所者数（野田市楽寿園） (30.3.31現在)

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65歳未満	1	1	0	80歳～84歳	10	4	6
65歳～69歳	1	0	1	85歳～89歳	7	2	5
70歳～74歳	2	1	1	90歳以上	2	0	2
75歳～79歳	9	4	5	計	32	12	20

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和49年4月1日に開設し、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の拠点としている。

老人福祉センター年度別利用状況

年度	25	26	27	28	29
区分					
老人福祉センター	9,819人	9,612人	8,726人	8,360人	7,841人

(3) 老人憩の家

老人が相互の親睦、教養の向上、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場として谷吉会館、七光台会館、関宿会館内に「老人憩の家」を設けている。

10. シルバー人材センター【高齢者支援課】

定年退職後等において、補助的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献するため、昭和 57 年 6 月に「社団法人野田市シルバー人材センター」が設立され、平成 24 年 4 月 1 日に「公益社団法人野田市シルバー人材センター」に移行した。

所在地 野田市鶴奉 5 番地の 1

電話番号 04 (7125) 2300

①事業の内容

健康な高齢者等が集いシルバー人材センターの会員となり、民間企業、家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を請負い、各会員の希望と経験、能力に応じてその仕事に従事していただき、その対価（配当金）をシルバー人材センターが会員に支払っている。

②年度別実績

(各年度 3.31 現在)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会 員 数	761 人	766 人	769 人	771 人	766 人
受 注 件 数	4,169 件	4,410 件	4,337 件	4,330 件	4,300 件
延 べ 人 数	79,759 人	80,618 人	81,622 人	82,745 人	81,664 人
配 分 金 額	327,915,965 円	334,519,537 円	346,293,501 円	357,838,565 円	351,574,652 円

第6節 介護保険

第6節 介護保険

平成12年に介護保険制度が施行されて18年が経過し、その間、市では、介護サービス基盤の整備や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進などに取り組み、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念に、高齢者福祉全体の向上を図ってきた。

平成30年度からスタートする第7期野田市シルバープラン策定に当たっては、国の介護保険法改正の考え方に沿って、単に3年間の計画にとどまらず、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37(2025)年までを見据えて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指しつつ、制度の持続を目指した計画としている。

その実現のため、野田市では、市民の方々がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として、市民が指導士となって地域で体操を行う「シルバーリハビリ体操」、介護予防の知識の向上を目指す「のだまめ学校」や地域の交流の場となる「えんがわ」など六つの戦略を実施していくと共に、認知症施策についても、5年間で2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業や認知症の方の家族の負担を軽減することを目的としたオレンジカフェ(認知症カフェ)の開設支援及び周知などを中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を実施していく。

なお、施設整備については、第7期計画期間中に90床の整備を計画するものとするが、特別養護老人ホームの入所待機者数の推移及び介護人材の充足状況を見据えた上で検討していく。また、在宅支援のための地域密着型サービス施設として、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備については、既存施設の利用状況を見据えた上に、圏域バランスを考慮し進めていく。

1. 介護保険料【介護保険課】

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、所得段階に応じて市区町村ごとに決定される。各段階の保険料は以下のとおり。

野田市の保険料

区 分	平成29年度介護保険料(年額)	平成29年度末被保険者数
第1段階	27,000 円	6,588 人
第2段階	36,000	2,551
第3段階	42,000	2,471
第4段階	52,800	7,788
第5段階(基準額)	60,000	6,160
第6段階	66,000	6,611
第7段階	72,000	3,826
第8段階	78,000	2,087
第9段階	90,000	4,015
第10段階	102,000	1,674
第11段階	108,000	639
第12段階	114,000	331
第13段階	120,000	185

第 1 4 段 階	126,000	121
第 1 5 段 階	132,000	92
第 1 6 段 階	138,000	61
第 1 7 段 階	144,000	183
第 1 8 段 階	150,000	193
合 計		45,576

2. 要介護（要支援）認定申請【介護保険課】

平成 29 年度における要介護（要支援）認定申請件数は、新規及び更新申請等を合わせて 6,459 件で月平均 538 件となった。

要介護（要支援）認定申請件数一覧（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：件）

区分	新規	更新	変更	合計	左の内訳	
					第 1 号 被保険者	第 2 号 被保険者
4 月	174	296	41	511	494	17
5 月	202	299	35	536	517	19
6 月	170	286	43	499	480	19
7 月	172	304	32	508	491	17
8 月	196	296	39	531	517	14
9 月	181	291	35	507	498	9
10 月	187	281	52	520	507	13
11 月	176	250	39	465	446	19
12 月	194	330	48	572	543	29
1 月	197	394	44	635	618	17
2 月	221	276	49	546	533	13
3 月	188	383	58	629	613	16
合計	2,258	3,686	515	6,459	6,257	202

3. 介護認定審査会【介護保険課】

1 合議体当たりの委員数は国においては 3 人～5 人を基本としているが、野田市は平成 29 年度より、すべての合議体を 4 人制とし、8 合議体体制としている。委員構成は、医療・保健・福祉分野の専門家をバランス良く配置し、平成 29 年度においては 182 回の認定審査会を開催し、延べ 6,360 人の審査を行った。

(1) 野田市介護認定審査会委員内訳

（単位：人）

内 科 医 師	小 児 科 医 師	眼 科 医 師	皮 膚 科 医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	保 健 師	介 護 福 祉 士	社 会 福 祉 士	柔 道 整 復 師	理 学 療 法 士	介 護 支 援 専 門 員	合 計
5	1	1	1	3	3	5	1	3	1	2	3	3	32

(2) 野田市介護認定審査会実施状況（平成30年3月31日現在）

審査期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
 審査会開催回数 182回

①認定結果通知件数の内訳 (単位：件)

処理件数	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,434	48	630	938	1,319	1,188	881	771	659

②介護認定の実施状況 (単位：件)

区 分		申請受付件数	認定調査実施件数	審査会審査実施件数	認定結果通知件数
実施件数	新規	2,258	2,045	2,136	2,202
	区分変更	515	476	483	481
	更新	3,686	3,527	3,741	3,751
合 計		6,459	6,048	6,360	6,434

③審査会における1次判定と2次判定の比較 (単位：件)

区 分		件 数
上 昇	3段階以上上昇	27
	2段階上昇	86
	1段階上昇	849
変 化 な し		5,023
下 降	1段階下降	368
	2段階下降	5
	3段階以上下降	0
合 計		6,358

※審査保留件数が2件あったため、審査件数と一致していない。

4. 介護サービス受給者数【介護保険課】

平成29年度における要介護（要支援）認定者数は、7,265人となり、このうち居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、3,748人、地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数は589人、施設介護サービス受給者数は1,246人で、残りの1,682人は入院中又は当面サービス利用のない人である。

(1) 要介護（要支援）認定者数(実数) (平成30年3月31日現在)

(単位：人)

	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計
第1号被保険者	830人	1,249人	2,079人	1,251人	1,329人	1,024人	756人	624人	4,984人	7,063人
(内)65歳以上75歳未満	(126)	(196)	(322)	(181)	(208)	(143)	(99)	(97)	(728)	(1,050)
(内)75歳以上	(704)	(1,053)	(1,757)	(1,070)	(1,121)	(881)	(657)	(527)	(4,256)	(6,013)
第2号被保険者	16	24	40	35	50	33	26	18	162	202
合 計	846	1,273	2,119	1,286	1,379	1,057	782	642	5,146	7,265

(2) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（平成30年3月31日現在）

（単位：人）

区 分	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	160	413	573	904	1,025	605	315	196	3,045	3,618
第2号被保険者	6	11	17	23	35	25	18	12	113	130
合 計	166	424	590	927	1,060	630	333	208	3,158	3,748

(3) 地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数（実数）（平成30年3月31日現在）

（単位：人）

区 分	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	0	0	0	163	160	126	78	50	577	577
第2号被保険者	0	0	0	2	5	2	2	1	12	12
合 計	0	0	0	165	165	128	80	51	589	589

(4) 施設介護サービス受給者数（実数）（平成30年3月31日現在）

（単位：人）

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	737	474	28	1,239
第2号被保険者	3	4	0	7
合 計	740	478	28	1,246

5. 介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会【介護保険課】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護サービス事業者の資質の向上、相互の連携及び情報提供等を目的とするもの。また、困難事例等の検討を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るもの。

介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会とも毎回活発な意見交換等を行っている。

《介護支援専門員協議会》

日時	内容	参加人員（人）
平成29年5月18日（木）	「課題総括表・評価表」 ～記入についての勉強会～ 講師 あたご研究所 代表 後藤 香苗 氏	87
平成29年7月11日（火）	「神経難病患者のコミュニケーション支援」 講師 野田病院 リハビリテーションセンター 言語聴覚部門 主任言語聴覚士 小野 幸男 氏 「コミュニケーション機器の基礎知識と導入ポイント」 講師 (株)みどりのまきば企画 代表取締役 玉浦 正憲 氏 (株)日立ケーイーシステムズ 岡 高志 氏	90
平成29年9月21日（木）	「認知症サポーター養成講座・障害福祉制度について」 講師 野田市保健福祉部介護保険課 野田地区地域包括支援センター 鈴木 久美 氏	65

	野田市保健福祉部障がい者支援課 原田 陽子 氏	
平成 29 年 11 月 17 日(金)	「最後まで目一杯生きる」 講師 緩和ケア萬田診療所 萬田 緑平 氏	89
平成 30 年 1 月 30 日(火)	「日本における在宅ケア 最近 30 年とこれから 30 年への視座・視点」 講師 特定非営利活動法人 在宅ケア協会 代表 外山 誠 氏	46
平成 30 年 3 月 9 日(金)	「認知症と老年期うつ」 講師 千葉大学医学部付属病院 認知症疾患医療センター 臨床心理士 清水 啓介 氏	68

《介護事業者協議会》

日時	内容	参加事業者数
平成 29 年 4 月 21 日(金)	定期総会 「平成 28 年度事業報告及び決算報告」、 「平成 29 年度事業計画及び予算計画」	29 法人 31 人
平成 29 年 7 月 21 日(金)	介護サービス事業者 交流会	76 人
平成 29 年 9 月 28 日(木)	第 44 回 国際福祉機器展視察	14 事業所 20 人
平成 30 年 2 月 2 日(金)	全体講演会 「自然治癒力（自己治癒力）と漢方医学について学ぶ」 講師 喜多 敏明 氏	52 人

6. 市直営介護保険サービス事業【高齢者支援課】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、市自ら介護保険事業者となり各種サービスを展開している。

(1) 訪問介護事業

高齢者支援課が指定訪問介護事業者となり、常勤ヘルパー及び登録ヘルパーにより訪問介護サービスを行っている。平成 29 年度は、延べ 9 人に対し、延べ 632 回のサービスを行った。

(2) 複合老人ホーム野田市楽寿園（小規模特別養護老人ホーム分）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理を行う。地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）を運営している。

所在地	野田市鶴奉 264 番地	電話番号	04-7122-1464
開設年月	平成 17 年 1 月	入所定員	15 人
運営主体	野田市（指定管理者：社会福祉法人野田みどり会）		

年齢別入所者数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65 歳未満	0	0	0	80 歳～84 歳	1	0	1
65 歳～69 歳	3	2	1	85 歳～89 歳	1	1	0
70 歳～74 歳	0	0	0	90 歳以上	8	0	8
75 歳～79 歳	2	1	1	合計	15	4	11

7. 地域支援事業【介護保険課・高齢者支援課】

平成 18 年度から要介護状態になる事をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう介

護保険制度の改正によって創設された「地域支援事業」について、下記の事業を実施している。

〈事業名〉

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始したことに伴い、訪問型サービス事業と通所型サービス事業について、介護予防・生活支援サービス事業費を支給しました。

サービス受給者数

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

区 分	要支援 1	要支援 2	事業対象者	合 計
第 1 号被保険者	160 人	413 人	0 人	573 人
第 2 号被保険者	6 人	11 人	0 人	17 人
合 計	166 人	424 人	0 人	590 人

支給額決定状況

区 分	件 数	支 給 額
訪問型サービス事業（みなし）	3,635 件	65,096,015 円
（独 自）	158 件	2,607,379 円
通所型サービス事業（みなし）	4,695 件	139,722,513 円
（独 自）	1,217 件	31,769,724 円
高額医療合算介護予防サービス費	1,044 件	28,297,527 円
合 計	10,749 件	267,493,158 円

介護予防ケアマネジメント事業

区 分	件 数	委 託 料
介護予防ケアマネジメント作成委託料	5,786 件	25,893,901 円

(2) 一般介護予防事業

「介護予防 10 年の計」を始めとした一般介護予防事業に取り組みました。

事 業	内 容
シルバーリハビリ体操	初級指導士養成講習会実施数 3 回 初級指導士養成数 83 人 体験教室実施数 25 回 参加者 1,266 人
のだまめ学校	本講座 : 参加者 1,772 人 実施数 126 教室 出前講座 : 参加者 247 人 実施数 17 教室 出前ミニ講座 : 参加者 312 人 実施数 31 教室
シ ル バ ー サ ロ ン 事 業	はつらつ・ゆうみい 延べ利用者 5,906 人 開所日数 256 日 元気 延べ利用者 7,714 人 開所日数 256 日
介護支援ボランティアポイント事業	登録者 241 人 登録施設 45 施設

(3) 任意事業

○配食サービス事業

おおむね 65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を配達提供することで、食生活の改善や増進を図るとともに、安否の確認を行うことを目的とし、実施している。（平成 12 年 4 月から）

平成 29 年度利用実人員 243 名 延べ配食数 24,571 食

○成年後見制度利用支援事業費

成年後見制度の申立により後見開始等の審判を受けた高齢者が、選任された後見人等に報酬を支払うのが困難と認められた場合について、家庭裁判所により決定された報酬全部又は一部を助成しました。

平成 29 年度利用者 7 人 報酬額 1,627,000 円

○徘徊高齢者家族支援サービス事業

高齢者が徘徊した場合の早期発見システムとして、高齢者自身に無線発信機を持たせ、GPS（全地球測位システム）等を利用し、その居場所を家族等に伝え、徘徊高齢者及びその家族の精神的不安を解消し、高齢者の安全を確保することを目的とし、実施している。（平成 15 年 4 月から）

平成 29 年度利用実人数 2 名

○家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給する。

平成 29 年度支給者 1 名

(4) 包括的支援事業

○地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、市内を 4 つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域を対象とする地域包括支援センターを設置。総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務を実施している。

なお、中央・東部地区は、高齢者人口が多いことから、中央地区の高齢者の悩みや相談を受け付ける拠点として、平成 30 年 4 月 1 日より、特別養護老人ホームふれあいの里施設内に「中央地区地域包括支援センター」を設置し、野田地区地域包括支援センター（市役所介護保険課内）を東部地区の拠点として「東部地区地域包括支援センター」に名称を変更する。（平成 30 年 3 月 31 日現在）

施設名	所在地	電話番号	開設年月日	対象日常生活圏域
野田地区地域包括支援センター	野田市鶴奉 7-1 (市役所介護保険課内)	7125-1111 (内線:2128)	H18. 4. 1	中央・東部地区
南部・福田地区地域包括支援センター	野田市山崎 2723-3 (椿寿の里内)	7123-7066	H24. 8. 1	南部・福田地区
北部・川間地区地域包括支援センター	野田市中里 43-3 (松葉園内)	7128-0113	H20. 1. 1	北部・川間地区
関宿地区地域包括支援センター	野田市桐ヶ作 666 (関宿ハーシングビレッジ内)	7196-5588	H18. 4. 1	関宿地域

平成 29 年度の総合相談・支援事案件数

総合相談件数 (A)		(A) のうち、虐待等 権利擁護に関する件数		(A) のうち、成年 後見制度に関する件数	
実件数	延べ件数	実件数	延べ件数	実件数	延べ件数
2,171	9,088	39	664	72	303

平成 29 年度の予防給付に係るケアマネジメント業務

介護予防支援(要支援 1・2)実績件数

委託なし	委託	合計
4,916 (2,262)	6,742 (3,284)	11,658 (5,546)

※（ ）内は、ケアマネジメント数のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数

○認知症総合支援事業

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催した。本講座は研修を受けたキャラバン・メイトが講師役を務め、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等について講義しており、受講者にはオレンジリングを配布し、認知症サポーターの輪を広げている。

平成 20 年度より事業を開始し、平成 28 年度に「2 万人のサポーターを養成する」ことを目標に掲げ、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図った。

認知症サポーター育成事業実施状況

区 分		平成 29 年度
認知症サポーター養成講座	開催数	81 回
	受講者数	3,075 人
キャラバン・メイト養成研修	受講者数	7 人

第7節 社会福祉

第7節 社会福祉

1. 難病療養者見舞金【生活支援課】

市で認定した難病疾患のため治療を受けている人に対し、療養者1人につき入院 5,000 円（月額）、通院 3,000 円（同）を支給している。

（各年度 3.31 現在）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
入院	24 人	32 人	26 人	38 人	31 人
通院	1,337 人	1,367 人	1,279 人	1,672 人	1,610 人

2. 高額療養費貸付【生活支援課】

医療費の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、高額療養費の支給を受ける人に対し、必要な資金を貸付ける制度で、貸付状況は下表のとおりである。

（各年度 3.31 現在）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
貸付件数	63 件	63 件	68 件	60 件	77 件

3. 被爆者健康管理見舞金【生活支援課】

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与することを目的として、被爆者に対して見舞金 10,000 円（年額）を支給する。

（各年度 3.31 現在）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
受給者数	37 人	33 人	32 人	27 人	26 人

4. 災害見舞金【生活支援課】

災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。

（平成 29 年度実績）

区 分	件 数	支 給 額
全 焼 又 は 全 壊	6 件	300,000 円
半 焼 又 は 半 壊	0	0
床 上 浸 水	0	0
弔 慰 金	1	50,000
傷 害 見 舞 金	1	10,000
計	8	360,000

5. 総合福祉会館【生活支援課】

ボランティア団体をはじめとする福祉に係る諸団体の育成及び活動の充実を図るため、総合的な福祉サービスを提供する福祉活動の拠点として野田市総合福祉会館を平成 14 年 4 月に文化会館結婚式場跡施設に設置し、管理を社会福祉協議会に委託した。

NPO及び市又は社会福祉協議会の福祉業務に関連しているボランティア団体等が施設を使用することができる。

平成 29 年度利用状況

登録団体数	利用団体	会館利用状況				
		第 1 会議室	第 2 会議室	第 3 会議室	録音室	合計
225	88	540	487	477	228	1,732

6. 福祉のまちづくり【生活支援課】

(1) 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりパトロールにより、指摘された危険箇所について応急処理工事を行い、歩行者の安全確保を図った。

件数	金額	工事概要
9 件	7,564,320 円	路肩補修、側溝目地詰め・蓋の交換、舗装補修、横断防止柵修繕、グレーチング取り替え等

(2) 公共施設のバリアフリー化整備計画

ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化を図りました。

件数	金額	工事概要
6 件	6,349,860 円	便器の様式化、車椅子用トイレ入口扉等改修、玄関ポーチ手摺設置、携帯型集団補聴システムの購入整備

7. 生活困窮者自立支援事業【生活支援課】

(1) 自立相談支援事業

経済的困窮者の就労相談のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害等、様々な社会的排除リスクに直面している方へ、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施した。

<開設日>

毎週 月～金（午前 9 時～午後 5 時） ※祝祭日を除く

<2 か年の状況>

区分	開所日数	来所者数		電話相談	就職決定者数	
		うち新規	うち再来所			
平成 28 年度	244 日	1,114 人	239 人	875 人	766 件	59 人
平成 29 年度	243 日	1,170 人	206 人	964 人	620 件	54 人

(2) 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分を基本3か月支給することで、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を実施しました。

支給人数	延べ支給月数	支給額
0人	0か月	0円

第8節 人権施策の推進

第8節 人権施策の推進

1. 人権教育・啓発事業【人権・男女共同参画推進課】

平成9年5月憲法及び地方自治法施行50周年の節目に当たり、野田市は、両法の基本理念に則り地域の個性を活かしながら、基本的人権を尊重し平和を尊ぶ野田らしいまちづくりを目指し、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行ったところであり、市が様々な人権問題に関する諸行事を実施する際には、宣言の趣旨等のPRに努めてきた。

国の人権擁護推進審議会は、人権啓発のあり方について審議を行い、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申をとりまとめた。

これらを受け市では、人権問題がますます複雑化、多様化の様相を強める中、平成12年4月からは、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「同和対策課」を「人権施策推進課」に改組するとともに、庁内に人権施策推進本部を設置し、また平成13年4月には人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、野田市人権施策推進協議会を設置した。

平成14年2月に、野田市の人権施策の基本指針となる『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』を策定し、以降、行動計画に基づき人権施策を積極的に推進してきたところであるが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するため、平成17年3月に、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定、その後、平成22年3月には、前計画の取組について検証し、平成19年に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」の結果による市民の関心度や野田市の実態に併せ、これまでの課題や施策を精査する形で見直しを行い、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」を策定した。

また、平成27年3月に計画期間が満了となったことから、今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、市が取り組むべき人権施策の在り方を検討していくうえでの基礎資料とするため、平成25年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」を実施し、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」を策定し、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて、引き続き各施策の推進に取り組んでいくこととした。

- ・「人権擁護委員の日」記念講演会（主催：野田市・柏人権擁護委員協議会野田部会）

人権擁護委員の日（6月1日）を記念し、人権擁護委員制度への理解及び人権尊重の意識の向上を目的として、29年度は記念講座を実施した。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
27	5月30日 野田市いちいのホール	佐藤 佳弘 氏 (武蔵野大学教授)	「子どもが危ない！ネット人権侵害」 ～知らなかったでは済まされない～	73人
28	6月26日 市役所8階大会議室	佐藤 佳弘 氏 (武蔵野大学教授)	「現代社会における人権問題」 ～インターネットやスマートフォンの落とし穴～	76人
29	6月3日 野田市川間公民館講堂	明石 久美 氏 (明石シニアコンサルティング代表)	今から考える「悔いのない人生の過ごし方」	52人

・野田市人権啓発推進企業連絡協議会研修会

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
27	6月9日 市役所8階大会議室	安藤 哲也 氏 (NPO法人ファザリング・ジャパン パンファウンダー／代表理事)	「職場の多様性と人権」 ～ワークライフシナジー（生活 と仕事の相互作用）について 考える～	40人
28	6月28日 市役所8階大会議室	飯田 亮瑠 氏 (Diveinnonダイビノン代表)	「多様なセクシュアリティと 職場環境」	54人
29	6月22日 市役所8階大会議室	関根 千佳 氏 (株ユーディット会長 兼シニアフェロー)	「ユニバーサルデザインが拓く 日本の未来」	41人

・人権週間記念講演会

(主催：野田市・柏人権啓発活動地域ネットワーク協議会)

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、全市民を対象に、人権意識の高揚とあらゆる差別解消を目的として人権講演会を開催していたが、平成25年度に講演会のあり方を見直し、実効性を保つため出前講座を基本とし、国・県の補助がある場合は講演会を実施することとした。

(補助金は野田市、柏市、我孫子市の輪番制。野田市は平成29年度に実施。)

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
27	平成27年度は人権出前講座を開催したため、未実施			
28	平成28年度は人権出前講座を開催したため、未実施			
29	10月28日 興風会館大講堂	渡辺 久子 氏 (世界乳幼児精神保健学会理事)	「ちいさな瞳の輝く社会」 ～子どもの未来と家族の絆を 考える～	160人

・人権出前講座

人権週間記念講演会の見直しにより、より効果的な人権啓発を実施するため、国・県の補助がない年は人権出前講座を開催することとした。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
27	2月20日 野田市いちいのホール	村 千鶴子 氏 (東京経済大学教授)	「高齢者が狙われている」 ～最近の手口と被害防止法～	62人
28	2月26日 中央公民館1階講堂	明石 久美 氏 (明石シニアコンサルティング 代表)	今から考える「悔いのない人生 の過ごし方」	43人
29	平成29年度は人権週間記念講演会を開催したため、未実施			

・人権相談

市民の人権を擁護し、また、人権を侵害された場合はその救済を図ることを目的に、人権擁護委員による人権相談を実施した。

実施日時：毎月7、27日及び第3木曜日

実施場所：市役所1階市民相談室

いちいのホール1階市民相談室（第3木曜日）

・小学生人権教室

原則小学4年生を対象に、自分の人権を守ることと同じように、他人の人権を尊重しなければならないという人権尊重思想の基本的な考えを理解することを目的に「人権教室」を実施した。

年度	開催日	講師	場所	参加者
27	12月4日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田部会)	岩木小学校 みずき小学校	125人
	12月8日			85人
28	12月6日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田部会)	北部小学校 山崎小学校 宮崎小学校	114人
	12月9日			131人
	12月14日			85人
29	12月4日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田部会)	福田第一小学校 関宿中央小学校 柳沢小学校	29人
	12月6日			128人
	12月8日			40人

・中学生人権講演会

中学生を対象に人権思想の普及と啓発を目的に、「いじめ」をテーマにした人権講演会を開催した。

年度	開催日	講師	場所	聴講者
27	7月3日	(NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事)	東部中学校 南部中学校 木間ヶ瀬中学校	175人
	7月7日			867人
	7月16日			318人
28	6月2日	(NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事)	二川中学校 福田中学校 川間中学校 北部中学校	258人
	6月3日			185人
	7月4日			306人
	7月7日			473人
29	6月20日	(NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事)	岩名中学校 第一中学校 第二中学校 関宿中学校	369人
	7月5日			693人
	7月6日			340人
	9月20日			57人

・子どもじんけん映画会の実施

人権意識豊かな個人の育成を目的に、野田市産業祭に訪れた子どもたち（幼児・児童）を対象に映画会を実施した。

年度	開催日及び場所	上映映画	来場者
27	10月17日 野田市総合福祉会館	アニメ映画 「人KENまもる君とあゆみちゃん 世界をしあわせに 他」	272人(保護者を含む)
28	10月15日 野田市総合福祉会館	アニメ映画 「ともだちみつけた 他」	229人(保護者を含む)
29	10月14日 野田市総合福祉会館	アニメ映画 「みんないちばん！ 他」	214人(保護者を含む)

・企業人権教育研修会

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」に基づき、企業における人権教育の一環として、市内の各企業及び市職員を対象に実施した。なお、平成24年度から人権教育講演会をグループ討議による研修会形式に変えて実施し、人権意識の醸成を図った。

年度	開催日及び場所	講師	テーマ	来場者
27	2月19日 市役所8階大会議室	竹信 三恵子 氏 (和光大学教授)	「企業の女性の活躍促進を加速 化するために」 ～女性活躍推進法による企業の 取組～	52人
28	2月17日 市役所8階大会議室	深谷 行弘 氏 (シニア産業カウンセラー)	「周囲の人へ思いやりを持てる 職場づくり・人材育成」	49人
29	2月16日 市役所8階大会議室	山中 千枝子 氏 (千斗枝グローバル教育研究所 代表)	「いま、人権は・・・」 ～人権の国際的な潮流と同和問 題～	36人

・啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」等の活用

市民への人権啓発推進のため、啓発パンフレット「人権ア・ラ・カルト」等を各種研修会や人権講演会等で配布・活用し啓発に努めた。

2. 同和対策【人権・男女共同参画推進課】

平成8年11月14日野田市同和対策審議会から、「法期限後における、野田市の同和行政のあり方について」の意見具申がなされた。

意見具申においては、「同和問題解決のための環境改善をはじめとする基盤整備は相当程度の成果を上げており、特別対策としての役割は終了の段階にきているものとする。しかしながら、同和問題に関する市民の差別意識は、解消されつつもあるが、依然として存在していることは意識調査の結果を見ても明らかであり、今後の啓発・教育の重要性がうかがえるものとする。」とした上で、「同和問題を21世紀に向けた人権問題として捉えるべきであるとの基本認識も一致をみている。」と指摘した。

野田市の同和対策は、この意見具申を尊重し、同和対策事業の整理・見直しを進め、住宅新築資金等貸付事業についても、平成13年8月の野田市同和問題連絡協議会において平成13年度末をもって事業廃止の了承を得た。その結果、教育・啓発事業、福祉会館管理運営事業を除くほぼすべての事業が終了した。

また、平成14年2月策定の「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画、平成17年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」、平成22年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」並びに平成27年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」では、同和問題を個別重要課題の一つとして位置付け、これまでの同和問題の取組の成果を踏まえ、なお残る課題である差別意識の解消に向けた取組を積極的に推進することとした。

・啓発資料の活用

差別意識の解消に向け、各種研修会や人権講演会等で「人権ポケットブック」等の啓発資料を配布・活用し、啓発に努めた。

第9節 男女共同参画の推進

第9節 男女共同参画の推進

【人権・男女共同参画推進課】

「第3次野田市男女共同参画計画」（平成27年度～平成31年度）における基本理念「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」に向けた取組を推進するために、基本目標Ⅰ「人権尊重と男女平等が確保された社会づくり」、Ⅱ「女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶」、Ⅲ「男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充」、Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、Ⅴ「生き生きと安心して暮らせる社会づくり」の5つの基本目標のもと、重要性や緊急性を考慮して重点的に取り組むべき項目を設定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

平成27年9月に女性活躍推進法が施行されたことから、平成28年3月に「第3次野田市男女共同参画計画」（平成27年度～平成31年度）を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付け、更なる女性の職業生活における施策を推進している。

Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

男女がそれぞれに自立し、互いに人権を尊重する社会をつくるため、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において、男女平等についての共通の認識が深まるよう啓発活動を実施している。

- ・啓発情報誌「フレッシュ」の発行

市民を対象に男女共同参画に関する情報の提供や、男女平等意識の啓発を進めている。

- ・女性情報コーナーの充実

興風図書館及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーの蔵書の充実を図り、情報提供に努めている。

- ・男女平等教育資料「自分らしく」の配布

小学6年生と中学2年生に配布し、キャリア教育を通して、男女平等についての学習に活用している。

Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「DV相談」や「女性のための相談」などを通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めている。

- ・配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談に応じ、相談から保護・自立支援まで相談者の意思に基づき、総合的な支援を図っている。

年度	DV相談件数
29	延べ168人（実人数73人）

- ・DV防止法に基づくDV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められ、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に緊急一時保護施設（シェルター）で保護するとともに、自立支援を図っている。

運営業務をNPO法人「のだフレンドシップ青い鳥」に委託し、官民が協働した支援を図っている。

年度	一時保護件数	一時保護日数
29	0件	0日

- ・DV問題を含む女性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を毎週木曜日、毎月第2土曜日に開設している。

年度	女性のための相談件数
29	144 件（実人数 53 人）

Ⅲ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、審議会等への女性委員の目標登用率を 50%にすることを目指すとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めている。

Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めるとともに、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図っている。

Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるようにするため、性差に関する知識の普及と生涯を通じて心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を推進している。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めている。

第 10 節 保健事業

第10節 保健事業

1. 母子保健事業【保健センター】

母子保健は母性並びに乳児及び幼児の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、健康福祉センター（保健所）、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら、健診事業、保健指導事業、育児相談事業、歯科保健事業等を行っている。

また、妊娠・出産にかかる医療費や乳幼児等の医療費に対する助成を行い子育ての経済的負担の軽減を図り育児支援に努めている。

(1) 妊娠届出状況

妊娠の届出により母子健康手帳を交付する。

①妊娠届出数 (単位：人)

年度	総数	日本人	外国人
27	936	906	30
28	945	903	42
29	889	858	31

②妊娠届出の時期 (単位：人)

年度	週 数					備考 再交付
	11週以下	12～19週	20週～27週	28週以上	出生後	
27	841	83	12	7	2	35
28	864	62	8	8	3	54
29	815	59	9	4	2	37

(2) 両親学級

初妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、健全な子どもを育てることができるよう指導及び助言を行うほか、両親学級修了者を対象とした同窓会の開催により、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安解消や自信を持つよう対応に努めている。

<コースⅠ（3回1コースを年間7回）>

区分	内容	担当
1回	オリエンテーション・制度について・赤ちゃんを迎えるために 歯の衛生	保健師 歯科衛生士
2回	妊娠中の栄養 妊娠中と産後の過ごし方	栄養士 助産師
3回	赤ちゃんのお世話 先輩ママ・赤ちゃんとの交流	保健師

<同窓会（コースⅠ3回目と同時開催）>

区分	内容	担当
同窓会	オリエンテーション 計測、個別相談、両親学級参加者との交流	保健師 栄養士

<コースⅡ（1回コース年間9回）>

内容	担当
オリエンテーション・簡単にできる体操・オムツ交換・沐浴体験・プレパパの妊婦体験	保健師 助産師

受講者数

(単位：人)

年度	両親学級(コースⅠ)受講者数		両親学級(コースⅡ) 受講者延べ人数	同窓会参加者数	交流会参加者数
	実人数	延べ人数			
27	99	237	189	87	159
28	116	270	203	64	119
29	112	258	230	68	155

(3) 3か月児健康診査

生後3か月児を対象に心身の発育・発達の確認と疾病の早期発見、適切な保健指導と、育児知識の普及を図るために行う。

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
27	1,014	1,005	99.1	268
28	914	899	98.4	295
29	885	859	97.1	273

(4) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に運動面・精神面・視聴覚障がいなどを早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図るために行う。

①1歳6か月児健康診査(一般健康診査)

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
27	1,025	995	97.1	828
28	1,043	1,020	97.8	718
29	951	932	98.0	708

②1歳6か月児健康診査(歯科健康診査)

(単位：人)

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
27	995	7	38	35	0
28	1,020	13	40	59	0
29	932	6	43	20	0

(5) 3歳児健康診査

3歳6か月児を対象に運動機能及び視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等の障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図るために行う。

①3歳児健康診査(一般健康診査)

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	健康管理上注意すべき者(人)
27	1,160	1,074	92.6	608
28	1,143	1,065	93.2	687
29	1,049	970	92.5	620

②3 歳児健康診査（歯科健康診査）

（単位：人）

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
27	1,074	201	122	12	0
28	1,065	200	122	8	0
29	970	159	99	13	0

(6) 5 歳児健康診査

幼稚園及び保育所等で健康診査を受ける機会のない5歳児を対象に発達に関する健康診査を行う。

（単位：人）

年度	対象者の把握数	受診者数	健康管理上注意すべき者
27	12	12	11
28	25	25	13
29	32	32	21

(7) 低出生体重児健康診査

平成 25 年度未熟児訪問事業等が県から市に移譲され、未熟児健康診査を新規事業として開始した。2,500g 未満で出生した児で、6 か月児・1 歳児を対象に医師等による発育・発達の確認、疾病の有無等の早期発見、育児に関する悩みや不安を軽減するための相談・指導を行う。

年度	対象者の把握数（人）	受診者数（人）	受診率（％）	健康管理上注意すべき者（人）
27	199	179	89.9	56
28	178	163	91.6	74
29	165	150	90.9	48

(8) 親子教室

幼児と親を対象に集団遊びをとおして親子の関わり、行動、ことばの発達等の支援を行う。臨床発達心理士、保育士、看護師、保健師が対応する。

（単位：人）

年 度	実人数	延べ人数
27	93	965
28	296	705
29	255	764

(9) 育児相談

乳幼児期の発達状態や育児上の問題・悩み等に対し個別相談を行う。保健師、栄養士、歯科衛生士が個別に対応する。

（単位：人）

年 度	面 接 相 談 延 べ 人 数	電 話 相 談 延 べ 人 数
27	6,476	623
28	4,519	699
29	2,698	1,345

(10) 心理相談・ことばの相談

幼児期の精神発達や情緒問題、ことばの遅れ、その他育児上の問題に対し個別相談を行う。臨床発達心理士、保健師が個別に対応する。

(単位：人)

年 度	面 接 相 談 延 べ 人 数
27	1,341
28	1,051
29	1,193

(11) えだまめクラブ

親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子を中心に保健師・助産師・栄養士・保育士等と気軽に相談できる場をつくり、ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止のために行う。

年 度	開 催 数 (回)	参 加 者 延 べ 人 数 (人)
27	24	263
28	24	295
29	24	232

(12) 妊婦・乳児一般健康診査（医療機関委託）

妊娠中の異常を発見し、流・早産、妊娠高血圧症候群、低出生体重児出生等の防止を図るため、妊娠中の定期健診の費用に対し助成を行う。平成 21 年度から助成回数を 5 回から 14 回に拡充。平成 23 年度から新たに妊婦歯科健診の費用に対し助成を行う。

乳児の発育・発達、栄養状態、精神・運動機能の発達等の異常を早期に発見するため、乳児健康診査の費用に対し助成を行う。

(単位：件)

年 度	受 診 者 延 べ 人 数		
	妊 婦	乳 児	妊婦歯科
27	11,685	1,490	147
28	10,289	1,364	150
29	10,071	1,287	143

※妊婦・乳児健康診査の実績については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日受診分とした。

(13) 妊産婦・新生児訪問指導

初妊婦・ハイリスク妊産婦及び新生児を訪問し、育児や健康管理上必要な保健指導を行う。

委嘱された訪問指導員（助産師または保健師）及び市（助産師または保健師）が家庭を訪問し指導を行う。

(単位：件)

年 度	訪 問 指 導 実 施 延 べ 人 数	
	妊産婦	新生児
27	282	279
28	829	291
29	833	250

(14) 歯科保健指導

歯科保健の重要性を理解させるとともに幼児と学童の歯の汚れやむし歯の点検、正しいむし歯予防の知

識を身につけさせるための指導を行う。

歯科衛生士が対応。

年度	はみがき教室		保育所・学校等の巡回指導		2歳3か月児歯科相談		フッ素塗布	
	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)
27	22	293	136	3,540	52	849	17	232
28	21	279	128	3,106	49	749	17	213
29	21	239	160	3,844	49	836	18	504

(15) 医療費給付事業

母子等医療費助成金支給

妊婦健診を野田市と契約していない医療機関で受けた場合の妊婦健康診査費及び妊産婦の妊娠に係る疾患(医師の認定したもの、出産後2か月まで)、未熟児の医療費に対し助成する。未熟児は公金振替の手続きにより、償還払いにて対応。

年度	内 訳					
	妊婦健診		妊産婦の疾病		未熟児	
	件数 (回)	支給額 (円)	件数 (回)	支給額 (円)	件数 (回)	支給額(円)
27	74	2,084,590	72	6,219,420	60	214,060
28	67	1,812,680	92	8,461,330	44	234,970
29	56	1,611,480	70	6,463,950	43	225,970

(16) 母子関係個別相談(面接・電話)

定期相談以外に随時来所者に対し面接での相談、又は電話相談を行う。(単位:人)

年度	相 談 者 延 べ 人 数		
	妊産婦	乳児	幼児
27	2,504	1,543	4,209
28	2,460	1,138	3,918
29	1,318	745	2,497

(17) 甲状腺超音波検査用助成金

平成28年10月から福島第一原発事故に伴う放射線物質による健康不安の軽減を目的に、甲状腺超音波費用の一部助成を開始しました。

年度	件数	助成額(円)
28	596	2,752,000
29	166	785,000

2. 子ども支援室【子ども支援室】

(1) 妊娠期から18歳までの様々な相談をワンストップで継続的に対応できる拠点として保健師、臨床(発達)心理士、子育て支援総合コーディネーター等を配置している。

妊娠届時に、面接のうえ母子健康手帳を交付し、若年妊婦や疾患を抱える妊婦等、支援が必要と判断さ

れる場合はケアプラン「ゆりかごプラン」を作成し、また保護者や関係機関等からの相談で、発達や養育状況等に課題を抱えるケースについては、子ども用ケアプラン「すこやかプラン」を作成し、関係機関と連携し支援している。

また、平成 28 年 10 月から毎月第 2 日曜日の母子健康手帳交付を開始し、平成 29 年度は 44 件交付した。

① 妊娠届出時面接件数 (単位:件)

年度	区分	妊娠届出	転入妊婦	合計
27	面接件数	420	35	455
	ゆりかごプラン (妊婦用)	88	2	90
28	面接件数	879	77	956
	ゆりかごプラン (妊婦用)	150	16	166
29	面接件数	814	71	885
	ゆりかごプラン (妊婦用)	220	21	241

※ 平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月

② 妊娠届出以外の相談件数 (単位:件)

年度	妊娠届出以外の利用者件数					合計	うち、すこやかプラン (子ども用)
	電話	来室	出張	訪問	文書		
27	167	125	7	2	1	302	17
28	651	255	1	9	0	916	35
29	1,210	415	3	43	0	1,671	111

※ 平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月

(②-1) 相談内容別件数 (延件数) (単位:件)

相談内容 年度	子ども自身に関すること						子どもの養育環境					その他	合計
	乳・食生活	生活習慣	身体発育	発達	病気・医療・障がい	その他	家族・家庭環境	近隣・友人関係	養育者の精神・身体	子ども又は親子で通う施設	その他	行政サービス制度の案内等	
27	16	9	6	104	25	48	83	4	67	82	28	32	504
28	19	22	11	247	54	20	52	1	343	112	25	151	1,057

29	48	12	10	536	66	80	321	4	284	86	74	189	1,710
----	----	----	----	-----	----	----	-----	---	-----	----	----	-----	-------

※ 平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月
 ※ 1 件の相談で複数の相談内容に該当する場合がある

(2) 出産祝品の交付

乳児期から絵本に親しむとともに、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、絵本、イラストアドバイス集、コットンバッグ及び市の配布物を入れた「ブックスタート・パック」を、図書館及び保健センターと連携し、出産の祝品として、3 か月児健康診査時に交付した。
 ブックスタート・パック 857 件 交付

3. 予防接種【保健センター】

感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき行っている。接種日・対象年齢等は、市報「のだ」、ホームページでお知らせしている。

予防接種対象者については、平成 23 年度から厚生労働省の算定方法にならい算出している。

対象者は「各年度に新しく予防接種対象者に該当した人口」、実施者は「各年度における接種対象者全体の予防接種を受けた人員」とした。当該算出方法による実施率は 100%を超える場合がある。

(1) ジフテリア破傷風 (DT) 1 期

予防接種法改正により平成 20 年 4 月から医療機関で個別接種を行う。

対象年齢は、生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で百日せきに罹患した者で 20 日から 56 日までの間隔で 2 回接種、更に 1 期初回接種終了後、12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区 分				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ジフテリア 破傷風 1 期	初回	1 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人
		2 回目	実施者数	0 人	0 人	0 人
	追加		実施者数	1 人	0 人	0 人

(2) ジフテリア破傷風 (DT) 2 期

DPT-IPV、DPT及びDT予防接種の追加免疫をつけるため、1 回接種。小学校 6 年生を対象に学校で集団接種を行っていたが、平成 19 年度から医療機関で個別接種となった。従来小学校 6 年生に一括通知をしていたが、平成 23 年 10 月から 11 歳の誕生月に個人通知をするように変更した。対象年齢は、11 歳以上 13 歳未満で、1 回接種。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ジフテリア破傷風 2 期	対象者数	1,441 人	1,384 人	1,472 人
	実施者数	829 人	887 人	956 人
	実施率	57.5 %	64.1 %	64.9 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、11 歳の人口で算出した。

(3) 日本脳炎

1 期対象年齢は生後 6 か月から 7 歳 6 か月未満で、初回接種を 6 日から 28 日までの間隔で 2 回、更に 1 期初回終了後、おおむね 1 年後に 1 回追加接種。平成 17 年 5 月 30 日付け、厚生労働省から積極的勧奨差し控えの通知があったが、平成 21 年 6 月より新しい日本脳炎ワクチンが 1 期の対象者に対し定期で使用できるようになり、平成 22 年 8 月からは 2 期の対象者にも定期で使用できるようになった。さらに平成 23 年予

防接種法の一部改正に伴い平成 23 年 5 月 20 日から「平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれで 20 歳未満の者」は特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。平成 23 年 10 月 1 日から平成 7 年 4 月 2 日～平成 7 年 5 月 31 日生まれの者も同学年であるため公平になるよう「野田市日本脳炎法定外予防接種」として接種できるようにしたが、平成 25 年度予防接種法の一部改正に伴い、対象者が同様となったため、平成 24 年度で廃止した。また、平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、平成 22 年 3 月 31 日までに日本脳炎の 1 期の予防接種が終了していない者で生後 6 か月から 7 歳 6 か月未満又は 9 歳以上 13 歳未満の者も特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
日本脳炎	初回	1 回目	対象者数	1,166 人	1,135 人	1,050 人
			実施者数	1,167 人	1,139 人	1,028 人
			実施率	100.1 %	100.4 %	97.9 %
		2 回目	対象者数	1,166 人	1,135 人	1,050 人
			実施者数	1,136 人	1,141 人	1,019 人
			実施率	97.4 %	100.5 %	97.0 %
	追加	対象者数	1,265 人	1,166 人	1,154 人	
		実施者数	1,063 人	1,022 人	902 人	
		実施率	84.0 %	87.7 %	78.2 %	
	2 期	対象者数	1,451 人	1,408 人	1,410 人	
		実施者数	745 人	908 人	893 人	
		実施率	51.3 %	64.5 %	63.3 %	
日本脳炎 (特例 対象者)	1 回目	対象者数	—	—	—	
		実施者数	92 人	61 人	52 人	
		実施率	—	—	—	
	2 回目	対象者数	—	—	—	
		実施者数	100 人	64 人	66 人	
		実施率	—	—	—	
	3 回目	対象者数	2,853 人	—	—	
		実施者数	264 人	207 人	126 人	
		実施率	9.3 %	—	—	
	4 回目	対象者数	1,491 人	1,523 人	1,472 人	
		実施者数	176 人	158 人	166 人	
		実施率	11.8 %	10.4 %	11.3 %	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1 期初回は 3 歳、1 期追加は 4 歳、2 期は 9 歳の人口で算出した。特例対象者は厚生労働省の対象者の算出方法で、1 期初回（1 回目・2 回目）、1 期追加（3 回目）は示していないため表記していない。2 期は 18 歳の人口で算出した。

(4) 百日せきジフテリア破傷風（DPT）

対象年齢は生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で、20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。ワクチン製造は、平成 26 年に終了となりましたが、平成 30 年 1 月にワクチン製造が再開されました。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
百日せきジフテリア破傷風	初回	1 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0.0 %	0.0 %
		2 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0.0 %	0.0 %
		3 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	
		実施者数	3 人	0 人	0 人	
		実施率	0.3 %	0.0 %	0.0 %	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1 期初回、1 期追加とも 0 歳の 9/12+1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(5) 麻しん風しん混合 (MR)

平成 18 年 4 月 1 日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が 2 回接種に改正された。1 期対象年齢は、1 歳から 2 歳未満で 1 回接種。2 期対象年齢は 5 歳以上 7 歳未満 (小学校就学前の 1 年間) で 1 回接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
麻しん風しん混合	1 期	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人
		実施者数	965 人	973 人	911 人
		実施率	94.0 %	92.8 %	95.9 %
	2 期	対象者数	1,357 人	1,362 人	1,286 人
		実施者数	1,225 人	1,192 人	1,158 人
		実施率	90.3 %	87.5 %	90.0 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1 期は 1 歳の人口、2 期は 6 歳の人口で算出した。

(6) 麻しん

平成 18 年 4 月 1 日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が 2 回接種に改正された。①風しんの罹患歴があり、かつ保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1 期対象年齢は、1 歳から 2 歳未満で 1 回接種。2 期対象年齢は 5 歳以上 7 歳未満 (小学校就学前の 1 年間) で 1 回接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
麻しん	1 期	実施者数	1 人	0 人	0 人
	2 期	実施者数	0 人	0 人	0 人

(7) 風しん

平成 18 年 4 月 1 日から麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種が 2 回接種に改正された。①麻しんの罹患歴があり、かつ保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1 期対象年齢は、1 歳から 2 歳未満で 1 回接種。2 期対象年齢は 5 歳以上 7

歳未満（小学校就学前の1年間）で1回接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
風しん	1 期	実施者数	0 人	0 人	1 人
	2 期	実施者数	0 人	0 人	0 人

(8) 高齢者等インフルエンザ

対象者は、接種当日 65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する者として厚生労働省令で定める者。接種希望者に対し、医療機関で1回のみ個別接種を行う。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者等 インフル エンザ	65 歳 以上	対象者数	41,882 人	43,354 人	44,565 人
		実施者数	20,995 人	21,382 人	20,889 人
		実施率	50.1 %	49.3 %	46.9 %
	60 歳 以上 65 歳 未満	対象者数	106 人	86 人	78 人
		実施者数	37 人	39 人	35 人
		実施率	34.9 %	45.3 %	44.9 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、65歳以上の人口で算出した。

(9) BCG(結核)

平成 25 年予防接種法の一部改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から対象年齢が 1 歳未満となり 1 回接種。接種は保健センター・関宿保健センターで集団接種、もしくは医療機関で個別接種を行う。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
BCG (結核)	対象者数		999 人	912 人	866 人
	集団	実施者数	516 人	284 人	125 人
	個別	実施者数	505 人	664 人	753 人
	実施率		102.2 %	103.9 %	101.4 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(10) ヒブ感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は生後 2 か月から 5 歳未満で接種開始年齢により 4 回を限度として接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ヒブ 感染症	1 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人
		実施者数	1,006 人	926 人	871 人
		実施率	100.7 %	101.5 %	100.6 %
	2 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人
		実施者数	997 人	917 人	861 人
		実施率	99.8 %	100.5 %	99.4 %
	3 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人
		実施者数	992 人	920 人	863 人
		実施率	99.3 %	100.9 %	99.7 %
	追加		対象者数	999 人	912 人

	実施者数	977 人	1,019 人	920 人
	実施率	97.8 %	111.7 %	106.2 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(11) ヒトパピローマウイルス感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女性で 3 回接種。平成 25 年 6 月 14 日の国の子宮頸がん等ワクチンを「積極的に勧奨すべきではない」との方針を受けて、同年 6 月 18 日より一時見合わせを行っているため、接種者が減少している。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目	対象者数	714 人	696 人	709 人
		実施者数	1 人	2 人	2 人
		実施率	0.1 %	0.3 %	0.3 %
	2 回目	対象者数	714 人	696 人	709 人
		実施者数	1 人	2 人	2 人
		実施率	0.1 %	0.3 %	0.3 %
	3 回目	対象者数	714 人	696 人	709 人
		実施者数	0 人	2 人	1 人
		実施率	0.0 %	0.3 %	0.1 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、13歳女性の人口で算出した。

(12) 小児の肺炎球菌感染症

平成 23 年 1 月 25 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は、生後 2 か月から 5 歳未満で接種開始年齢により 4 回を限度として接種。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
小児の肺炎球菌感染症	初回	1 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人
			実施者数	1,017 人	930 人	874 人
			実施率	101.8 %	102.0 %	100.9 %
		2 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人
			実施者数	1,005 人	920 人	860 人
			実施率	100.6 %	100.9 %	99.3 %
	3 回目	対象者数	999 人	912 人	866 人	
		実施者数	1,002 人	930 人	866 人	
		実施率	100.3 %	102.0 %	100.0 %	
	追加	対象者数	999 人	912 人	866 人	
		実施者数	957 人	1,007 人	923 人	
		実施率	95.8 %	110.4 %	106.6 %	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、初回・追加とも 0 歳の人口で算出した。

(13) 高齢者等肺炎球菌感染症

平成 26 年 10 月 1 日から定期接種化となり、対象者は、当該年度中に 65 歳となる者及び接種当日 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをする者として厚生労働省令で定める者で、かつ、過去に同ワクチンを接種していない者とされた。

また、平成 30 年度までは、70 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの者も対象となり、平成 26 年度に限っては 101 歳以上の者も対象。接種希望者に対して医療機関で 1 回のみ個別接種を行う。市では、定期接種対象外の 65 歳以上の市民にも定期接種対象者と同様の肺炎予防の機会を設けるとともに、同一の自己負担金で接種できるよう制度を整備した。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者 等肺炎 球菌 感染症	定期 接種	対象者数	8,501 人	8,966 人	9,165 人
		実施者数	3,001 人	3,472 人	3,447 人
		実施率	35.3 %	38.7 %	37.6 %
	任意 接種	実施者数	888 人	457 人	255 人

(14) 百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV)

平成 24 年 11 月 1 日より、4 種混合の接種が開始となる。対象年齢は生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で、20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
百日せき ジフテ リア 破傷風 不活化 ポリオ	初回	1 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	1,018 人	947 人	866 人
			実施率	101.2 %	100.1 %	97.6 %
		2 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	1,040 人	964 人	883 人
			実施率	103.4 %	101.9 %	99.5 %
	3 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	
		実施者数	1,048 人	973 人	901 人	
		実施率	104.2 %	102.9 %	101.6 %	
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	
		実施者数	1,045 人	1,068 人	953 人	
		実施率	103.9 %	112.9 %	107.4 %	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の 9/12+1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(15) 不活化ポリオ

対象年齢は生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で、41 日以上の間隔で 2 回投与し、接種は保健センター・関宿保健センターで集団接種を行っていた。平成 24 年 9 月 1 日より、経口生ポリオワクチンは廃止となり不活化ポリオワクチンが定期接種として導入され、医療機関で個別接種を行う。20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
不活化 ポリオ	初回	1 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	9 人	6 人	3 人
			実施率	0.9 %	0.6 %	0.3 %
		2 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人
			実施者数	31 人	24 人	10 人
			実施率	3.1 %	2.5 %	1.1 %
	3 回目	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	
		実施者数	37 人	33 人	12 人	
		実施率	3.7 %	3.5 %	1.4 %	
	追加	対象者数	1,006 人	946 人	887 人	
		実施者数	157 人	61 人	44 人	
		実施率	15.6 %	6.4 %	5.0 %	

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の 9/12+1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(16) 水痘

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日より水痘の予防接種が定期接種となった。

なお、経過措置として平成 26 年度のみ 3 歳から 5 歳未満の者は 1 回接種可能とした。

対象年齢は、1 歳から 3 歳未満で、1 回目の接種終了後 6 か月から 12 か月の間に 1 回接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
水痘	1 回目	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人
		実施者数	1,013 人	967 人	910 人
		実施率	98.6 %	92.2 %	95.8 %
	2 回目	対象者数	1,027 人	1,049 人	950 人
		実施者数	1,214 人	833 人	803 人
		実施率	118.2 %	79.4 %	84.5 %

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1 歳の人口で算出した。

(17) B型肝炎

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成 28 年 10 月 1 日より B型肝炎の予防接種が定期接種となった。

対象年齢は 1 歳未満で、1 回目から 27 日以上あけて 2 回目、1 回目から 139 日以上あけて 3 回目を接種。

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
B型 肝炎	1 回目	対象者数	—	912 人	866 人
		実施者数	—	650 人	873 人
		実施率	—	71.3 %	100.8 %
	2 回目	対象者数	—	912 人	866 人
		実施者数	—	579 人	860 人
		実施率	—	63.5 %	99.3 %
	3 回目	対象者数	—	912 人	866 人
		実施者数	—	152 人	868 人
		実施率	—	16.7 %	100.2 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

4. 地区組織育成事業【保健センター】

(1) 保健推進員活動

母子、成人、老人保健の普及・啓発と地域の情報収集等保健事業の推進のため、各種行政活動への参加等を通して市民と行政とのパイプ役として活動を展開する。

昭和46年度に母子保健推進員として発足。昭和61年度に保健推進員と名称を変更した。

①訪問活動状況

(単位：人)

年度	対象別	妊婦	乳児	未受診	計
27		1,016	1,419	244	2,679
28		128	1,225	215	1,568
29		156	1,339	13	1,508

②その他の活動状況

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修会	開催数	4回	4回	4回
	延べ出席者数	199人	255人	220人
地区連絡会	開催数	56回	53回	56回
	延べ出席者数	538	519人	529人
役員会	開催数	3回	3回	4回
	延べ出席者数	42人	41人	51人
健康づくりフェスティバル	開催数	2回	2回	2回
	延べ出席者数	56人	65人	54人
離乳食講習会	開催数	12回	11回	12回
	延べ出席者数	24人	22人	22人
親子教室	開催数	22回	—	—
	延べ出席者数	42人	—	—

(2) 食生活改善推進員活動

食を通じて市民の健康保持・増進を図り保健事業を推進し「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を地域に広めるとともに、家庭から正しい食生活を普及するための活動を展開する。

昭和46年度に栄養改善推進員として発足。平成8年度に食生活改善推進員と名称を変更した。

① 活動状況（市民に対する活動）

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
保健栄養教室	開催数	6回	6回	6回
	延べ出席者数	92人	75人	75人
ヘルシークッキング教室	開催数	4回	4回	4回
	延べ出席者数	80人	74人	78人
伝達講習会	開催数	37回	26回	24回
	延べ出席者数	935人	445人	422人
おやこ・こどもの食育教室	開催数	4回	3回	3回
	延べ出席者数	74人	60人	63人
食生活展	開催数	2回	2回	2回

(健康づくりフェスティバル)	延べ出席者数	1,950人	1,909人	1,005人
ひとり暮らし老人等 配食サービスへの協力	開催数	18回	18回	17回
	延べ出席者数	312人	318人	274人
離乳食講習会	開催数	12回	12回	※11回
	延べ出席者数	200組	149組	136組
県委託事業	開催数	3回	2回	3回
	延べ出席者数	36人	21人	21人

※離乳食講習会 12回開催但し、食生活改善推進員の参加は 11回

②その他の活動状況

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研修会	開催数	12回	16回	12回
	延べ出席者数	561人	387人	387人
地区連絡会	開催数	80回	54回	73回
	延べ出席者数	346人	223人	297人
役員会	開催数	7回	5回	6回
	延べ出席者数	82人	48人	63人
県代議員会等	開催数	6回	9回	8回
	延べ出席者数	10人	16人	20人
専門部会	開催数	64回	44回	45回
	延べ出席者数	613人	319人	328人
学校・公民館等	開催数	2回	1回	3回
	延べ出席者数	114人	15人	59人

5. 健康づくり推進事業【保健センター】

健康づくりの 3 本柱である栄養・休養・運動の観点から、総合的に健康を考え「自分の健康は自分で守る」というスローガンのもとに、自らの健康づくりの意識を高めるとともに実践できるように啓発、普及することを目的として各種事業を行っている。

(1) 健康づくりフェスティバル

年度	開催数(回)	参加人数(人)	内 容
27	2	1,950	体力測定相談会 食生活展 健康福祉センター(保健所)コーナー 医師会コーナー 歯科医師会コーナー 薬剤師コーナー 保健推進員コーナー 助産師会コーナー 消防本部コーナー 生命の貯蓄体操コーナー(関宿保健センターのみ) 教育研究会栄養士部会のコーナー その他
28	2	1,909	
29	2	1,005	

6. 思春期教育講演会(平成 19 年度からエイズ予防教育講演会を名称変更)【保健センター】(単位:人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	704	1,127	1,299

7. 健康増進事業【保健センター】

三大生活習慣病であるがん、心臓病、脳卒中による壮年期の死亡率を低減させること、健康寿命の延伸を目

標に各種事業を行っている。施策の重点事項として一次予防の充実、集団から個人への対応の促進、がん対策の推進、健康診査の質の確保を掲げ行っている。(平成 20 年度から健康増進法等に基づき実施。)

(1) 健康手帳の交付

40 歳以上で交付を希望する者に、健康手帳を交付。(単位：人)

年度	40～74 歳の希望者	後期高齢者医療受給資格者	計
27	261	52	313
28	214	26	240
29	259	34	293

(2) 健康教育

集団での健康教育として、生活習慣病予防や介護を必要とする状態になることの予防、健康増進などについて正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持増進に資するために講演会や講習会等を実施している。

また、個別での健康教育として、指導が必要な者に対して疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握しながら、6 か月間継続的に健康教育を行うことにより生活習慣行動の改善を支援し生活習慣病の予防に努めている。平成 18 年度より介護保険法の改正に基づき保健事業の変更があり、対象年齢が 40 歳から 64 歳までとなった。

年度	集団健康教育		個別健康教育 (禁煙)	
	開催数 (回)	延べ参加者数 (人)	指導開始者 (人)	指導終了者 (人)
27	273	10,493	7	3
28	255	10,123	2	2
29	210	8,449	—	—

平成 29 年度健康教育の内訳

〈集団健康教育実施状況〉

		開催数(回)	延べ参加者数(人)	開催内容
集団 健康 教育	歯周疾患	26	111	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患予防・口腔ケア ・ロコモティブシンドローム (運動器症候群) 予防、骨粗しょう症及び転倒予防 ・胃がん大腸がんの予防・乳がん自己検診法 ・健康のための運動・食生活のあり方・生活習慣病予防のための日常生活の心得
	ロコモティブシンドローム	6	33	
	病態別	48	6,881	
	一般	130	1,424	
計		210	8,449	

(3) 寝たきり予防キャンペーン活動

「寝たきりは予防できる」という意識を市民の間に浸透させ、健康づくりを意識づけするための施策として「寝たきりにしない“のだ”」キャンペーンを行う。

年度	回数 (回)	会場数	参加者数 (人)	内容
27	2	2	1,950	ちらし・ティッシュ配布 タスキ着用
28	5	5	2,095	

29	4	4	1,160	キャンペーングッズ配布
----	---	---	-------	-------------

(4) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導、助言を行い、家庭における健康管理に資することをねらいとするもので、重点健康相談や総合健康相談を内容として行う。平成 18 年度より介護保険法の改正に基づく保健事業の変更があり、対象年齢が 40 歳から 64 歳までとなった。

年度	重点健康相談		総合健康相談	
	開催数(回)	延べ参加者数(人)	開催数(回)	延べ参加者数(人)
27	63	517	107	361
28	63	408	107	266
29	29	251	111	273

平成 29 年度健康相談の内訳

	項目	開催数 (回)	延べ参加者数 (人)
健康重点相談	歯周疾患	2	70
	骨粗しょう症	27	181
	病態別	—	—
	総合健康相談	111	273
	計	140	524

(5) 健康診査

① 健康診査

医療制度改革により平成 20 年度から健康増進法に基づく健康診査を実施。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
27	1,273	16	1.3
28	1,342	15	1.1
29	1,336	13	1.0

② 肝炎ウイルス検診

肝炎対策(B型、C型)の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるように医療機関で肝炎ウイルス検診を実施。肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減するとともに進行を遅延させるために行う。平成 19 年度から対象者を 40 歳の者と 41 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない者を対象として実施。

年度	種別	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	C型肝炎判定数 (人)	B型肝炎判定数 (人)
27	節目検診	2,301	285	12.4	0	2
	節目外検診	—	1,386	—	11	10
28	節目検診	2,225	305	13.7	0	0
	節目外検診	—	1,151	—	5	6
29	節目検診	2,204	251	11.4	0	0

	節目外検診	—	917	—	3	2
--	-------	---	-----	---	---	---

② 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として行う。平成17年7月から40歳、50歳、60歳、70歳の節目で検診を実施。平成24年度に65歳を追加し、平成26年度には45歳、55歳を追加、平成27年度から20歳を追加、平成28年度から35歳を追加、平成29年度は25、30歳を追加し、実施している。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
27	16,217	1,177	7.3
28	18,458	1,195	6.5
29	22,220	1,199	5.4

③ がん検診

がんの早期発見・早期治療を図るため各種がん検診を行っている。胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・結核肺がん検診は、登録制で過去3年間1度でも受診している者に、各受診券を送付している。

※平成27年度の対象者は、国の定める算定方法に基づき、「平成22年度国勢調査」の報告数を用いています。

※平成28年度の対象者は、平成28年4月1日時点での住民人数を用いています。

※平成29年度の対象者は、平成29年4月1日時点での住民人数を用いています。

ア 胃がん検診

胃がん検診は、市内9会場で集団検診として実施。検診の結果、精密検査を要すると診断された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)
27	43,618	8,131	18.6	210	202	96.2
28	95,024	7,831	8.2	301	285	94.7
29	95,895	7,488	7.8	225	220	97.7

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期胃がん	進行胃がん	その他	異常なし
27	1	4	239	15
28	2	1	273	9
29	4	6	193	17

イ 子宮がん検診

子宮がん検診は、保健センター・関宿保健センターにおいて集団検診、指定医療機関において個別検診として実施。

検診の結果、精密検査を要すると診断された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

平成17年度から20歳以上を対象として実施。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	内訳 (人)		受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)
			集団	個別				
27	34,520 (7,150)	11,575 (385)	3,214	8,361 (385)	33.5 (5.4)	168 (16)	165 (15)	98.2
			集団	個別				
28	64,160 (4,284)	11,349 (165)	3,152	8,197 (165)	17.7 (3.9)	162 (16)	161 (6)	99.4
			集団	個別				
29	64,156 (734)	11,046 (53)	3,077	7,969 (53)	17.2 (7.2)	144 (0)	142 (0)	98.6
			集団	個別				

※平成 28 年度においては「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として子宮頸がん検診の対象者(28 年 3 月 31 日現在 20 歳の女性及び 25 歳から 40 歳以下の 5 歳刻みの検診未受診の女性)に対して自己負担金の無料クーポン券の配布及び検診手帳の交付を実施。

※平成 29 年度においては「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として子宮頸がん検診の対象者(29 年 3 月 31 日現在 20 歳の女性)に対して自己負担金の無料クーポン券の配布及び検診手帳の交付実施。

() 内は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業。

精密検査結果

(単位：人)

年度	子宮がん	その他	異常なし
27	4	123	38
28	4	141	16
29	2	106	34

ウ 肺がん検診

肺がん検診は、結核検診と同時に、市内40会場(延べ)で実施しエックス線及び喀痰検査を行う。平成18年度より40歳から64歳までを登録制で実施している。検診の結果、精密検査を要すると診断された者には、専門医療機関への受診指導を行う。肺がん検診の65歳以上の者には、感染症予防の観点から結核検診を同時実施しているため受診券を全員に送付している。

受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	精検受診 者 (人)	精 検 受診率 (%)	肺がん (人)	結核 (人)
27	43,618 (27,380)	14,858 (11,342)	34.1	170 (153)	163 (147)	95.9	5 (5)	0 (0)
28	95,024 (43,354)	14,580 (11,243)	15.3	185 (169)	181 (166)	97.8	3 (2)	0 (0)
29	95,895 (44,565)	14,838 (11,571)	15.5	161 (153)	154 (146)	95.7	4 (4)	0 (0)

※結核・肺がん検診の対象者で 65 歳以上の対象者は、結核定期結核健康診断を兼ねるため () にて再掲を出しています。

エ 乳がん検診

平成 15 年度より 50 歳以上を対象に、マンモグラフィ検査を(集団検診)保健センター・関宿保健センターにて実施。平成 29 年度より北コミ・南コミを会場に追加。平成 16 年度より 40 歳代を対象に、マンモグラフィ検診(集団検診)を保健センター・関宿保健センターにて実施。

また、30歳代を対象に視触診（集団検診）を実施していたが、平成24年度より視触診（個別検診）に変更し実施。平成29年度からは、超音波検査（集団検診）に変更し実施。検診の結果、精密検査を要すると診断された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	内訳 (人)	受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)
27	31,718 (8,975)	12,915 (742)	集団 11,839 (742)	40.7 (8.3)	515 (45)	495 (41)	96.1
			個別 1,076				
28	57,293 (4,780)	13,089 (536)	集団 11,967 (536)	22.8 (11.2)	535 (40)	526 (39)	98.3
			個別 1,122				
29	57,398 (1,012)	13,339 (353)	集団 13,339 (353)	23.2 (34.9)	525 (21)	514 (20)	97.9

※平成28年度においては「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として乳がん検診の対象者(28年3月31日現在40歳の女性及び45歳から60歳以下の5歳刻みの検診未受診の女性)に対して自己負担金の無料クーポン券の配布及び検診手帳の交付を実施。

※平成29年度においては「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として乳がん検診の対象者(29年3月31日現在40歳の女性)に対して自己負担金の無料クーポン券の配布及び検診手帳の交付を実施。

()内は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業。

精密検査結果

(単位：人)

年度	乳がん	乳がんの疑い	その他	異常なし
27	25	8	250	212
28	14	2	288	222
29	20	2	290	202

オ 大腸がん検診

大腸がん検診は、指定医療機関において個別検診で実施。検診の結果、精密検査を要すると診断された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	大腸がん (人)
27	43,618 (10,416)	18,786 (1,918)	43.1 (18.4)	2,291 (242)	1,373 (110)	59.9	63 (4)
28	95,024	17,776	18.7	1,814	1,060	58.4	40
29	95,895	17,621	18.4	1,782	1,103	61.9	36

※平成27年度は「がん検診推進事業」を実施し、特定の年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女)の方に対して自己負担金の無料クーポン券の配布及び検診手帳の交付を行い、受診率の向上を図った。

()内はがん検診推進事業

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期大腸がん	進行大腸がん	その他	異常なし
27	38	25	942	368

28	17	20	700	323
29	13	12	780	298

(6) 機能訓練

心身の機能が低下しており医療終了後も継続して機能訓練の必要な者、老化等により心身機能が低下している者に対し、心身の機能の維持回復を図ることで明るく希望のある生活が送れるよう支援を行う。

平成18年度より介護保険法の改正に基づき保健事業の変更があり、対象年齢が40歳から64歳までとなった。
受診状況

年度	回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)
27	34	9	71
28	34	6	66
29	—	—	—

(7) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進のための支援を行う。

平成18年度より介護保険法の改正に基づき保健事業の変更があり、対象年齢が40歳から64歳までとなった。
(単位：人)

年度	健康診査の要指導者等		こころの健康づくり		その他 ※	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
27	0	0	2	2	2	2
28	13	13	0	0	0	0
29	26	26	2	16	0	0

※その他は介護保険による自立者、疾病を持った者等を含む。

(8) 在宅訪問歯科保健事業

歯科診療を受けられない 65 歳以上の在宅寝たきり者に対し、口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を行うことにより、健康回復や生活機能の向上を図ることを目的として行う。

利用状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	10	7	7

(9) 後期高齢者健康診査事業

後期高齢者健康診査

医療制度改革により、平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者健康診査を実施。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
27	16,843	4,808	28.5
28	17,718	5,054	28.5
29	19,009	5,659	29.8

8. 防疫事業【保健センター】

市内で感染症患者が発生した場合、消毒等の感染防止に努める。
 なお、隔離・収容は、平成11年度からの県の所管となる。

9. 急病センター診療状況【保健センター】

野田市医師会・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会の協力により、内科（小児科）は毎日夜間診療、歯科は休日診療を行っている。

(1) 内科（小児科）診療患者数

年度	診療日数（日）	地域別患者数（人）		患者総数（人）
		市内	市外	
27	366	523	30	553
28	365	767	67	834
29	365	853	67	920

(2) 歯科診療患者数

年度	診療日数（日）	地域別患者数（人）		患者総数（人）
		市内	市外	
27	73	100	3	103
28	73	92	6	98
29	73	66	11	77

10. 実習生受け入れ状況【保健センター】

年度	期間	人数（人）	学校名
27	5/12～6/19（24日間）	18	・慈恵柏看護専門学校
	7/14～11/13（24日間）	26	・千葉県立野田看護専門学校
	11/2～11/27（10日間）	3	・順天堂大学
	11/6～11/9（2日間）	3	・聖徳大学
28	5/9～6/10（25日間）	11	・慈恵柏看護専門学校
	7/11～11/16（21日間）	20	・千葉県立野田看護専門学校
	11/2～11/25（10日間）	3	・順天堂大学
	11/11～11/18（3日間）	1	・東京家政学院大学
	11/17～11/18（2日間）	3	・聖徳大学
29	5/8～6/9（20日間）	8	・慈恵柏看護専門学校
	6/20～10/27（21日間）	23	・千葉県立野田看護専門学校
	8/23～8/25（3日間）	2	・東京家政大学
	10/5～10/6（2日間）	1	・和洋女子大学
	10/5～10/6（2日間）	2	・千葉県立保健医療大学
	10/31～11/22（10日間）	3	・順天堂大学
	11/16～11/17（2日間）	3	・聖徳大学

第 11 節 地域福祉施設

第11節 地域福祉施設

1. 福祉センター【高齢者支援課】

(1) 中根地域福祉センター

市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉向上を図るため、昭和55年4月1日に開館し、福祉活動はもとより市民の研修、文化活動などに幅広く利用されている。なお、同センターには老人福祉センター(B型)を併設している。

- ・所在地 中根31番地の1
- ・構造 鉄筋コンクリート2階建一部鉄骨造
- ・面積 延べ床面積537.45㎡

中根地域福祉センター 年度別利用実績

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者総数	19,317人	20,897人	20,546人	19,755人	18,700人

(2) 関宿福祉センターやすらぎの郷

地域住民のコミュニティの場として、会議室、調理室、ボランティア室、教養娯楽室、茶室、福祉相談室及び光明石を使用した準天然温泉の温浴施設を備え、平成13年4月1日から開館している。

- ・所在地 古布内1944番地2
- ・構造 鉄骨造平屋建
- ・面積 延べ床面積1,042.42㎡

関宿福祉センターやすらぎの郷 年度別利用実績

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者総数	20,394人	20,885人	21,683人	21,322人	20,920人

2. 福祉会館【人権・男女共同参画推進課】

福祉会館は隣保館と老人憩の家を併設(島会館を除く)し、地域における福祉とコミュニティの拠点として隣保事業の推進及び老人福祉の増進を図るため設置された施設。

(1) 施設の概要

項目 \ 名称	谷吉会館	七光台会館	島会館	関宿会館
所在地	谷津1145番地の3	七光台242番地の1	山崎2549番地	木間ヶ瀬619番地2
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	1,172㎡	1,688㎡	1,435.76㎡	974㎡
延べ床面積	551.33㎡	594.15㎡	507.07㎡	265.40㎡
開館年月日	昭和54年4月1日	昭和59年4月1日	昭和62年4月1日	昭和56年4月1日

(2) 施設の利用概要

谷吉会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開館日数	298 日	296 日
利用件数	1,084 件	976 件
延べ利用者数	12,258 人	11,041 人

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 着付	13 回	180 人
	2 民謡民舞と安来節	13	246
	3 折り紙	13	186
	4 書道	13	191
	5 茶道	13	177
	6 毛糸編	13	158
	7 手作りお菓子	8	96
地域交流事業	1 会館まつり	1	1,180
	2 子ども造形ひろば	3	21
啓発事業	1 隣保館事業について	14	204
	2 人権学習会「高齢者社会の人権問題について(介護のコツ)」	1	29
	3 高齢者講座	1	17
相 談 事 業		1	1
保 健 事 業	1 健康相談	12	91
	2 いきいき体操	13	77
貸 館 事 業		844	8,187

七光台会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開館日数	298 日	296 日
利用件数	1,505 件	1,389 件
延べ利用者数	25,941 人	24,006 人

自主事業

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 茶道	14 回	215 人
	2 生花	14	174
	3 書道	14	201
	4 カラオケ	14	847
	5 ヨーガ	14	203
	6 リズム体操	14	303
	7 パッチワーク	14	206
地域交流事業	1 会館まつり	1	2,080
	2 子ども造形ひろば	3	22
啓発事業	1 隣保館事業について	14	319

	2 人権学習会「認知症サポーター養成講座」 ～認知症の人や家族との付き合い方～	1	21
相 談 事 業		16	16
保 健 事 業	1 健康相談	12	49
貸 館 事 業		1,244	19,350

島会館

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
開 館 日 数	298 日	296 日
利 用 件 数	1,338 件	1,311 件
延 べ 利 用 者 数	19,421 人	18,660 人

自主事業

内 容		回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 民謡	13 回	125 人
	2 茶道	13	216
	3 書道	13	222
	4 大正琴	13	107
	5 生花	13	141
	6 手編	13	167
	7 カラオケ	13	531
	8 ヨーガ	13	160
地域交流事業	1 会館まつり	1	2,386
	2 子ども絵画教室	1	27
啓発事業	1 隣保館事業について	16	283
	2 人権学習会「高齢者社会の人権問題について(介護のコツ)」	1	30
相 談 事 業		19	19
保 健 事 業	1 健康相談	12	75
貸 館 事 業		1,157	14,171

関宿会館

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
開 館 日 数	298 日	296 日
利 用 件 数	1,495 件	1,600 件
延 べ 利 用 者 数	14,143 人	14,816 人

自主事業

内 容		回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 書道	15 回	341 人
	2 料理	13	220
	3 ハワイアン・フラ	13	116
	4 手編	15	272

	5 絵手紙	15	196
地域交流事業	1 会館まつり	1	876
	2 子ども造形ひろば	3	67
啓発事業	1 隣保館事業について	10	167
	2 人権学習会「認知症サポーター養成講座」 ～人と人をつなぐ温かい社会～	1	65
	相 談 事 業	14	14
	貸 館 事 業	1,500	12,482

3. 福祉施設一覧表【各所管課】

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎保育所					
清水保育所	清水 881	883.00	130	S27. 4. 25	7122-5050
花輪保育所	上花輪新町 14	898.90	150	S49. 4. 1	7122-1770
中根保育所	中根 30-1	1,228.26	200	S40. 4. 1	7122-5741
東部保育所	鶴奉 228	806.67	120	S47. 4. 1	7122-7158
南部保育所	山崎 1214	754.30	150	S50. 4. 1	7124-2221
北部保育所	谷津 682-2	771.82	130	S53. 4. 1	7125-4697
尾崎保育所	尾崎 1714	767.16	150	S51. 4. 1	7129-2009
福田保育所	木野崎 1648-6	835.45	120	S54. 4. 1	7138-0577
木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1	653.30	100	S57. 4. 1	7198-3825
乳児保育所	中野台 17	546.17	60	S48. 4. 1	7124-2224
聖華保育園	上三ヶ尾 454-1	718.81	70	H16. 4. 1	7138-2775
こびっぴりすかるのだ保育園	中野台 564-2	398.37	60	H18. 4. 1	7121-0115
こびっぴりすかるせきやど保育園	なみき二丁目 3-3	496.32	70	H21. 4. 1	7136-2211
アスク七光台保育園	谷津 367	497.41	70	H21. 4. 1	7126-5221
アスク川間保育園	尾崎 853-1	411.15	70	H23. 4. 1	7127-1515
こびっぴりすかるさくらのさと保育園	桜の里一丁目 1-5	584.16	60	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく保育園	山崎 1952	632.66	90	H24. 4. 1	7126-5712
アスク古布内保育園	古布内 1527-13	907.62	90	H26. 4. 1	7196-5161
こびっぴりすかるあたご保育園	宮崎 101-1	979.93	150	H26. 11. 1	7199-3297
すくすく保育園分園	山崎 1134-1	448.63	54	H28. 4. 1	7126-5720
聖華未来のこども園	山崎 1778-1	1408.38	69	H29. 4. 1	7125-2325
ひばり保育園	横内 164-7	376.35	15	H27. 10. 1	7123-7635
◎学童保育所					
野田学童保育所	野田 535-2	217.60	50	S40. 12. 1	7122-6377
柳沢学童保育所	柳沢 139	64.00	40	S52. 1. 10	7122-1361
清水学童保育所	清水 773	118.98	40	S53. 4. 1	7125-1672

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
南部学童保育所	山崎 1736	77.00	40	S53. 4. 1	7123-3144
東部学童保育所	鶴奉 269-1	118.98	40	S55. 4. 1	7122-2416
川間学童保育所	中里 556-9	111.54	40	S55. 4. 1	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654-39	118.98	40	S55. 4. 1	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10-17	124.22	50	S56. 9. 1	7129-7503
宮崎学童保育所	宮崎 62-5	118.98	40	S53. 4. 1	7124-9105
山崎学童保育所	山崎 2742-5	95.18	40	S60. 4. 1	7121-4030
七光台学童保育所	七光台 126-2	81.00	40	S61. 4. 1	7127-4808
尾崎学童保育所	尾崎 1415	64.00	40	S61. 4. 1	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488	121.15	40	H 5. 4. 1	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22-1	299.97	106	H13. 4. 1	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2-3	166.08	80	H13. 7. 1	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾 988	119.65	10	H14. 4. 1	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3640	64.00	30	H 9. 4. 1	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作 464	131.51	30	H12. 10. 1	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234-1	66.24	30	H13. 4. 1	7198-8270
関宿学童保育所	関宿台町 171	64.00	40	H17. 7. 1	7196-5535
清水第二学童保育所	清水 773	64.00	38	H22. 10. 1	7123-4780
清水第三学童保育所	清水 773	96.00	58	H29. 4. 1	7121-1936
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12-1	128.00	70	H22. 10. 1	7127-2173
七光台第二学童保育所	七光台 20-1	128.00	58	H22. 10. 1	7128-1330
尾崎第二学童保育所	尾崎 1415	64.00	38	H22. 10. 1	7129-8676
関宿中央第二学童保育所	東宝珠花 234-1	66.20	40	H22. 10. 1	7120-4180
野田第二学童保育所	野田 611	68.90	41	H22. 11. 1	7123-2752
柳沢第二学童保育所	柳沢 139	64.00	38	H22. 11. 1	7125-8671
山崎第二学童保育所	山崎 2733	64.00	38	H22. 11. 1	7125-2563
宮崎第二学童保育所	宮崎 55	143.50	47	H23. 4. 1	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55	65.5	39	H30. 1. 1	7123-3161
みずき第二学童保育所	みずき三丁目 2-3	100.90	48	H23. 4. 1	7123-6261
南部第二学童保育所	山崎 1249-25	106.00	40	H20. 4. 1	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249-40	83.70	40	H23. 4. 1	7126-5716
◎児童館					
中央子ども館	鶴奉 5-1	199.26		S52. 1. 10	7125-1678
うめさと子ども館	山崎 1736	315.98		S54. 4. 1	7124-9106
谷吉子ども館	谷津 1148-3	302.75		S58. 4. 1	7127-0117

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
山崎子ども館	山崎 2742-5	412.17		S60. 4. 1	7124-6739
七光台子ども館	七光台 126-2	399.80		S61. 4. 1	7127-2166
関宿子ども館	木間ヶ瀬 620	155.30		S62. 4. 1	7198-3456
◎老人福祉施設					
複合老人ホーム野田市楽寿園 (養護老人ホーム野田市楽寿園)	鶴奉 264	2,599.68	70	H17. 1. 1 (S41. 4. 1)	7122-1464
老人福祉センター	瀬戸 270	690.90	100	S49. 4. 1	7138-2155
岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名二丁目 12-1	320.66	25	H12. 4. 1	7129-0137
◎障がい福祉施設					
野田市心身障がい者福祉作業所 (指定障害福祉サービス事業所 生活介護・就労継続支援B型)	鶴奉 268	779.88	40	H 8. 4. 1	7125-3322
野田市関宿心身障がい者福祉作業所 (指定障害福祉サービス事業所 生活介護・就労継続支援B型)	西高野 334-1	195.30	20	H 1. 4. 1	7196-3818
あおい空(指定障害福祉サービス 事業所 生活介護)	鶴奉 90	584.35	20	H13. 4. 27	7121-3741
こだま学園(福祉型児童発達支援 センター)	鶴奉 73-1	501.13	30	S47. 4. 1	7122-2916
あさひ育成園(福祉型児童発達支 援センター)	〃	439.31	20	S47. 4. 1	7122-7159
あすなる職業指導所(指定障害福 祉サービス事業所 生活介護・就 労継続支援B型)	〃	1,293.35	40	S49. 4. 1	7124-7307
こぶし園(指定生活介護事業所)	鶴奉 88-1	1,050.99	40	S61. 4. 1	7124-9291
◎社会福祉施設					
中根地域福祉センター	中根 31-1	537.45		S55. 4. 1	7125-0003
関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内 1944-2	1,042.42		H13. 4. 1	7196-8341
谷吉会館	谷津 1145-3	551.33		S54. 4. 1	7129-8444
七光台会館	七光台 242-1	594.15		S59. 4. 1	7129-5087
島会館	山崎 2549	507.07		S62. 4. 1	7122-5170
関宿会館	木間ヶ瀬 619-2	265.40		S56. 4. 1	7198-3685
関宿複合センター	木間ヶ瀬 620	989.20		S62. 4. 1	7198-3685
総合福祉会館	鶴奉 5-1	1,055.40		H14. 4. 1	7124-3939
◎保健施設					
保健センター	鶴奉 7-4	3,351.27		S56. 4. 1	7125-1188
関宿保健センター	東宝珠花 260-1	1,055.22		S59. 4. 1	7198-5011

第 12 節 民間福祉活動

第12節 民間福祉活動

1. 民生委員児童委員【生活支援課】

民生委員は民生委員法により設置が定められ、児童委員は児童福祉法により民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努め、厚生労働大臣の委嘱を受けて、8地区に203人が配置されている。

職務として、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うことや関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図ることである。

また、民生委員児童委員の中に児童の福祉に関することを専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当児童委員との連絡調整の中心的役割を担う主任児童委員が市内8地区に16人配置されており、子どもたちの福祉の向上、健やかに子どもを産み育てる環境づくりのために地域で活動している。

2. 野田市社会福祉協議会【社会福祉協議会・生活支援課】

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉増進を目的とする民間の自主的組織として設置されている。その機能は、調査、討議、広報などにより地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、必要に応じて地域住民の協働促進、関係機関・団体・施設の連絡・調整及び社会資源の育成などの組織活動を行うことを主なものとしている。

名称及び所在地	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会 会長 渡辺 隆 鶴奉5-1
設立経緯	昭和26年10月1日設立 昭和48年12月6日法人格取得
組織	理事 12人 監事 2人 評議員 15人

(平成29年6月23日現在)

(1) 予算（平成 30 年度）社会福祉事業会計

野田市社会福祉協議会

事業活動による収入	金額：千円	構成比%	事業活動による支出	金額：千円	構成比%
会 費 収 入	18,493	4.0	人 件 費 支 出	264,665	57.8
寄 附 金 収 入	912	0.2	事 務 費 支 出	51,802	11.3
経常経費補助金収入	44,975	9.8	事 業 費 支 出	38,710	8.5
受 託 金 収 入	278,427	60.8	貸 付 事 業 支 出	500	0.1
貸 付 事 業 等 収 入	312	0.1	共同募金配分金事業費	3,400	0.7
事 業 収 入	13,190	2.9	助 成 金 支 出	18,053	3.9
障害福祉サービス等事業収入	5,217	1.1			
そ の 他 の 収 入	22	0.0			
受取利息配当金収入	18	0.0			
施設整備等による収入	金額：千円	構成比%	施設整備等による支出	金額：千円	構成比%
施設整備等寄附金収入	0	0.0	固 定 資 産 取 得 支 出	4,000	0.9
その他の活動による収入	金額：千円	構成比%	その他の活動による支出	金額：千円	構成比%
事業区分間繰入金収入	8,203	1.8	基 金 積 立 資 産 支 出	15	0.0
サービス区分間繰入金収入	14,187	3.1	積 立 資 産 支 出	2	0.0
積立資産取崩収入	6,200	1.4	事業区分間繰入金支出	8,203	1.8
前期末支払資金残高	67,696	14.8	サービス区分間繰入金支出	14,187	3.1
			その他の活動による支出	2,130	0.5
			予 備 費	52,185	11.4
合 計	457,852	100.0	合 計	457,852	100.0

(2) 会員及び会費納入状況（平成 29 年度）

野田市社会福祉協議会

種 目	会 員 数	納 入 額
一 般 会 員	39,040 世帯	18,467,566 円
特 別 会 員	72 世帯	84,000 円
法 人 会 員	62 社	1,090,000 円
合 計	39,174 世帯・社	19,641,566 円

(3) 赤い羽根共同募金

29年度は、目標額 17,450,000 に対し、16,131,554 円の実績であった。

赤い羽根共同募金納入状況

千葉県共同募金会野田市支会

種 目	金 額	種 目	金 額
戸 別 募 金	14,787,841 円	職 域 募 金	93,808 円
街 頭 募 金	128,597 円	学 校 募 金	355,172 円
法 人 募 金	766,136 円		
		合 計	16,131,554 円

(4) 歳末たすけあい募金

共同募金運動の一環として 12 月 1 日から 12 月 31 日まで行われている歳末たすけあい募金には、3,255,078 円が寄せられた。(29 年度実績)

(5) 児童福祉

市と健全育成問題を協議すると同時に諸団体への助成を行い、また子どもの遊び場の遊具の補修などにあたっている。

(6) 高齢者福祉

- ・高齢者福祉関係団体に助成し、事業の振興を図っている。
- ・結婚 50 周年を迎えられたご夫婦 32 組に寄席鑑賞と記念写真を贈呈した。

(7) 障がい者(児)福祉

- ・知的障がい者の社会参加を促進し、明るい生活形成を図ることを目的として「じょいんと」事業を実施した。
- ・車いす対応軽自動車「たんぼぼ」の貸出を行い、障がい者等に対する社会参加の促進を図った。
- ・障害者総合支援法に基づく同行援護事業（視覚障がい者に対する外出時の支援）を実施した。

(8) 善意の寄付

市民の皆さん 59 人(団体及び個人)から 492,283 円の金銭並びに物品の寄付が寄せられた。

(9) 災害見舞金

全焼 6 棟、弔慰金 1 件、傷害見舞金 1 件、合計 83,000 円の災害見舞金を支給しました。(29 年度)

(10) 生活福祉資金貸付事業

県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者や身体障がい者世帯の自立更正に必要な各種資金を低利、または無利子で貸付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図った。

生活福祉資金貸付件数の推移

(単位：件)

資金の種類		年度	27	28	29
総合支援資金	生活支援費		0	0	0
	住宅入居費		0	0	0
	一時生活再建費		0	0	0
福祉資金	福祉費		6	5	4
	緊急小口資金		19	12	6
教育支援資金	教育支援費		10	9	4
	就学支度費		5	3	3
不動産担保型	不動産担保型生活資金		0	0	0
生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		0	1	0

(11) 福祉資金貸付事業

福祉関係法律の適用を受けることのできない低所得世帯を主な対象として、資金の貸付と必要な指導援助を実施し、生活の安定と自立更生の促進を図っている。

- ・貸付限度額 10 万円以内
- ・29 年度貸付状況 36 件 貸付額 337,000 円

(12) 野田市成年後見支援センターの運営

認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、支援する。

①相談支援事業

・平成 29 年度相談件数 84 件

②法人後見事業

・平成 29 年度未受任件数 2 件

③日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する支援や、日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する。

・平成 29 年度未契約者数 45 人

(13) 地域ぐるみ福祉ネットワーク推進事業

市社会福祉協議会が推進母体となり、住民参加による地区社会福祉協議会を組織して、地域の福祉需要にきめ細かく対応することのできる体制整備に取り組んでいる。

・地区社会福祉協議会の設置状況

No.	組織名称	設置年月日	No.	組織名称	設置年月日
1	上花輪	H 9. 3. 5	12	南部東	H12. 12. 1
2	清水	H10. 3. 1	13	南部北	H12. 12. 3
3	中根	H11. 6. 27	14	中野台	H12. 12. 14
4	太子堂	H11. 8. 28	15	南部南	H12. 11. 9
5	中央	H12. 3. 24	16	南部中央	H13. 1. 14
6	川間	H12. 4. 14	17	東部	H13. 2. 4
7	上町	H12. 12. 22	18	北部	H13. 2. 10
8	南部第2	H12. 4. 22	19	西部	H13. 6. 17
9	宮崎・柳沢	H12. 7. 20	20	関宿	H15. 8. 2
10	福田	H12. 9. 10	21	二川	H15. 8. 31
11	七光台	H12. 10. 7	22	木間ヶ瀬	H15. 9. 8

(14) 心配ごと相談事業

市民の身近な心配ごと、悩みごとに気軽に応じ、助言・指導を行う心配ごと相談を秘密厳守のもと民生(児童)委員の協力を得て行っている。

・相談日 総合福祉会館相談室：毎週火曜日 毎月第1金曜日 午後1時～4時

野田市心配ごと相談実績 (29 年度)

(単位：件)

相談事項	件数	取扱件数	処 理 状 況				
			解決	再来	民生委員	他機関	その他
生計	3	3	0	0	0	1	2
年金	0	0	0	0	0	0	0
職業・生業	0	0	0	0	0	0	0

関宿福祉センターやすらぎの郷 管理運営事業	市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉の向上を図るために設置された関宿福祉センターやすらぎの郷の管理運営を行っている。
--------------------------	--

②高齢者福祉事業

事業名	内容
介護支援ボランティアポイント事業	介護支援ボランティアとして登録した 65 歳以上の方が、市が指定する介護保健施設でボランティア活動を行い、活動した時間に応じて活動を行った施設からその都度介護支援ボランティア手帳にスタンプを押印してもらい、スタンプの数に応じて年間 5,000 円を上限に、交付金を受け取れる。

③障がい者福祉事業

事業名	内容
ねたきり心身障がい者等移動入浴サービス事業	家庭等において入浴することが困難なねたきり心身障がい者(児)に対し、移動入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行い、ねたきり心身障がい者(児)の福祉向上を図っている。(29年4月末終了)
福祉カー(ゆうあい号)貸出事業	障がい者(児)及び高齢者、団体等に対し、福祉カー(スロープ付自動車)の貸出を行い、障がい者等の社会参加を促進している。(30年3月末受託終了)
身体障がい者教習用自動車の管理運営	身体障がい者が自動車運転技能を修得するため、必要な改造を加えた教習用自動車を管理運営している。
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者が円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、聴覚障がい者に対して手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保している。(29年12月末受託終了)
盲人ガイドヘルパー派遣事業	視覚障がい者が外出等で移動が困難な場合に盲人ガイドヘルパーを派遣し、視覚障がい者の福祉増進を図っている。(30年3月末受託終了)
手話講習会	聴覚障がい者の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方。手話通訳者を目指す方を対象に手話講習会を開催している。
障がい者パソコン講習会	障がい者の情報手段の確保と社会参加を図るために開催している。
要約筆記者派遣事業	中途失聴者・難聴者が円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に中途失聴者・難聴者に対して要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保している。(29年12月末受託終了)
点字・声の広報等発行事業	野田市報の録音CD及び点字(ダイジェスト版)を作成し、視覚障がいのある希望者に送付している。

④児童福祉事業

事業名	内容
育児支援家庭訪問事業	育児、家事等の支援を必要とする産褥期にある母親のいる世帯に支援員を派遣し、育児、家事等の支援を行うことにより、産褥期の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援している。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立支援のための環境整備等の育児支援と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的に実施している。
学童保育所の管理運営	<p>家庭の事情等により家庭保育が困難な児童の保育を行い、児童の危険及び非行化の防止を図っている。</p> <p>○平成13年度・・・北部及びみずき学童保育所</p> <p>○平成14年度・・・三ヶ尾学童保育所</p> <p>○平成17年度・・・関宿学童保育所</p> <p>○平成22年度・・・清水第二・尾崎第二・岩木第二・七光台第二 ・関宿中央第二・山崎第二・野田第二及び柳沢第二学童保育所</p> <p>○平成23年度・・・みずき第二及び宮崎第二学童保育所</p> <p>○平成29年度・・・清水第三及び宮崎第三学童保育所</p> <p>○弾力的な取組内容 ・状況により閉所時間の延長(30分)を実施</p>
児童館管理事業	子ども館の月曜・火曜・祝日の管理業務を行っている。

(18) ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、福祉活動への参加を推進するとともに、組織的なボランティア活動の育成と連携に努めている。

- ① ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋
- ② ニーズの把握及び情報の提供
- ③ ボランティア活動保険の加入
- ④ ボランティア活動に関する資材機材の貸出
- ⑤ ボランティア活動に関する調査研究
- ⑥ ボランティアの発掘及び育成指導

(19) ボランティアセンター登録グループ

(H30.3.31 現在)

No	グループ名	活動内容
1	手作り拡大写本かたつむりの会	弱視者のための「拡大教科書」製作。弱視者のための「拡大写本」の製作。
2	野田市手話サークルけやきの会	聴覚障がいに対する理解を深めるための活動。聴覚障がい者との交流、日常生活における情報提供、サポート。手話の習得、技術向上。
3	野田点訳奉仕会	視覚障がい者への点訳本作製。市や社協からの依頼物の点訳。

4	のだ要約筆記サークル「ほたる」	要約筆記を通して、途中で聞こえなくなった人や聞こえにくい方々の耳代わりとして、その場の話を文字に変えてお伝えすることにより、聴覚障がい者の社会参加のお手伝いをしています。
5	野田理容組合奉仕会	ホーム入所の方にカットのご奉仕。年2回。6月、12月にカット及びシェービング。
6	朗読グループあいの会	音訳を通して視覚障がい者等の福祉向上のために活動。視覚障がい者及び会員相互の親睦。野田市報音訳、その他音訳。
7	点訳の会	視覚障がい者に対する点訳による生活情報の提供活動。
8	上町地区ボランティアグループ	上町区民を対象とする社会福祉事業支援。高齢者福祉（ふれあい広場、歳末友愛訪問等）、青少年育成（挨拶運動、合唱コンクール応援等）。
9	清水ボランティア あしたば	清水地区社協協力支援。ひとり暮らし高齢者見守り。遊友サロン。食事会サロン。鶴寿園ボランティア。清水台小学校児童下校時パトロール。
10	太子堂ひまわり会	太子堂地区社協の実働部隊として活動する。「友愛訪問」、「太子堂ふれあい会」、「いきいきサロン」の開催等。地区内外の他福祉団体の活動への協力、研修会への参加など。広報紙「福祉たいしど」の発行に協力。
11	中根地区社協ボランティア会	中根地区社協の事業の一環として社会福祉の向上と充実を図るため、ボランティア活動を通して地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
12	中野台地区社協ボランティア かすみ草	中野台地区社協での活動。月に一度のサロンで常に顔を合わせて皆さんに何かあった時には、必ず助け合える様な人のつながりができる事を目的とする。
13	南部第2地区社会福祉協議会ボランティア	地域内に於いてふれあいと、支え合いのある心豊かな福祉のまちづくりと、地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。全体行事（お花見会、バス見学会、やすらぎ昼食会等）及びゆうあいサロン、ゆうあい訪問、広報紙の発行など。
14	サポート日の出	川間地区社会福祉協議会第3支部の活動支援し、次の活動を行う。 1 地域住民の交流を促進し、住みなれたまちでいつまでも幸せを感じて暮らせるまちづくりを目指す。 2 子どもの健全育成を通じて明かるいまちづくりを目指す。
15	サロンたんぽぽ	地域の高齢者との情報交換やいこいの場としての活動。
16	西部地区社協ボランティア会	西部地区社会福祉協議会の年間計画に基づく事業全般について事業が円滑に遂行できるよう事前準備段階から後片付けまでを含む協力・支援を行う。

17	明るい社会づくり推進協議会 野田地区	目的 私のできることで皆が明るくなり社会が明るくなること。 内容 清掃奉仕、ポスターコンクール（小・中学生）、「太陽箱」募金、「おひさまといっしょに」「市民ふれあいハートまつり」に参加。その他。
18	未来のまちづくり協議会	野田市内の快適なまちづくりを支援する活動（野田市役所と市民生活に役立つための活動、ジャンルにとらわれない）
19	キャロット	会員同士の人間的成長をはかりつつ地域貢献のための活動をめざす。月2回（第2、第4週の水曜）の高齢者施設への訪問・交流、関宿城まつりの協力参加。エコ・キャップ回収運動の推進協力。
20	支援者 つくしんぼ	障がいのある青年たち（主として知的・精神）の就労の場として、又、就労を目指す人たちの実習の場として喫茶業務の作業の支援を行っている。
21	盲人給食サービスグループ	盲人のための昼食、弁当作り及び会食。
22	園芸福祉ファームお〜い船形促進隊	園芸福祉活動は、自然と人との触れ合いの下で無農薬の野菜、果実や花づくりを通して、五感を体感しながら、生きいきとした暮らしづくりを推進しています。高齢者においては介護予防につながる多様な活動展開、就活に悩む方々においては農園作業に参加しながら自立できる中間支援のネットワークづくりをテーマとする住民参加型の多様な農園づくり。
23	グループひとみ	視覚障がい者の支援。
24	ビオラの会	精神保健福祉向上を目的としたボランティア活動。市内精神保健福祉施設訪問による利用者への支援。斎場売店のサポート。また、そこで培ったノウハウの交換により相互のレベルアップをはかる。
25	福祉の拠点づくり応援隊	は一とふるで運営する施設の除草や環境整備。果樹園の一年間にわたる種々の作業。
26	野田市介護予防サポートボランティアの会	目的:野田市民高齢者の健康づくりを支援。 内容:①はつらつサロンの開催(4地区、5カ所)②野田市が行う「はつらつ教室」事業等をサポート③えだまめ体操の普及④定例会の開催(会員相互の交流)及びTHF ので研修会を受講
27	めだかの会	集団音楽療法。障がいのある(幼児～成人)方の潤いのある豊かな心と生活の質の向上を目的とする。①ST法による、心身に心地よいプレイを親子で楽しみながら情緒・意欲・コミュニケーションを育てる。②基礎運動を行い、心・身体をほぐし整える。
28	介護・認知症の家族と歩む会・野田	認知症の正しい理解の普及、介護の在り方等の講座・ワークショップ等の開催を通じ情報の提供、安心して暮らせる地域づくりを目指す。

29	野田市シルバーリハビリ体操指導士会	シルバーリハビリ体操を通じて高齢者の自立を支援。健康寿命を伸ばし、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援する。
30	野田市国際交流協会	在住する外国人のために日本語教室を毎週日曜日と月曜日に開催。その他外国料理教室、外国語サロン、小学校での国際理解教育支援などを通して国際交流活動の促進を図っている。また、日本人向けに外国人講師による英語、韓国語、中国語のタイ語の講座を開催している。
31	野田市外国人支援グループ	日本語を母語としない野田市在住の人へ行政等へのアクセス支援、そして児童生徒へ日本語学習、日本語の指導、教科補習など教育へのアクセス支援
32	のだ遊ぼうよの会	冒険遊び場として、子どもの外遊びの場所を提供しています。子ども達が「豊かに遊び、伸び伸びと育つことのできる場」をモットーに、禁止事項を極力無くし、自然を素材とした屋外での遊びを地域の人達と運営しています。
33	保育ボランティア「あゆみ」	主に市主催の講座や講演会などの際の幼児の保育活動。公民館その他公共施設での保育。
34	尾崎・子どもを守る会	地域の子供の健全育成を目的として。尾崎小児童登下校時の交通安全見守り。尾崎小・川間小の社会福祉授業支援、グラウンドゴルフ、昔遊び等を通じての交流等。
35	子どもの未来ネットワーク野田	子ども達の声を受け止め、成長を育む地域環境づくり。野田地域においてそれぞれ活動している団体や個人が、各々の特性を出し合いながら、子ども達の為に共同で取り組み、ネットワークの輪を広げ活性化に努めている。
36	おもちゃ病院 野田	壊れたおもちゃの修理・不要になったおもちゃをリサイクルして、子供の「物を大切に作る心を育み」ボランティア活動を通じて社会に貢献する。壊れたおもちゃを可能な限り無料で修理する。子どもが成長し使用しなくなったおもちゃをリサイクルする。
37	学習支援ボランティア	学習環境に恵まれない子供たちの学習を支援する「ひまわり学習会」を運営。
38	なかよし自然隊	一般向け自然観察会の開催。環境イベントへ協力。野田市内の自然保護活動への協力。野田市内の自然に関する調査ボランティア。など
39	一籌会	まめバス停「北コミュニティーセンター入口」から北コミュニティーセンターまでの通路と側溝の清掃及び花壇整備。

40	花の会 野田	花を通して街を美しくするとともに潤いのある豊かな心と平和な社会づくりに貢献することを目的に「咲かせよう街に心にきれいな花を」を基本理念に、毎月第4日曜日にジャスコノア店で花の頒布及び市役所、南北コミセン等の花壇の整備を行っている。
41	野田エコライフ推進の会	地球環境を守るため、地球温暖化効果ガス削減の啓蒙と、市民に出来る対策、省エネルギー、省資源を志向した環境と家計にやさしい生活の普及活動を行う。
42	花の池くらぶ	花の池の環境美化推進による住民の憩いの場提供。各種イベントを開催し、住民同士のコミュニケーション、親睦の進化。
43	くもきり草の会	パブリックゴルフ場の造成に伴って消えようとしていた植物群は貴重な種が多く、豊かな環境であることを市やゴルフ場に伝えつつ、緊急避難的に保護活動を続けてきた。結果、荒れ果てた森だった通称「福田の森」が小動物、昆虫と共に植物群も再生し、自然豊かな森になってきた。ボランティアで森の手入れをすることで、自然を見る目を養い、活力をもらい、植物を育てる知識を養うことができる。身近な自然の大切さとすばらしさを多くの方に知ってもらいたいと活動している。
44	生涯学習ボランティアサークルほのぼのの会	生涯学習を基本理念として”車椅子・目隠し歩行講習会””オープンサタデークラブ””交流会・勉強会”等の実施。”おひさまといっしょに””ふれあいハートまつり”等支援。
45	東葛野田福祉会	市内施設等のボランティア活動、支援活動、福祉施設での売店支援活動、シルバーサロン、デイサービスでの折紙、レクの補助活動、園芸福祉ファームへの支援活動等。
46	むらさきの里 野田ガイドの会	①野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド。②野田市内の名所旧跡等のスライドによるボランティアガイド。③野田市郷土博物館、野田市市民会館の土、日、祝日のガイド。
47	千葉県生涯大学校東葛飾学園野田校友会 (野田校友会)	シニアライフを有意義に過ごす為に、心も体も健康で楽しい仲間づくりを行いながら会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与していくことを目的とする。
48	野田市介護日本語学習支援の会	介護日本語の学習支援。介護に従事、及び介護職を目指す野田市在住の外国人に対して、介護で使う日本語の学習支援を行う。
49	唄と踊りとお話と <small>なおじゅかい</small> 直 寿 会	唄と踊りとお話をタイトルとして、会員全員自己の技術を生かして、福祉施設、デイサービス、地区社協、総合イベント等訪問依頼を頂きなるべくお答えする努力をしています。高齢化の為方向転換せざるを得ず、遠距離送迎希望、体操踊りに転換して行く。
50	野の花会	福祉施設などへの訪問。懐かしい唄、日本舞踊、珍しい民謡踊（秋田大黒舞）、安来節（どじょうすくい）等。

51	ひばり 雲雀 ハーモニカクラブ	社会福祉施設、病院などを訪問しハーモニカの演奏を行う。
52	花あそび松清会	生花（華道）、アレンジメントフラワーの指導ボランティア。”花”を通して、心のふれあい、四季を感じ、指先のリハビリも出来たらと思ひ活動。
53	ろごす腹話術研究会	腹話術、手品、笙、ひちりき、踊りなどの演目の披露による施設訪問。
54	むぎの会	野田市内及び近隣市町村の福祉施設への訪問活動や地域社会の親善活動に参加。歌、踊り、民族芸能等を演じ「良かったね、また来てね」といわれるように励んでいます。
55	表現グループ ゆらぎ	朗読の出前（施設訪問、各種イベント）。舞台朗読。勉強会。
56	おはなしパレット北	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会の開催。
57	おはなしパレットみなみ	ことばで聞く物語は読んで感じるとはまた違った世界をつくり出します。語り伝えられてきたお話は、楽しさ、おもしろさ、そして生きる力や知恵を与えてくれます。そんな素敵世界を、子どもたちそして大人の方々にも味わい、感じてもらえたらと活動しています。
58	おはなしパレット興風	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会の開催と研修。
59	浜富士会	日本の郷土民謡を中心に歌唱、演奏、講演、民謡指導、歌謡曲歌唱、ハーモニカ吹奏、踊り等による披露。
60	ひまわり	紙芝居を見ていただく為、施設等を訪問。多くの皆さんと一緒に紙芝居を楽しみ、笑顔の輪を広げる活動をしています。小さなお子さんには、夢と笑顔を。高齢の方には、昔を思い出して楽しんでいただく事が私たちの目的です。
61	影絵の会「ひまわり」	影絵を作成し、ボランティアで子ども館、保育所また高齢者施設等で上演。市内及び周辺で公演活動。また定例の活動日には影絵を作成・練習。唱歌、童謡、昔話や物語を作成して、光と影の面白さを見ていただく方々にお伝えしたい。
62	野田朗読の会	舞台朗読・訪問朗読・読み聞かせ・依頼図書録音。
63	カ・フラ・オ・イリマアロハ	フラダンスの披露による施設訪問。フラダンスで皆仲良く、楽しく。見る人には笑顔に、元気に。
64	天空	よさこいソーランを踊り、イベントに参加。障がいのある子どもと親が健康維持のためよさこいソーランを楽しく踊りイベントで発表する事で、社会とのつながりを持ち続ける。

65	ソフトブラザーズ	主にナツメロを中心に高齢者の方々の好みにあった曲目をカラオケでなく生演奏で唄い昔を思い出し元気になっていただく事。女性演者の日本舞踊、男性女性演者のダンスも行います。
66	流山三線同好会 ちばんちゅ	三線演奏と沖縄民謡による施設訪問。
67	笑紫会	落語を楽しもう。落語による福祉施設への訪問。落語を通じ会員相互の研鑽、交流をはかり地域の皆様にも落語を楽しんでいただきたい。
68	TOMAC	対象者にあわせ、手品・南京玉すだれ等を織り交ぜ観客も演技者も一緒に楽しく明るく面白くをモットーに施設訪問。
69	榊原清光会	民謡、民舞、銭太鼓等の演目披露による施設訪問。
70	野田マジッククラブ	マジック技術の向上と研鑽を通じて会員相互の親睦と融和を図り、あわせて地域社会との交流・発展に貢献する。
71	ほほえみ	高齢者を対象に施設にお邪魔し、季節に合ったものを折り紙で製作しカレンダーを作る。
72	オカリナサークル <small>もりね 森 音</small>	近隣の市の音楽祭参加。デイサービス、病院、学童保育、地域のイベント等に訪問し演奏。
73	東京理科大学ボランティアサークル ココサボ	ボランティア活動を通して社会に貢献し、子どもたちと関わることで様々な視点から物事を見る力を身につけることを目的としたサークル。野田市、柏市を活動の中心とし、小・中学生、障がいのある方などとの交流やサポートを主にしている。
74	蕎麦道楽 野田式八会	そば打ち披露や試食提供、そば打ち体験をとおして学童の体験学習や福祉施設等への訪問活動を行っている。
75	いちいハーモニー	歌の好きな仲間が集まり、歌を通して親睦を図っています。施設訪問や保育園、幼稚園などの訪問を通して童謡・歌唱等を一緒に歌う活動を共にし、楽しい時間を過ごす。レパトリーとして手品も楽しんでいます。
76	野田市合唱連盟	合唱活動を通して施設の方々との交流し、歌う側もお聴き頂く側も心身ともに活性し、楽しい時間を共有する。学びと地域交流。施設を訪問。グループを結成しての出前コンサートの実施。
77	傾聴ボランティア・ダンボ	市内の高齢者施設を訪問し、傾聴の心を持ってお話し相手をする。
78	おはなしグループ「ゆう」	児童養護施設の子どもたちに「おはなし会」を実施。お話や絵本の楽しみ・力を届け、より強く生きることを励ます。野田市の子育て支援団体と連携して、まめっこフェスティバルに参加。市内の子育て支援の活動に「おはなし」を通して参加していく。時に地域にオープンな講演会・講座を実施する。
79	童謡の会	「高齢者歌のかけこみ寺」今日をたのしく生きる。日本の歌「童謡」心の歌。日本の自然四季・言葉の美しさ・礼節等、生きる上で

		の大切なメッセージを共感する目的。
80	ウクレレマスタークラブ野田	ウクレレ演奏による施設訪問。
81	城学詩吟の会	日本の昔から続く古典に触れてもらい子どもたちに詩吟の楽しさを知ってもらう。詩吟や詩舞の演目の披露による施設訪問。
82	ウクレレを楽しむ会	ウクレレ演奏の披露による施設訪問。
83	しんこう 新 幸 どんぐり劇団	ボランティアグループ梅川洋子一座の企画・プログラムの作成。音響、裏方。
84	メカマハロ ナニ ピカケ	フラダンスの披露による施設訪問。
85	よさこいソーラン野田白龍会	大人と子どもが一緒になって野田市を YOSAKOI ソーランでもっと元気いっぱいにしていこう！と活動。地域活性化・地域密着・世代間交流をコンセプトにしています。
86	ハーラウ・フラ・オ・プアロケ	ハワイアンフラを通して親睦をはかり、心安らぐハワイアンミュージックの癒しの効果をより多くの人と共有したい。ハワイアンフラ披露による施設訪問。
87	リバーズハーモニカクラブ	ハーモニカの演奏の技術の向上及び演奏により出来るだけ多くの方々に楽しみと慰安に役立つ様な活動を目的とする。
88	ベンツ	ギター演奏による歌と歌まね披露で施設訪問。
89	ハンドベルクワイア Largo	野田市文化祭に参加。福祉施設等で依頼されたら施設へ訪問して演奏を行う。
90	野田ギターアンサンブル	目的：音楽を楽しむ。年に1回の演奏会とボランティア活動。
91	野田市演芸ボランティアグループ「仕出し屋」	デイケア、病院、自治会等施設の要望により訪問して、会員の演芸等を披露する。
92	ジャムとコッペパン	歌（童謡、ミュージカル）や踊りの披露による施設訪問。 歌を通して元気を届ける。
93	よたろう楽団	各種福祉施設、デイサービス、病院、自治体など。皆様のご要望により訪問。メンバーの演奏（ハーモニカ、ピアノ、サクソなど）を披露。演奏を通して全ての人が、楽しい時間を共有するとともに、地域に根づいた活動ができる事を目標としています。①演奏曲リクエストは応相談、②参加メンバーにより演目内容に変動あり。
94	ボランティアグループひまわり	舞踊、寸劇、詩吟、唄、朗読、お茶出し（茶道立札道具あり）による市内老人ホーム等の施設訪問等
95	すずらんの会	三味線の演奏や太極拳、唱歌での施設訪問。皆さんに楽しい時間を過ごして頂く。
96	ひろぜん	エレクトーンとギター、歌による施設訪問。

97	東京理科大学マジックサークル PALM	マジックの披露による施設訪問。
98	梅川洋子一座 野田支部	民謡、演歌、民舞、手品、空手（演舞）などによる施設訪問。内容については、時間内を楽しく愉快に過ごせるよう訪問先の担当者との打ち合わせを行います。
99	公の会サンキスト	音楽を通じて音楽の楽しさを共有し、交流を計ってゆく。演奏、歌（主にナツメロ）体操、踊りによる施設訪問。
100	じゅげむ♪びよん♪	高齢者施設・福祉施設・学童保育所・病院等への施設訪問。大道芸（南京玉すだれ）・リンパ体操・ギター演奏・歌。
101	木洩れ日（こもれび）	紙芝居・お話等による施設訪問。デイサービス、老人会、自治会、各種シニアサークルなどに全国各地の選りすぐった昔話・民話・世界の名作を紙芝居とお話、朗読でお楽しみいただきます。
102	ツェルコバアンサンブル	施設訪問。楽器演奏（フルート他）
103	千葉県立関宿城博物館サポーターグループ	団体見学者への展示解説、資料整理、古文書の解説、郷土食指導、昔の道具体験指導。
104	プロジェクト 落語で“まちおこし”	大衆芸能である落語を普及させることで、落語で“まちおこし”を図る。素人落語自慢東葛大会の開催を当面の目標とする。

(20) 野田市斎場売店「セレシヨップやすらぎ」事業

市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加促進のため、野田市斎場の中に売店を開設した。また、事業の円滑化を図るため、斎場売店事業運営委員会を設置し、当事者のケア対策及び効率的経営に努めた。

①開設日

- ・開設日・・・平成14年4月18日

②営業日及び時間

- ・友引及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日。（ただし、斎場の利用がある場合は、このかぎりでない。）
- ・原則として、午前8時45分から午後6時まで。（ただし、友引の日に開業するときは、午後3時30分からとする。）

※通夜の依頼があるときは、午後6時以降も対応

③従事者体制(30年3月末)

- ・当事者・・・6人
- ・支援者・・・10人

